

国営東京臨海広域防災公園
運営維持管理業務
民間競争入札実施要項
(案)

平成21年9月1日

国土交通省関東地方整備局

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	2
1.1 対象施設の概要及び対象業務の内容	
1.2 サービスの質の設定	
1.2.1 包括的な質の設定	
1.2.2 個別業務の質の設定	
1.2.3 創意工夫の発揮可能性	
1.2.4 モニタリング方法	
1.2.5 委託費の支払い方法	
1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項	
2. 実施期間に関する事項	13
3. 入札参加資格に関する事項	14
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	20
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	24
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	29
7. 民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項	30
8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	31
9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項	36
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	37
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	38

国営東京臨海広域防災公園維持管理業務民間競争入札実施要項(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、関東地方整備局は、公共サービス改革基本方針（平成21年7月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象施設の概要及び対象業務の内容

(1) 対象施設の概要

<対象施設>

施設名称 国営東京臨海広域防災公園
所在地 東京都江東区有明2丁目・3丁目
敷地面積 6.7ha

<施設概要>

体験学習施設（本部棟内）

本部棟概要

構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建 延面積：9517.5㎡

うち、本業務の対象となる展示室関連室、事務室の面積は以下の通り

1階 展示室1：354.0㎡
1階 展示室2：256.2㎡
1階 展示室3：553.6㎡
1階 公園事務室：178.9㎡
1階 カフェコーナー：208.2㎡
2階 防災ギャラリー：307.7㎡
2階 レクチャールーム：352.9㎡
2階 情報ラウンジ：99.6㎡

園地工作物

園地植栽

※詳細は別紙8「管理数量一覧」を参照のこと。

<開園時間>

国営東京臨海広域防災公園（以下「本公園」という。）は、平成22年夏の開園を予定している。

本業務の履行期間における開園日・開館日は原則として以下のとおり。

公園（予定）

期間	開園・休園	開園時間
4月1日～12月30日	開園	06:00～20:00
12月31日～1月1日	休園	—
1月2日～3月31日	開園	06:00～20:00

体験学習施設（予定）

期間	開館・休館	開館時間
4月1日～12月30日	開館	09:30～17:00 毎週月曜日閉館予定
12月31日～1月1日	休館	—
1月2日～3月31日	開館	09:30～17:00 毎週月曜日閉館予定

<施設目的>

本公園は、首都直下地震等の大規模な災害発生時に、現地における被災情報のとりまとめや災害応急対策の調整を行う「緊急災害現地対策本部」等が置かれる首都圏広域防災のヘッドクォーター及び広域支援部隊のコアベースキャンプ、災害医療の支援基地として、東扇島地区（川崎市）の物流コントロールセンターと一体的に機能する防災拠点施設であり、平成13年の都市再生プロジェクト第一次決定に基づき事業化された。

その後、首都圏広域防災拠点整備協議会における検討や都市公園法施行令の一部改正を経て、平成15年に都市計画決定された、わが国で初めての国営防災公園事業である。

平常時には、関係機関が連携して防災に関する情報交換や各種シミュレーション・訓練など、発災時に備えた活動を行う場や、広く国民がさまざまな体験・学習・訓練を通じて防災への関心を高め、実際に災害に対応できる知識や知恵、技術、自助・共助の心を習得する場として、また臨海副都心の都市集積・集客性を生かした魅力ある空間となるよう、整備するものである。

(2) 対象業務及び業務内容

本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について企画立案を行い、業務の実施計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、植物の育成・維持管理、工作物等公園施設の維持管理、清掃、巡視・保安警備、利用者に対するサービスの提供、利用者指導、救急、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理をいつつ実施するものである。

また、委託費で行う行催事に加え、公園管理者の許可を受けた上で、独立採算により各種行催事を開催するなど、参加者が防災に興味を持つとともに、公園の利便性や魅力が高まるよう業務が効果的に行われることを期待するものである。

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりであり、その業務内容を以降に示す（詳細は別紙1「仕様書」を参照のこと。）。

本業務の実施にあたっては、受注者に委ねられる自由度が大きいことから、基幹的広域防災拠点としての機能を適切に理解した上で、体験プログラムや訓練等

の行催事を積極的に企画し、関係機関・協力者と密接に連携することが求められる。また、一定のサービス水準の維持及び利用者の安全確保のため、各業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

※ 自主事業の内容については防災に関する普及啓発に関連するものを主とするが、近隣に十分配慮したうえで、臨海副都心におけるアメニティ拠点としての本公園の利用促進につながる行催事（利用料金を徴収するものを含む）、飲食の提供、物販も可能とする。

※ 費目でみると、本業務は、委託費を充当する「本業務全体の企画立案及びマネジメント業務」、「運営維持管理業務」、「植物管理業務」と、委託費を充当しない「自主事業」により構成される。

なお、会計上の注意として、民間事業者は、委託費を自主事業の赤字補填に用いてはならない。

また、委託費で行う事業と自主事業の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

<対象業務>

1) 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

運営維持管理全般について企画立案を行い、業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行う。

2) 運営維持管理業務

① 工作物管理

日常、適宜巡回点検し、破損の原因となる箇所の小規模な修繕を適切に行う。

② 清掃

公園利用の動向、塵芥の発生量、天候等に応じて適切な措置をとり、常時、清潔に保つ。

③ 運営管理

利用者指導及び利用者サービス、広報・行催事等に関する業務を行う。

使用料の徴収等、利用者指導及び利用者サービス、救急、広報・行催事等、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

利用者の安全・安心を確保し、管理を行う。

④ 発災時利用者避難誘導業務

大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、民間事業者は入園者を園外の一時的な避難場所に避難誘導するとともに、国の活動が円滑に実施されるように、備品及び展示装置等の移動を行う。

⑤ 自主事業

運営維持管理方針に沿って、公園の設置目的達成や利用促進の一環として、委託費を使わず実施する事業を積極的に実施する。

3) 植物管理業務

利用状況、景観、及び生物の生育環境等に応じ、植物の特性にあった年間業務計画を作成し、植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行う。

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.2.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.2.2 参照）は以下のとおりとする。

1.2.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は次表のとおりとする

基本的な方針	主要事項	達成すべき質																	
防災に関する普及啓発を着実に実施するとともに本業務を通して、より多くの利用者に快適な公園利用を可能とする	利用者数の確保	<ul style="list-style-type: none"> 体験学習施設の入館者数 (各年度毎に年間10万人以上。ただし、初年度は7万5千人以上とする。) 																	
	利用満足度の向上	<ol style="list-style-type: none"> 「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」の回答比率^{※1}(履行期間の平均で40%以上) <ul style="list-style-type: none"> 「体験学習施設のサービス」に関する「不満である」の回答比率^{※2}(履行期間の平均で2%以下) 「自主事業及び委託費を充当する行催事^{※3}」に関する「満足できる」の回答比率^{※1}(履行期間の平均で30%以上) <ul style="list-style-type: none"> 「自主事業及び委託費を充当する行催事^{※3}」に関する「不満である」の回答比率^{※2}(履行期間の平均で2%以下) 「自主事業及び委託費を充当する行催事^{※3}」における防災に関する学習効果について「満足できる」の回答比率^{※1}(履行期間の平均で30%以上) <ul style="list-style-type: none"> 「自主事業及び委託費を充当する行催事^{※3}」における防災に関する学習効果について「不満である」の回答比率^{※2}(履行期間の平均で2%以下) 																	
	行催事の実施回数	<ul style="list-style-type: none"> 自主事業を除く行催事の実施回数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>目的・テーマ</th> <th>参加者</th> <th>開催頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災関連の普及啓発(大規模)</td> <td>100人程度以上</td> <td>2回/年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">防災関連の普及啓発(中規模)</td> </tr> <tr> <td>近隣施設との連携によるもの^{※2}</td> <td>50人程度以上</td> <td>12回/年以上</td> </tr> <tr> <td>市民との協働によるもの^{※2}</td> <td>50人程度以上</td> <td>12回/年以上</td> </tr> <tr> <td>防災関連の普及啓発以外の行催事^{※2}</td> <td>50人程度以上</td> <td>12回/年以上</td> </tr> </tbody> </table>	目的・テーマ	参加者	開催頻度	防災関連の普及啓発(大規模)	100人程度以上	2回/年以上	防災関連の普及啓発(中規模)			近隣施設との連携によるもの ^{※2}	50人程度以上	12回/年以上	市民との協働によるもの ^{※2}	50人程度以上	12回/年以上	防災関連の普及啓発以外の行催事 ^{※2}	50人程度以上
目的・テーマ	参加者	開催頻度																	
防災関連の普及啓発(大規模)	100人程度以上	2回/年以上																	
防災関連の普及啓発(中規模)																			
近隣施設との連携によるもの ^{※2}	50人程度以上	12回/年以上																	
市民との協働によるもの ^{※2}	50人程度以上	12回/年以上																	
防災関連の普及啓発以外の行催事 ^{※2}	50人程度以上	12回/年以上																	

※1：別紙5「公園の利用に関するアンケート調査票」のQ12-2, 3, 4に対して「満足できる」と回答した割合。

※2：別紙5「公園の利用に関するアンケート調査票」のQ12-2, 3, 4に対

して「不満である」と回答した割合。

※3：「行催事」とは学習プログラム、体験プログラム、講習会、展示会、防災訓練等をいう。（以下同じ。）なお、行催事は、公園の機能（別紙1「仕様書」第1条）及び運営維持管理方針（別紙1「仕様書」第17条）に則して行うものとする。

①「近隣施設との連携によるもの」とは、民間事業者が委託費を用い、東京都内の防災関連部局（消防、警察、インフラ企業等）、近隣の学習施設等や、公共施設（区役所、病院等）と連携して実施する行催事をいう。

②「市民との協働によるもの」とは、民間事業者が委託費を用い、地域を限定せず防災に関わるNPO団体やボランティア、研究機関等と連携して実施する行催事、また自前で解説ボランティア等を立ち上げて育成して実施する行催事をいう。なお、「近隣施設との連携関連」の行催事を除く。

③「防災関連の普及啓発以外の行催事」とは、民間事業者が委託費を用いて実施する、環境関連の学習や本公園の利用促進につながる行催事をいう。なお、「防災関連の普及啓発」をテーマとするものを除く。

1.2.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質の最低水準は別紙1「仕様書」による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項4.(2)3)③参照。）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は具体的な理由や根拠を示すこと。

(1) 企画立案及び本業務全体のマネジメント業務

多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ちつつ、実施方法が決定され、更にこれらの業務の適切な進捗管理が行われていること。

(2) 運営維持管理業務

1) 工作物管理

指定された業務内容を実施し、工作物等の機能及び劣化の状態を調査し、異常又は劣化がある場合は、必要に応じた対応措置が判断・実行され、性能が常時適切な状態に保たれていること。

2) 清掃

指定された業務内容を実施し、汚れを除去することにより、快適な公園環境が保たれていること。

3) 運営管理

指定された業務内容を実施し、貸室の使用料の徴収、国庫への納入など

を行うとともに、公園の利用者に対する適切なサービスが提供されていること。

4) 発災時利用者避難誘導業務

大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、入園者を園外の一時的な避難場所に避難誘導するとともに、国の活動が円滑に実施されるように、備品及び展示装置等の移動が行われていること。

(3) 植物管理業務

利用状況、景観、季節及び生物の生育環境等に応じ、植物の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、民間事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等）に努めるものとする。

(1) 企画提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供するサービスの質の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書（本実施要項4. 参照）を提出すること。

- 1) 体験学習施設の利用者数の確保
- 2) 利用者満足度の向上
- 3) 基幹的広域防災拠点としての役割
- 4) 多様な利用プログラムの提供
- 5) 近隣施設との連携
- 6) 市民協働
- 7) 維持管理
- 8) 利用者の安全・安心
- 9) 少子高齢化・福祉社会
- 10) 自主事業

(2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

民間事業者は、下記に示す各業務の最低水準として示された別紙1「仕様書」に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項4. 参照）を提出すること。

- 1) 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

- 2) 運営維持管理業務
- 3) 植物管理業務

1.2.4 モニタリング方法

関東地方整備局は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に民間事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について下記に示すモニタリング調査を実施する。モニタリング調査は本公園の開園以降に実施する。

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
利用者数の確保	・ 体験学習施設の年間入館者数	・ 管理月報の確認 (毎月実施)	関東地方 整備局
利用満足度の向上	1) ・ 「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」の回答比率 ・ 「体験学習施設のサービス」に関する「不満である」の回答比率 2) ・ 「自主事業及び委託費を充当する行催事」に関する「満足できる」の回答比率 ・ 「自主事業及び委託費を充当する行催事」に関する「不満である」の回答比率 3) ・ 「自主事業及び委託費を充当する行催事」における防災に関する学習効果について「満足できる」の回答比率 ・ 「自主事業及び委託費を充当する行催事」における防災に関する学習効果について「不満である」の回答比率	・ アンケート調査 (2ヶ月毎に実施) ※アンケート調査票は別紙5「公園の利用に関するアンケート調査票」を参照のこと ※関東地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙5「利用実態調査実施計画書(案)」によりアンケート調査を実施する。サンプル数は年間で1000件程度とし、園内主要箇所において、対面式で行う予定である。	関東地方 整備局
行催事の実施回数	・ 行催事の実施回数	・ 管理月報の確認 (毎月実施)	関東地方 整備局
個別業務の質の確保	・ 「1.2.2個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・ 管理月報の確認 (毎月実施)	関東地方 整備局

1.2.5 委託費の支払い方法

民間事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、達成すべき質（本実施要項 1.2.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.2.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。

関東地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、質及び最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

なお、民間事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

また、委託費の支払いにあたっては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58に基づく協議が整った場合において、民間事業者は委託料の概算払を請求することができる。ただし、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。

1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項

（1）消耗品

本業務を行ううえで民間事業者が使用する消耗品や付属品については、全額を民間事業者の負担とする。また、提供施設・貸付物品（別紙6「提供施設・貸付物品の取扱い」を参照のこと。）を損傷した場合は民間事業者が負担し、関東地方整備局へ返却するものとする。

（2）光熱水費

関東地方整備局は、民間事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供する（原則として、自主事業の実施にかかるものを除く。）。

（3）法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の1）から3）のいずれかに該当する場合には関東地方整備局が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

- 1）本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設

2) 消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

3) 上記1)、2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

(4) 民間事業者と関東地方整備局の責任分担

	項 目	関東地方 整備局	民間事 業者
	内 容		
公園施設の管理	公園施設の管理（関東地方整備局による設置・管理許可に基づき他の者が設置・管理している施設は除く。）		○
物品の管理	関東地方整備局より提供のあった物品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本実施要項に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
開園・開館日時の変更	開園・開館日時の変更に伴う経費の増減		○
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の補修	民間事業者の責めに帰すべき事由による場合（民間事業者による管理が不適切なために補修が必要になった場合も含む。）。		○
	補修にかかる費用が年間合計100万円を超えない場合（上記を除く。）。		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	
利用者への損害	民間事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合（民間事業者の不適切な施設管理による利用者の怪我等）		○

	別紙1「仕様書」第30条第3項の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	民間事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	

(5) 資料等の作成・提出の指示

本務の遂行上、必要に応じて関東地方整備局から業務状況を把握するための資料等の作成及び提出を指示する。これらについて、資料及び資料に付随するデータの著作権は関東地方整備局に帰属する。

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成22年4月1日～平成25年3月31日

(上記に係る予算措置については、平成22年度予算要求予定であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。)

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 予決令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (4) 開札日において、国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること(本実施要項4.(2)2)に示す申請書類(以下「申請書類」という)の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。)
- (5) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (7) 関東地方整備局が、本業務とは別に発注する本業務の実施状況について、評価分析等を行う業務の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある業者でないこと。
- (8) 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務有識者等委員会の構成員又は構成員が属する民間事業者でないこと

(9) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。

(10) 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1. 1. (2) に掲げる業務を担当する企業は、業務内容に応じて次頁に示す「表 1 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと（参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。）。

表1 企業の業務実績等に関する要件

企業	①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務に必要な要件	②運営維持管理業務に必要な要件	③植物管理業務に必要な要件
業務実績	下記の a) ～d)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務（本実施要項 1.2.2(1)参照）について、下記の期間における実績を1件以上有していること。	下記 a) ～d)のいずれかを対象とした運営維持管理業務（本実施要項 1.2.2(2)の1)～4)の全て又は複数行っていること）について、下記の期間における実績を1件以上有していること。	下記 a) ～d)のいずれかを対象とした植物維持管理業務（本実施要項 1.2.2(3)参照）について、下記の期間における実績を1件以上有していること。
内容	a)都市公園の種別として、地区公園以上（地区公園、総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園）。 b)園地管理を含むレクリエーション施設 ^{※1} 又は観光・商業施設 ^{※2} 。 c)展示面積 1,000 m ² 以上の常設展示施設。 d)特殊法人、公益社団法人もしくは地方公共団体が開設し、国もしくは地方公共団体が後援する屋外展示を含む博覧会。		
期間	a)～c)においては、平成12年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務（いずれも再委託による業務の実績は含まない）であること。 d)においては、平成12年度以降に完了した1件につき開催期間がおおむね2ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において1件につき開催期間がおおむね2ヶ月以上継続する予定の業務（いずれも再委託による業務の実績は含まない）であること。		
注意事項	共同体等の代表者の中心的役割を担った業務のみを実績とする。	共同体等の一員（代表者以外）としての実績も認める。	
資格要件	—	—	1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること。 平成22年4月1日時点で上記資格を有していること。

※1 レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、植物園、水族館、動物園、テーマパーク、ゴルフ場、牧場等)。

※2 観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)

(11) 配置予定者の業務実績等に関する要件

本実施要項 1. 1. (2) に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 2 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと（参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。）。

表2 配置予定者の業務実績等に関する要件

配置予定者	①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務の業務責任者※2（総括責任者※1）	②運営維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者
業務実績※2	下記 a)～d) のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務において総括責任者もしくは業務責任者の実績を1件以上有し、その実績は下記の期間であること。また、その延べ経験年数はア)、イ) のいずれかであること。	下記 a)～d) のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務において総括責任者もしくは業務責任者の実績1件以上有しその実績は下記の期間であること。また、その延べ経験年数はア)、イ) のいずれかであること。	下記 a)～d) のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務において総括責任者もしくは業務責任者の実績を1件以上有し、その実績は下記の期間であること。また、その延べ経験年数はア)、イ) のいずれかであること。
内容	a)都市公園の種別として、地区公園以上（地区公園、総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園）。 b)園地管理を含むレクリエーション施設又は観光・商業施設。 c)展示面積1,000㎡以上の常設展示施設。 d)特殊法人、公益社団法人もしくは地方公共団体が開設し、国もしくは地方公共団体が後援する屋外展示を含む博覧会。		
期間	a)～c)においては、平成12年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務（いずれも再委託による業務の実績は含まない）であること。 d)においては、平成12年度以降に完了した1件につき開催期間がおおむね2ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において1件につき開催期間がおおむね2ヶ月以上継続する予定の業務（いずれも再委託による業務の実績は含まない）であること。		
経験年数	ア) a)～c)においては、延べ2年以上の総括責任者の経験。d)においては、延べ4ヶ月以上の総括責任者の経験。 イ) a)～c)においては、延べ3年以上の業務責任者の経験。d)においては、延べ6ヶ月以上の業務責任者の経験。		
資格要件	—	—	1級造園施工管理技士。 平成22年4月1日時点で上記資格を有していること。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者は、平成22年4月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。 ・単体企業にあっては、上記①の業務責任者1名を総括責任者とする。 ・共同体にあっては、上記①の総括責任者は代表企業に所属する者とする。 ・総括責任者は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者は他業務の業務責任者を兼務することができる。 ・総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。なお、病気・死亡等極めて特別な場合でやむを得ない場合は除く。やむを得ず総括責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の総括責任者と同等以上の者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。 ・開園期間中は、総括責任者又は業務責任者1名以上による勤務体制とし、緊急対応も含め迅速な対応を行えるようにすること。 		

※1:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。

※2:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。

(12) 共同体での入札について

本業務の実施にあたっては、単体企業で参加することも、本実施要項 3. の資格要件を満たす単体企業で構成される共同体とすることも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、本業務全体の企画立案及びマネジメント業務を担当する企業は、本業務全体の企画立案及びマネジメント業務、運営維持管理業務、植物管理業務の各業務を包括的に管理すること。

1) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。

- ① 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務
- ② 運営維持管理業務
- ③ 植物管理業務

共同体の構成員のうち一企業が、上記に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。

2) 入札参加者は、共同体として参加する場合、「競争参加者の資格に関する公示」(平成 21 年 9 月 28 日付け関東地方整備局長)に示すところにより関東地方整備局長から本業務に係る共同体としての競争参加者の資格(以下「共同体としての資格」という。)の認定を受けている者であることとする。

3) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続を行うこととする。代表企業は、上記 1) ① 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務を担当する企業とする。

4) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

5) 単体企業、または、共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3. に示す入札参加資格に関する事項(1)から(9)の全ての要件を満たすこと。

6) 参加に際しては、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した協定書(またはこれに類する書類)を作成し、申請書類と併せて提出すること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

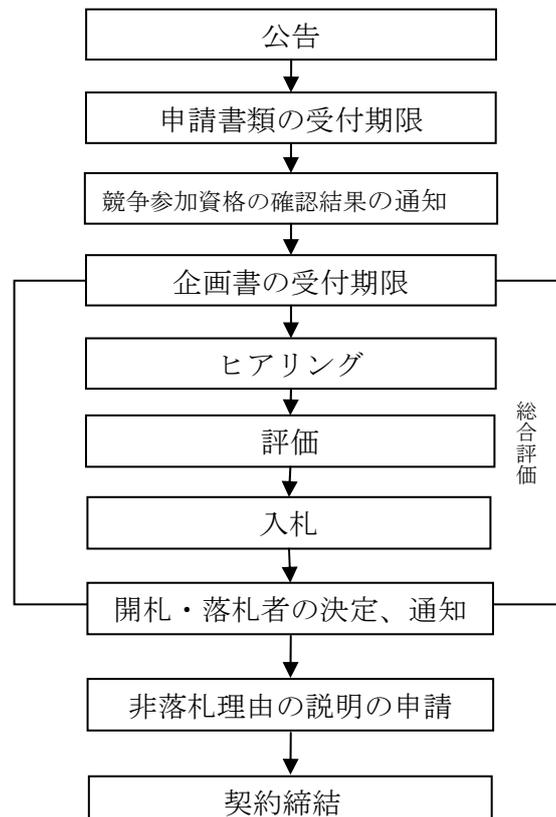
(1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|---|
| 1) 公告 | : 平成 21 年 9 月 28 日 |
| 2) 資料閲覧及び現地見学 | : 平成 21 年 9 月 28 日～ |
| 3) 入札等に関する質疑応答 | : 平成 21 年 9 月 28 日
～平成 22 年 1 月 13 日 |
| 4) 申請書類の受付期限 | : 平成 21 年 10 月 28 日 |
| 5) 競争参加資格の確認結果の通知 | : 平成 21 年 11 月 11 日 |
| 6) 企画書の受付期限 | : 平成 21 年 12 月 11 日 |
| 7) ヒアリング | : 平成 21 年 12 月 16 日 |
| 8) 評価 | : 平成 22 年 1 月中旬頃 |
| 9) 入札 | : 平成 22 年 1 月 21 日 |
| 10) 開札・落札者の決定 | : 平成 22 年 1 月 22 日 |
| 11) 契約締結 | : 平成 22 年 4 月 1 日 |

※企画書の作成にあたり、以下により資料閲覧及び現地見学をすることができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

資料閲覧及び現地見学については予約制とし、事前に発注者に書面（様式自由）にて申し込むものとし、発注者は閲覧日時を通知する。

入札の実施手続フロー図



(2) 入札実施手続

1) 提出書類

民間競争入札に参加する民間事業者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類及び企画書を提出する。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載すること。

2) 申請書類の内容

① 競争参加資格確認申請書（様式1-1）

② 企業の業務実績（様式1-2）

※面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

③ 業務責任者の業務実績（様式1-3）

※面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）及び業務経歴証明書（様式1-8）を添付する。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付する。

④ 守秘性に関する要件（様式1-4）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付する。

⑤ 業務実施体制（様式1-5）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付する。（任意書式）

⑥ 実施方針（様式1-6）

※年間業務計画書を添付する。（任意書式）

⑦ 再委託の予定（様式1-7）

⑧ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式に添付のこと）

⑨ 申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

⑩ 業務経歴証明書（様式1-8）

⑪ 共同体で参加する場合の協定書の写し

⑫ 欠格事由該当性の審査に必要な資料である入札参加者等確認書

3) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

① 表紙（様式 2-1）

② 企画提案

ア) 体験学習施設の利用者数の確保（様式 2-2-1）

※数値目標の設定とともにどのような取り組みによってそれを実現するか具体的に記述すること。

イ) 利用者満足度の向上（様式 2-2-2）

※数値目標の設定とともにどのような取り組みによってそれを実現するか具体的に記述すること。

ウ) 基幹的広域防災拠点としての役割（様式 2-2-3）

※基幹的広域防災拠点としての本公園の役割の理解、発災時に向けた体制、訓練、利用者への本公園の役割についての理解促進のための取り組みについて記述すること。

エ) 多様な利用プログラムの提供（様式 2-2-4）

※災害に関する知識、技術、自助互助共助の意識の習得の観点から、屋外多目的広場を含めた体験学習施設の運営プログラムの実施内容について記述すること。

オ) 近隣施設との連携（様式 2-2-5）

カ) 市民協働（様式 2-2-5）

キ) 維持管理（様式 2-2-5）

ク) 利用者の安全・安心（様式 2-2-5）

ケ) 少子高齢化・福祉社会（様式 2-2-5）

コ) 自主事業（様式 2-2-5）

③ 改善提案（様式 2-2-5）

業務の最低水準として示された別紙 1 「仕様書」に対する提案を行う場合、仕様書類に定める項目と提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

4) ヒアリングの実施

ヒアリングでは、実施方針および企画書に記載された事項について質疑応答を行う。

また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

① 実施場所：関東地方整備局

- ② 実施期間：別途通知
- ③ ヒアリング時間：別途通知
- ④ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

5) 開札にあたっての留意事項

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、入札中は、関東地方整備局長（支出負担行為担当官）が特にやむ得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

6) その他

- ① 競争参加資格の確認及び企画書の評価は、申請書類及び企画書の資料提出期限の日をもって行うものとする。
- ② 申請書類及び企画書の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 関東地方整備局は、提出された申請書類及び企画書の資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出された申請書類及び企画書の資料は、返却しない。
- ⑤ 提出期限以降における申請書類又は企画書の資料差し替え及び再提出は認めない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

民間事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価にあたり、客観性を確保するため、第三者の有識者4名で構成される国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務有識者等委員会の意見を聴取し、評価を行うものとする。

(1) 民間事業者決定にあたっての質の評価項目の設定

民間事業者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基礎項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。（「表3 基準評価項目及び得点配分」参照。）

1) 基礎項目審査

基礎項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、基礎項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点50点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

2) 加点項目審査

基礎項目審査で合格した入札参加者に対して、加点項目について審査を行う。（加算点計120点）

各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて決定している。

表3 基準評価項目及び得点配分

実施要 項区分	区分	項番	基準評価項目	得点配分		審査対象 様式	
				基礎点	加算点		
① 基礎 項目 審査	業務共通						
	実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか。(共同企業体で参加する場合、各企業の連携が可能な体制であるか)	0/10	—	様式 1-2 ~ 1-8	
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか。	0/10	—		
	業務に対する認識	3	業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	0/10	—		
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	0/10	—		
現行基準レベルの確保 の実態	5	各業務の提案内容は、要求水準が確保されているものとなっているか。	0/10	—	様式 2-2-1~5		
② 加 点 項 目 審 査	企画提案						
	体験学習施設の利用 者数の確保	6	体験学習施設の年間入館者数について、目標とする入館者数を設定の上、その利用者数確保に向けた具体的で実現性のある提案が示されているか。	—	0~15	様式 2-2-1	
	利用者満足度の向上	7	体験学習施設のサービスの満足度について、目標とする満足度を設定の上、その満足度の達成に向けた具体的で実現性のある提案が示されているか。	—	0~15	様式 2-2-2	
		8	自主事業及び委託費を充当する行催事の満足度について、目標とする満足度を設定の上、その満足度の達成に向けた具体的で実現性のある提案が示されているか。	—	0~15		
	基幹的広域防災拠点 としての役割	9	基幹的広域防災拠点としての本公園の役割の理解度が高いか、また防災時に向けた体制、訓練、利用者への本公園の役割についての理解促進のための取り組みの具体性、妥当性があるか。(様式2-2-3とあわせ、様式1-5、1-6の内容も勘案して評価する)	—	0~15	様式 2-2-3	
	多様な利用プログラ ムの提供	10	災害に関する知識、技術、自助互助共助の意識の習得の観点から、屋外多目的広場を含めた体験学習施設の運営プログラムの実施内容について具体性、妥当性があるか。	—	0~10	様式 2-2-4	
	近隣施設との連携	11	防災に関する活動や連携イベントの実施のため、近隣の公共機関や学習施設等との協力関係を構築するに当たっての具体手法や留意点について実現性、妥当性があるか。	—	0~5	共通様式 2-2-5	
	市民協働	12	防災に関する活動や連携イベントの実施のため、防災関係のNPO団体、ボランティア等との協力関係を構築するに当たっての具体手法や留意点について実現性、妥当性があるか。	—	0~5		
	維持管理	13	展示施設・工作物・植物の維持管理における工夫について具体性、妥当性があるか。	—	0~5		
	利用者の安全・安心	14	利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について具体性、妥当性があるか。	—	0~5		
	少子高齢化・福祉社 会	15	体験学習施設におけるサービス提供に当たり、乳幼児連れや高齢者、障害者の方の円滑な利用のための工夫、配慮について具体性、妥当性があるか。	—	0~5		
	自主事業	16	自主事業の実施内容について公園の効用・魅力の向上の観点からの具体性、妥当性、積極性があるか。	—	0~15		
	改善提案						
	各業務の最低水準と して示された仕様書 に対する改善提案	17	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。	—	0~10	共通様式 2-2-5	
	合計得点				0~50	0~120	—

(2) 民間事業者決定にあたっての評価方法

1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令 79 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記 2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き民間事業者を決定するものとする。

2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項 5. (1) により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

② 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項 5. (1) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

なお、本業務における技術点（基礎点 50 点＋加算点 120 点）の満点は 170 点とする。

③ 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝価格点×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格点は 30 点とする。

④ 基礎項目審査の評価方法

基礎項目審査については、業務が実施可能な最低基準を示す以下の評価基準を満たしているかによって評価する。

表4 基礎項目審査の評価基準

区分	基準評価項目	評価基準
実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。（共同体で参加する場合、各企業の連携が可能な体制であるか）	提案する運営内容に対して提案する職務区分の設定が正しく行われている。
	提案された内容が実現可能な体制であるか。	提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が正しく行われている。
業務に対する認識	業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	年間業務計画（様式1-6）に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。
	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	実施方針（様式1-6）が、仕様書に定める運営維持管理方針と適合している。
現行基準レベルの確保の実態	各業務の提案内容は、要求水準が確保されているものとなっているか。	仕様書に定める実施要領を満足した上で、様式2-2-1～5の提案内容について実現性が高いものとなっている。

⑤ 加点項目審査の評価方法

加点項目審査のうち、体験学習施設の利用者数の確保、利用者満足度の向上の2つについては、提案した数値（目標値）とその実現性について評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（0点）ものとする。

上記以外の項目は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して評価する。

原則として以下の3段階評価に基づいて評価する。

評価基準		評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の配慮や工夫がなされており評価できるが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき配慮や工夫は見られない。	配点×0.00

3) 留意事項

民間事業者が決定したときは、遅滞なく、民間事業者の氏名若しくは名称、落札金額、民間事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で民間事業者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

平成22年度より新規開園のため、従来の実施に関する情報は無い。

7. 民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 施設概要

主要施設：本部棟

構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建

延面積：9517.5㎡

うち、本業務の対象となる展示室関連室、事務室の面積は以下の通り

1階 展示室1：354.0㎡

1階 展示室2：256.2㎡

1階 展示室3：553.6㎡

1階 公園事務室：178.9㎡

1階 カフェコーナー：208.2㎡

2階 防災ギャラリー：307.7㎡

2階 レクチャールーム：352.9㎡

2階 情報ラウンジ：99.6㎡

(2) 設備

1) 使用出来る設備については、本業務に関係する設備全てとする。

2) 本業務に支障を来さない範囲において、民間事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

1) 総括業務責任者・業務責任者

別紙1「仕様書」第8条による。

2) 業務計画書の作成と提出

別紙1「仕様書」第9条による。

3) 業務報告書

別紙1「仕様書」第10条による。

4) 検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員等の検査・監督体制は次の通りとする。

① 調査職員等

ア) 総括調査職員

国営昭和記念公園事務所長（予定）

イ) 主任調査職員

国営昭和記念公園事務所副所長（予定）

国営昭和記念公園事務所総務課長（予定）

国営昭和記念公園事務所防災公園課長（予定）

ウ) 調査職員

国営昭和記念公園事務所総務課総務係長（予定）、経理係長（予定）

国営昭和記念公園事務所防災公園課工務係長（予定）

② 検査・監督体制

ア) 民間事業者は、業務終了後に調査職員へ連絡すること。

イ) 民間事業者からの連絡を受けた場合には、関東地方整備局長から任命された検査職員は業務計画書に基づく業務履行の検査を行うものとする。

(2) 調査への協力

1) 調査職員等は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、民間事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳

簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

- 2) 立ち入り検査をする調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づく者であることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

調査職員等は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して調査職員等が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員。）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 個人情報の取扱い

別紙1「仕様書」第3章第39条～49条による。

(6) 契約に基づき落札者が講ずべき措置

1) 業務の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め関東地方整備局の承認を受けなければならない。

2) 公正な取扱い

- ① 民間事業者は、本業務の実施にあたって、本公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- ② 民間事業者は、本公園利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。（自主事業として行う場合など、関東地方整備局から許可を受けた事業を行う上で必要な場合を除く。）

4) 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない（自主事業として行う場合など、関東地方整備局から許可を受けたものを除く）。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

7) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

8) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

9) 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

10) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、関東地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについて

は、関東地方整備局が負担する。

11) 再委託の取扱い

- ① 民間事業者（共同体を含む。）は本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- ② 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。
本業務における総合的企画、業務遂行管理、各業務手法の決定及び運営維持管理業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断（本業務全体の企画立案及びマネジメント）。
- ③ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで総括調査職員の承認を受けなければならない。
- ④ 民間事業者は、上記②及び③により再委託を行う場合には、民間事業者が関東地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「（４）秘密の保持」及び本項（「（６）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記②から④までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

12) 契約解除

関東地方整備局は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- ② 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

13) 契約解除時の取扱い

- ① 上記 12) に該当し、契約を解除した場合には、関東地方整備局は民間事業

者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

- ② この場合、民間事業者は、契約金額から上記①の委託費を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として関東地方整備局の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 関東地方整備局は、民間事業者が前項の規定による金額を関東地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 関東地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

14) 委託内容の変更

関東地方整備局及び民間事業者は、本件業務の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

15) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と関東地方整備局が協議するものとする。

16) 業務計画書の提出

契約を行う前に、民間事業者は業務計画書を提出し、その内容について関東地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

17) 業務内容の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について関東地方整備局と協議を行い、関東地方整備局の承認を受けなければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、関東地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 関東地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、関東地方整備局は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、関東地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は関東地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査方法

関東地方整備局は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

(2) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成24年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(3) 調査方法及び項目

本実施要項1.2「サービスの質の設定」により設定した事項。

(4) 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務有識者等委員会への報告

上記調査項目に関する内容について、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務有識者等委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務有識者等委員会に示す報告を踏まえ、関東地方整備局において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、関東地方整備局は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び法第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 関東地方整備局の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項8.1により行う。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

1) 罰則等

- ① 本委託事業における使用料の管理に従事する者は、刑法（明治40年法第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・本実施要項8.1(1)1)～3)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項8.1(1)4)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・正当な理由なく、本実施要項8.1(3)による指示に違反した者
- ③ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記②の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記②の刑を科されることとなる。

2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省関東地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

実施要項に関連する別紙・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
仕様書	別紙1	国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務仕様書（案）	1 ～ 18
	別紙2	公園パンフレット	19 ～ 35
	別紙3	総括業務責任者届・業務責任者届 様式	36 ～ 37
	別紙4	国土交通本省委託契約取扱要領	38 ～ 48
	別紙5	利用実態調査実施計画書（案）	49 ～ 52
	別紙6	提供施設・貸付物品の取扱い	53 ～ 57
	別紙7	業務委託費で取得した備品の取扱い	58 ～ 60
	別紙8	管理数量一覧	61 ～ 75
	別紙9	実施要領	76 ～ 89
	別紙10	事故情報記録 様式	90 ～ 91
	別紙11	使用料手続	92 ～ 95
	別紙12	申請書手続	96 ～ 105
	別紙13	東京臨海広域防災公園における行為の禁止等に関する取扱要領（案）	106 ～ 110
	別紙14	体験学習施設の設計時の年間利用者想定（参考資料）	111
様式	様式1-1	参加表明書	112
	様式1-2	企業の業務実績	113
	様式1-3	業務責任者の業務実績	114
	様式1-4	守秘性に関する要件	115
	様式1-5	業務実施体制	116
	様式1-6	実施方針	117
	様式1-7	再委託の予定	118
	様式1-8	業務経験証明書	119
	様式2-1	表紙（企画書）	120
	様式2-2-1 ～2-2-5	企画提案、改善提案	121 ～ 125

国営東京臨海広域防災公園
運営維持管理業務仕様書
(案)

平成 2 1 年 9 月

国土交通省関東地方整備局

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 条 目的.....	1
第 2 条 適 用.....	2
第 3 条 準拠規定.....	2
第 4 条 民間事業者の義務.....	4
第 5 条 履行場所及び履行期限.....	4
第 6 条 開園時期.....	4
第 7 条 履行日及び履行時間.....	4
第 8 条 総括責任者及び業務責任者.....	5
第 9 条 業務計画書.....	5
第 10 条 業務報告書.....	6
第 11 条 記録の提出.....	6
第 12 条 事業評価業務.....	7
第 13 条 負担の範囲.....	7
第 14 条 提供施設・貸付物品の取扱い・業務委託費で取得した備品の取扱い.....	8
第 15 条 検査等の立会い.....	8
第 2 章 業務概要	9
第 16 条 国営東京臨海広域防災公園（以下、「本公園」という）の概要.....	9
第 17 条 運営維持管理方針.....	9
第 18 条 業務内容及び業務対象.....	10
第 19 条 事前協議事項.....	11
第 20 条 救急対応.....	11
第 21 条 別途工事又は業務調整.....	11
第 22 条 発注者の要請への協力.....	12
第 23 条 安全管理及び入園に際して.....	12
第 24 条 近隣への配慮.....	12
第 25 条 自主事業.....	12
第 26 条 使用料等の帰属と徴収事務.....	14
第 27 条 使用料の徴収等.....	14
第 28 条 申請書の受付.....	14
第 29 条 体験学習施設の名称等.....	15
第 30 条 発災時利用者避難誘導業務.....	15
第 31 条 防災訓練.....	15
第 32 条 保険の付保及び事故の補償.....	15
第 33 条 消防計画作成・消防訓練の実施.....	16
第 34 条 官公署への連絡、届出.....	16
第 35 条 協議等.....	16
第 36 条 情報公開.....	16
第 37 条 本業務の再委託.....	16
第 38 条 本業務の引継.....	17
第 3 章 個人情報取り扱いについて	17
第 39 条 基本的事項.....	17
第 40 条 秘密の保持.....	17
第 41 条 取得の制限.....	17
第 42 条 利用及び提供の制限.....	17
第 43 条 複写等の禁止.....	17
第 44 条 再委託の禁止.....	18
第 45 条 事案発生時における報告.....	18
第 46 条 資料等の返却等.....	18

第47条	管理の確認等.....	18
第48条	管理体制の整備.....	18
第49条	従事者への周知.....	18

第 1 章 総 則

第 1 条 目的

東京臨海広域防災公園は、首都直下地震等の大規模な災害発生時に、現地における被災情報のとりまとめや災害応急対策の調整を行う「緊急災害現地対策本部」等が置かれる首都圏広域防災のヘッドクォーター及び広域支援部隊のコアベースキャンプ、災害医療の支援基地として、東扇島地区（川崎市）の物流コントロールセンターと一体的に機能する防災拠点施設であり、平成 13 年の都市再生プロジェクト第一次決定を経て事業化された。

その後、首都圏広域防災拠点整備協議会における検討や都市公園法施行令の一部改正を経て、平成 15 年に都市計画決定をみたわが国で初めての防災公園事業である。

事業にあたっては、平常時の活用も考慮して、都市公園事業により国土交通省と東京都が役割分担を行い整備することとされ、平常時には関係機関が連携して防災に関する情報交換や各種シミュレーション・訓練など、発災時に備えた活動を行う場、広く国民がさまざまな体験・学習・訓練を通じて、防災への関心を高め、実際に災害に対応できる知識や知恵、技術、自助・共助の心を習得する場、臨海副都心の都市集積・集客性を生かした魅力ある空間とするものである。

国営公園の計画面積は 6.7ha で、隣接する都立公園 6.5ha と合わせると 13.2ha。国営公園は平成 22 年夏開園、都立公園は平成 22 年夏開園（一部を除く）、平成 23 年度全面開園を予定している。

運営維持管理方針のもとに総合的に整備、運営維持管理を進める。

東京臨海広域防災公園の機能（首都圏広域防災拠点整備協議会決定事項）

【発災時の機能】

●首都圏広域防災のヘッドクォーター

国、地方公共団体等の緊急災害現地対策本部を設置し、被災時の情報収集・集約、国、被災都県市、指定公共機関等関係機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮を行うなどの本部機能

●広域支援部隊のコアベースキャンプ

広域支援を行う自衛隊、消防、警察の統制所として緊急災害現地対策本部と連携を密にとるための広域支援部隊等コア部隊のベースキャンプ

●災害医療の支援基地

救助活動と医療活動の適切な連携のための情報共有化、トリアージの実施のための資機材・設備の提供等、災害時医療支援体制の支援機能

【平常時の機能】

①平常時から活用される防災拠点機能

●発災時の機能発揮に備えた平常時運用

東京臨海広域防災公園が首都圏広域防災のヘッドクォーター等としての機能を円滑に発揮するためには、発災時に備えた施設の運用等を平常時か

ら行う必要がある。そのため、本部機能を果たす施設やオープンスペースを平常時から活用し、関係機関が連携して防災に関する情報交換や各種シミュレーション・訓練など、発災時に備えた活動を行う。

●災害に対応できる知・技・心の習得

臨海副都心に位置する大規模なオープンスペースという立地条件を生かし、広く国民がさまざまな体験・学習・訓練を通じて、防災への関心を高め、実際に災害に対応できる知識や知恵、技術、自助・共助の心を習得する場とする。

②臨海副都心におけるアメニティ拠点機能（屋外空間）

人々の魅力的な憩いの場となるよう、東京湾臨海部の緑の拠点として機能しながら、臨海副都心の都市集積・集客性を生かした魅力ある空間として整備を行う。

公園内にある有明の丘基幹的広域防災拠点施設（以下、「本部棟」という。）は、「内閣府エリア」、「国交省エリア」並びに「共用エリア」、「設備機械エリア」により構成される施設である。

内閣府エリアは首都直下の地震等災害の発生により、災害対策基本法に基づき、緊急災害現地対策本部が設置され、国の災害応急対策拠点となる施設である。

国交省エリアは平常時において体験学習施設を通じて防災知識の普及を図る場として活用することとしており、平成22年夏からの開館を予定している。

民間事業者は、公園及び本部棟内の体験学習施設の運営維持管理、並びに自主事業の実施により上記目的を達成することに努める。

第2条 適用

本仕様書は、国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

民間事業者は本業務の実施にあたり、国営公園と都立公園は実質的に一体的な公園であることを踏まえ、都立公園の業務との調整に努める。

第3条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の基準等に準拠する。

- (1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
同法施行令、同法施行規則、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
指導基準（東京都）
- (3) 消防法、同法施行令、同法施行規則（消防庁）
- (4) 建築基準法、同法施行令、同法施行規則
- (5) 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- (6) 下水道法
- (7) 水道法

- (8) 水質汚濁防止法
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 騒音規制法
- (12) 振動規制法
- (13) 建設業法
- (14) 遺失物法
- (15) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (16) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律、同法施行令
- (17) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- (18) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (19) 熱供給規定・熱供給規定実施細則 (東京臨海熱供給株式会社)
- (20) 熱供給に関する申し合わせ書
(国営昭和記念公園事務所・東京臨海熱供給株式会社)
- (21) 再生水利用事業実施要項 (東京都下水道局)
- (22) 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱
(東京都下水道局)
- (23) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (東京都)
- (24) 東京都屋外広告物条例、同施行規則 (東京都)
- (25) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- (26) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (27) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- (28) 移動等円滑化の促進に関する基本方針
- (29) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- (30) 公園のユニバーサルデザインマニュアル
- (31) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針
- (32) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- (33) 物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律
- (34) 国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令
- (35) 国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する事務取扱規則
- (36) 東京臨海広域防災公園における行為の禁止等に関する取扱要領
(別紙13)
- (37) 建築保全業務共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (38) 建築保全業務報告書の手引き (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (39) 建築工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (40) 建築改修工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (41) 電気設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (42) 機械設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (43) 電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房電気通信室)

- (44) 土木工事共通仕様書 (国土交通省)
- (45) 土木設計業務等の電子納品要領(案) (国土交通省)
- (46) その他、関係諸法令

第4条 民間事業者の義務

1. 運営維持管理者（以降、「民間事業者」という。）は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 民間事業者は、本業務の実施にあたって、常に発注者又は発注者が委託契約書の規定により指定した職員（以下「調査職員」という。）と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成をはかるものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第5条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所
〒135-0063 東京都江東区有明2丁目・3丁目
別紙2「公園パンフレット」参照
2. 履行期限
平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。

第6条 開園時期

開園を以下の通り予定している。

暫定開放：平成22年4月頃予定（園地のみ）

本開園：平成22年夏頃（園地及び体験学習施設の全面開園）

式典等を実施する場合の主たる準備は別業務にて行うが、民間事業者は運営維持管理業務履行者として、式典において協力を行う。式典と合わせて行催事を重点的に行うこと。

なお、隣接する都立公園は平成22年夏の開園（一部を除く）、平成23年度内の全面開園を予定している。

暫定開放期間中は、体験学習施設の開館・本開園準備作業（学習プログラム、教材の作成、広報、パンフレット印刷、ホームページ作成、利用者誘致、問い合わせ対応等）を他の業務（工作物管理、植物管理、清掃、巡視、発災時利用者避難誘導業務等）と平行して行う。

第7条 履行日及び履行時間

1. 本業務の履行期間における予定開園日・予定開館日は原則として以下のとおりとする。

公園

期間	開園・休園	開園時間
4月1日～12月30日	開園	06:00～20:00
12月31日～1月1日	休園	—
1月2日～3月31日	開園	06:00～20:00

※ 発災時の円滑な利用転換のために夜間は閉園する。

※ 公園の門の開門（06:00予定）は別業務の常駐警備員が実施する予定。利用者

の誘導と閉門（20:00予定）は民間事業者において実施する。ただし、閉門、開門をする時間・箇所は利用者の動向等により変更がある。民間事業者は臨機に対応する。

体験学習施設

期間	開館・休館	開館時間
4月1日～12月30日	開館	09:30～17:00 毎週月曜日閉館予定
12月31日～1月1日	休館	—
1月2日～3月31日	開館	09:30～17:00 毎週月曜日閉館予定

- ※ 開館期間又は時間であっても定期点検等の実施により休園・休館が必要な場合には民間事業者と発注者が協議し、互いに同意をして休園・休館とする。
2. 履行時間は、原則として08:30～17:30とする。
 3. 国営公園の開園日、開園時間については官報告示に従う。ただし、民間事業者と発注者が協議し、互いに同意をした場合を除く。

第8条 総括責任者及び業務責任者

民間事業者は、総括責任者（本業務全体の企画立案及びマネジメント業務）及び業務責任者（運営維持管理業務・植物管理業務）を定め、書面により発注者に届けなければならない。なお、業務責任者及び総括責任者に変更があった場合も同様とする。様式は別紙「総括業務責任者届・業務責任者届 様式」参照。

総括責任者及び業務責任者は、所属及び氏名を記入した名札をつける。

第9条 業務計画書

1. 総括責任者は、各年度の業務開始日の14日前までに、下記内容等の必要な事項を記載した企画書にもとづく「業務計画書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
 - 1) 業務実施体制（業務実施のための管理機構及び職務分担）
 - 2) 年間業務計画書（月別）
 - 3) 年間行事計画書（月別）
 - 4) 包括的な質の目標（月別）
 - 5) 救急対応・緊急連絡体制（開園時間・休園時間）
 - 6) 実施計画書 様式は別紙4「国土交通省委託契約取扱要領」
 - 7) 四半期別必要経費内訳書 様式は別紙4「国土交通省委託契約取扱要領」
 - 8) 再委託承諾申請書 様式は別紙4「国土交通省委託契約取扱要領」
 - 9) その他業務実施に必要な事項
2. 業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について国と協議を行い、国の承認を受けなければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、国と協議し書面にてこれを定めるものとする。ただし軽微なものは除く。
3. 民間事業者は、入札参加時に提案した運営維持管理業務の内容に基づいて、実現性及び利用者の安全性確保に考慮して業務実施体制を構築する。
4. 業務計画書の策定にあたっては、公園利用者からの意見を収集する仕組みを構築し、出された意見については検討のうえ、業務計画書を策定する。（平成22年度は除く。）

5. 四半期別必要経費内訳書には数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

第10条 業務報告書

1. 民間事業者は、次に掲げる報告書を発注者に定期的に提出する。

- 1) 「管理月報」

提出期限は原則として翌月の10日とする。様式については業務の実施に先立ち、全ての様式について発注者の確認を取る。

包括的な質の月別報告を含む。

- 2) 「四半期報」

提出期限は四半期翌月の15日とする。様式については業務の実施に先立ち、全ての様式について発注者の確認を取る。

2. 民間事業者は各年度の業務を完了したときは、遅滞なく次に掲げる報告書を提出する。

- 1) 「完了報告書」 様式は別紙4「国土交通省委託契約取扱要領」

- 2) 「精算報告書」 様式は別紙4「国土交通省委託契約取扱要領」

- 3) 「残存物件報告書」 様式は別紙4「国土交通省委託契約取扱要領」

- 4) 「実施状況等の記録書」

- 5) 「事業評価報告書」

※ 最終年度の業務を完了したときには上記に下記の書類を加えて提出する。

- 1) 「返納書」 様式は別紙6「提供施設・貸付物品の取扱い」

- 2) 「引渡書」 様式は別紙7「業務委託費で取得した備品の取扱い」

※ 各年度の四半期における所要額として委託料の概算払を請求する場合には下記の書類を提出する。

- 1) 「完了報告書」 様式は別紙4「国土交通省委託契約取扱要領」

- 2) 「精算報告書」 様式は別紙4「国土交通省委託契約取扱要領」

- 3) 「残存物件報告書」 様式は別紙4「国土交通省委託契約取扱要領」

3. 「実施状況等の記録書」には、以下の事項を含める。

- 1) 作業日誌

- 2) 保守点検の記録

- 3) 作業実施数量の記録

- 4) 作業記録写真

- 5) 修繕等の記録

- 6) その他、発注者が指示する記録

4. 「事業評価報告書」には、利用者の意見や要望の把握を本業務に反映させるよう努めた事項について、自己評価を行いまとめる。

5. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、発注者からこれらに関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに発注者の指示に従い、誠実に対応する。

6. 上記の報告書及び経理状況に関する帳簿類は民間事業者において5年間保存する。

第11条 記録の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、前条の報告書の最終成果を電子データで納品することをいう。

2. ここでいう電子データとは、「土木設計業務等の電子納品要領(案) (以下

- 「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。
3. 最終年度の業務を完了したときには、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「要領」に基づいて作成した電子データをCD-Rで2部提出する。
 4. 受発注者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-Rの受領を行うものとする。
 5. 「要領」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
 6. 上記によりがたい場合は、調査職員と協議するものとする。

第12条 事業評価業務

1. 発注者は民間事業者で行う事業評価とは別に、運営維持管理業務の実績評価を行う予定である。民間事業者は評価が確実に実施されるよう実施状況の調査及び資料の提出に協力する。民間事業者からの入札時における提案事項の履行状況確認及びその他の指標の評価を行う。別紙5「公園利用に関するアンケート調査票」参照。
2. 発注者は、業務報告書の自己評価結果及び発注者において行う実績評価業務の結果を考慮した上で、発注者が本仕様書において定める業務内容及び民間事業者の提案内容を履行していないと判断した場合、是正勧告を行う。是正勧告後も改善が見られない場合、発注者は、本業務の契約を解除することができる。

第13条 負担の範囲

1. 発注者の負担範囲
 - 1) 民間事業者の事務室、控室、資機材置場
 - 2) 1階給湯室及び1階給湯室内の給湯関連の備品類（電子レンジ、冷蔵庫、ポット）※発注者と共用。
 - 3) 机、椅子、収納棚、ロッカー、金庫
 - 4) 外線内線固定電話機、外線内線PHS携帯電話機、外線1回線
 - 5) 増設用外線内線固定電話機
 - 6) 本業務の実施に必要な電気、水道、地域熱供給冷温水の基本料、使用料の支払い
(電気、水道の使用料については原則として、自主事業の実施にかかるものは民間事業者負担とする)
上記以外は別紙6「提供施設・貸付物品の取扱い」参照。
2. 民間事業者の負担範囲
 - 1) 制服、名札、軍手、雨具。
 - 2) 事務用品、事務室以外のごみ箱、スタッフ行動予定掲示板、民間事業者名を記載した室名札。
 - 3) 1階インストラクター控室内のミニキッチンの給湯関連の備品類。
 - 4) テレビ、シュレッダー、パソコン、FAX、プリンター及びその設置・配線・設定(テレビアンテナの接続口、電話回線接続口は事務室内にある。)
 - 5) パソコンの通信回線の申し込み及び回線使用料の支払い。

- 6) 固定電話機の増設作業（通信機器の設定を修正する場合は発注者の承諾を得て行う。）。
- 7) 使用料を徴収した際に使用する紙幣・硬貨集計器。
- 8) カメラ。
- 9) 清掃作業に必要な資機材及び薬剤。
- 10) 草刈、剪定、ホース、ホースリール等の散水関連資機材等の運営維持管理作業において必要な用具一式（園地に散水栓は設置されている。）。
- 11) 水景施設の塩素滅菌器用薬剤及び薬剤補充。
- 12) AED（自動体外式除細動器）の設置・管理（一般来園者用エントランスホール1箇所。）。
- 13) 煙体験に使用する煙発生装置の使用に必要な材料及び材料補充。
- 14) ランプ、水道パッキン及び交換。
- 15) 許可証の発送にかかる発送費。
- 16) その他本業務の遂行に必要な機械器具・材料等。
- 17) 施設・物品等の補修費用が年間合計100万円を超えない場合。

※施設・物品等の補修とは以下の事項を想定している。

展示施設：不具合の改善、錆・傷補修、機器の蓄電池交換、機器の調整、システム改変 利用実態に合わせた補修費 等。

提供施設：展示施設の利用に関わる不具合の改善、案内板表示の設置・修正 利用実態に合わせた補修費 等。

貸付物品：不具合の改善。

園地：不具合の改善、水道・灌水・噴水設備の不具合の改善、舗装部の白線補修、不陸補修、ブロック・縁石補修、錆・傷補修、案内板表示の設置・修正、利用実態に合わせた補修費 等（屋上庭園を含む。）。

※上記には別紙9「実施要領」に記載している事項は記載していない。

※民間事業者は維持管理費低減のために年間合計100万円を超えないように発注者と調整を行う。施設・物品等の補修費用の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、発注者からこれらに関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに発注者の指示に従い、誠実に対応する。

第14条 提供施設・貸付物品の取扱い・業務委託費で取得した備品の取扱い

1. 別紙6「提供施設・貸付物品の取扱い」の提供施設一覧表及び貸付物品一覧表記載の内容について、民間事業者は無償で提供・貸付する。
2. 業務委託費で取得した備品については別紙7「業務委託費で取得した備品の取扱い」参照。
3. 民間事業者は本業務の実施に必要な機器・設備を持ち込むことができる。持ち込んだ機器・設備については、その他の業務に支障を起こすことのないように適切に管理すること。

第15条 検査等の立会い

関係機関の立会検査または調査がある場合は、民間事業者は発注者の指示により立会等に協力する。

第2章 業務概要

第16条 国営東京臨海広域防災公園（以下、「本公園」という）の概要

1. エントランス広場

本部棟は、防災に関する体験・学習の機能をもつ施設である。1階エントランスホールの受付カウンターで体験学習施設や本公園の利用案内を行う。本部棟屋上は緑化されており一般開放する。本部棟内のトイレは園内利用者が利用できる。

駐車場は団体バス及び施設関係者のみの利用となり、一般の来園者の利用はできない。

エントランス広場は、本公園の主出入口から本公園内への導入部となる。水景施設、休憩用ベンチやパーゴラが設置されている。

緊急災害現地対策本部設置時には、本部棟は緊急災害現地対策本部の設置場所となり、エントランス広場は、災害時医療支援場所としての利用を想定している。

2. 多目的広場

本部棟の東側屋外の多目的広場は、来園者が自由に散策できる広場であり、主として防災に関する行催事・訓練を行う。緊急災害現地対策本部設置時には、コア部隊ベースキャンプとしての利用を想定している。

3. ヘリポート、草地広場

草地広場は、来園者が自由に散策できる広場である。緊急災害現地対策本部設置時には、支援活動のためのヘリコプターの駐機、離発着場所としての利用を想定している。

第17条 運営維持管理方針

民間事業者は、以下の運営維持管理方針を踏まえ、本業務の遂行に努めなければならない。

1. 防災力向上のための市民を対象とした体験・学習・訓練の展開

首都圏の防災力向上のため、体験学習施設を最大限に活用し、屋内・屋外にわたり、消防団や市民防災組織も含めた市民を対象として、国営防災公園にふさわしい体験・学習・訓練を展開する。

2. 防災関連機関及び地域との連携

防災に関する訓練や活動、地域との連携した行催事を積極的に受け入れ、実施することを通じて、防災関連機関及び地域との連携強化を図るとともに、新たな行催事の誘致を図る。

3. 市民参加の推進

防災意識の向上や市民参加の推進のため、各種NPO団体やボランティア等との連携・協働による行催事を積極的に受け入れ、実施する。

4. 発災時における迅速な防災拠点機能発現への準備

本公園が基幹的広域防災拠点であることを踏まえ、発災時には迅速に防災拠点機能が発現されるよう体制を維持し訓練等を行うとともに、市民に対する防災拠点の理解促進に努める。

5. 誰もが憩える魅力的な空間の創出
誰もが安全・安心かつ快適に利用できる東京湾臨海部の緑の拠点として、より多くの利用者を迎え、かつ利用者満足度が向上するよう努める。
6. 少子高齢化・福祉社会への対応
乳幼児を同伴する利用者に対して適切な支援を行うとともに、高齢者や障害者などの円滑な利用に努める。
7. 適正な維持管理
植栽されている植物が適正に持続・育成するよう必要な管理を行うとともに、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持し、適正な維持管理を行う。
8. 都立公園との密接な連携
都立公園とは実態として利用及び管理が一体的であることを踏まえ、密接に連携した運営維持管理に努める。

第18条 業務内容及び業務対象

1. 民間事業者は、国営公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設（別紙8「管理数量一覧」参照）を対象として、以下の各業務を行う。ただし都市公園法第5条および第6条の許可による施設及び物件は、本業務の対象から除く。
各業務の内容は別紙9「実施要領」に示すとおりとするが、具体的な業務の実施方法、実施時期及び実施頻度等については、民間事業者の提案内容を踏まえて業務計画書に定める。

範囲	項目	業務対象
園地 ※屋上庭園を含む 体験学習施設 (本部棟内及び屋外多目的広場内の展示装置を示す)	本業務全体の企画立案及びマネジメント業務	本業務
	運営維持管理業務	
	(1) 工作物管理	
	(2) 清掃	
	(3) 運営管理	
	(4) 発災時利用者避難誘導業務	
	植物管理業務	対象外
(1) 植物管理		
	電力/上下水道/再生水/地域熱供給の料金支払	
本部棟（建築・設備）	施設保全業務	対象外
	清掃他業務	
	警備業務（24時間常駐）	
	廃棄物運搬処分業務	
	電力/上下水道/再生水/地域熱供給の支払	

2. 別業務において実施する施設保全業務には、体験学習施設が設置されている範囲の建築・設備保全を含む。
体験学習施設（本部棟内及び屋外多目的広場内の展示装置を示す）の保全は本業務の民間事業者において実施する。
3. 別業務において実施する清掃他業務には、体験学習施設が設置されている

範囲の日常清掃（床・ごみ箱清掃業務）、害虫防除業務及び定期清掃（外部窓ガラス清掃・タイルカーペット洗浄）を含む。

本部棟内及び屋外多目的広場内の展示装置、園地清掃は本業務の民間事業者において実施する。なお、左記業務において発生した廃棄物は所定の場所に運搬し、堆積すること。堆積場所は本部棟内の塵芥室を予定している。都立公園内のごみ管路投入施設への投入作業を本業務において実施する場合がある。

ごみ管路投入施設を使用する際には投入作業がある。投入方法については発注者からの指示に従う。

4. 別業務において実施する警備業務（本部棟内に 24 時間常駐）には、体験学習施設が設置されている範囲の巡視・機械警備、本部棟の外部出入口の開閉・施錠解錠作業を含む。ただし、園地の巡回警備は本部棟周囲のみであり、園地全体の巡視は含まない。

国営公園全体の巡視は本業務の民間事業者において実施する。

第 19 条 事前協議事項

次の各号に掲げる場合は事前に発注者と協議する。

1. 植物について大規模な補植及び植栽を行う必要が生じたとき。
2. 既存木の移植または伐採を行う必要が生じたとき。
3. 建物、設備または工作物について大規模な修繕を行う必要が生じたとき。
4. その他、本業務の実施にあたって不測の事態又は疑問等が生じた場合は速やかに発注者と協議する。

第 20 条 救急対応

1. 民間事業者は、業務計画書の「救急対応」において救急時の対応方法を定める。
2. 民間事業者は、履行時間中は救急担当者を配置し、救急活動に当たらなければならない。救急担当者については、応急手当等の研修を受けた者を配置する。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 民間事業者は、前項の措置をとった場合は、その結果を速やかに発注者に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 万一、事故が発生したときは速やかに必要な措置を取り、遅滞なく、書面により発注者に報告する。別紙 10 「事故情報記録」参照。

第 21 条 別途工事又は業務調整

1. 発注者の発注する別途工事又は業務がある場合には、必要に応じて工事又は業務内容及び計画に対して、本業務に関連する助言・調整を行う。
2. 毎月定期的に本公園において、業務連絡調整会議を予定している。実施の際には議事録を作成し、月報に添付する。
3. 公園の運営維持管理に関する会議が実施される場合には発注者と調整し、必要に応じて出席する。
4. 発注者が別途発注する警備・清掃他・施設保全業務等の実施に当たり、什

器等の移動、点検等の実施時期の調整に協力する。

害虫・ねずみ防除作業、タイルカーペット洗浄、窓ガラス清掃時には作業に伴う什器等の移動を行う。

汚水槽の清掃時には便所の使用停止、受水槽の清掃時には飲用水の使用停止がある。

電気設備の点検・清掃に伴う計画停電のときには、全館停電を行う。停電の際には体験学習施設に不具合が生じないように対応する。

第22条 発注者の要請への協力

1. 発注者から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、発注者が実施または要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

第23条 安全管理及び入園に際して

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を発注者に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を発注者に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 本部棟は免震建物である。建物周囲及び免震層の可動範囲に駐車、駐輪、荷物の放置、作業足場の設置を行わないようにする。
5. 免震層は外気取入れ経路である。臭気、粉塵が発生しないように作業を行なう。作業により外気取入れを停止する必要がある場合は、民間事業者は事前に発注者と協議をしなければならない。
6. 本部棟内での喫煙は禁止する。

第24条 近隣への配慮

1. 民間事業者は、騒音等に関わる規制を遵守すると共に、病院、宿泊施設等の近隣施設へ配慮し、催し物等の実施時間・実施場所の調整、騒音・粉塵、立入制限対策等を行う。
2. 催し物等の実施の際には、気象、音域等によって状況が異なることを考慮し、苦情対応、臨機の対応を行う体制を整えて行う。
3. 民間事業者は、必要に応じて事前に近隣に対し、催し物等の実施予定の説明及び要望の聞き取りを行い、関係者との調整を行う。

第25条 自主事業

民間事業者は、本公園の設置目的達成や利用促進の一環として、自主事業を行うことが出来る。本公園の利用促進のために積極的な実施を進めること。

自主事業とは、民間事業者が、運営維持管理方針に沿って、公園の設置目的達

成や利用促進の一環として、委託費を使わず実施する事業（飲食の提供、物販、利用料金を徴収する行催事を含む）をいう。

事業内容については防災に関する普及啓発に関連するものを主とするが、近隣に十分配慮したうえで、臨海副都心におけるアメニティ拠点としての本公園の利用増につながる行催事、飲食の提供、物販も可能とする（利用料金を徴収する行催事を含む。）。

実施費用は委託料を使わず、民間事業者の自己資金により行い、自主事業により得た利益は民間事業者の収入とする。なお、園地や各施設を使用する場合は、国に使用料を支払うものとする。

下記の事業は、必ず自主事業として実施すること。

(1) 1階エントランスホールでの事業

本部棟1階のエントランスホールにおいて飲食・物販事業を想定している。常時設置ではなく、行催事や休祭日のみの実施でもよい。事業の詳細内容は民間事業者の提案によるものとする。

飲食施設又は物販施設の設置及び運営を実施することが可能な範囲は、別紙2「公園パンフレット」の本部棟平面図に示す「カフェスペース」を想定している。給排水管（免震層内止め）及び分電盤は設置済みである。

2. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため民間事業者は、事前に発注者と協議を行うこと。
3. 民間事業者は、発注者が本公園の利用促進等のために自主事業の実施を求めた場合、その実施について発注者との協議に応じること。
4. 民間事業者は、自主事業の実施が一般来園者の利用や安全及び固定物の設置が緊急災害現地対策本部設置時の利用転換に支障が生じないように、配慮すること。
5. 民間事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を公園管理者に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、民間事業者の申請に限り、自主事業の内容を「年間行事計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。また、「年間行事計画書」の軽微な変更については、発注者に事前に通知すれば足りるものとし、行為許可の変更申請は不要とする。
6. 民間事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。
7. 民間事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づき使用料、都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担すること。水道量メーター及び電力量メーターの設置、計測、記録は民間事業者負担とする。
8. 民間事業者は、自主事業実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
民間事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自主事業の実施場所に

協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（例：はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示）。屋外表示の場合は東京都の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。

- (1) 民間事業者は、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - (2) 民間事業者は、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができる。
9. 民間事業者は、発注者が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。
10. 民間事業者は、必要に応じて発注者と調整を図りつつ、近隣施設等との連携に努める。
11. 発注者は、民間事業者が行う自主事業の実施にあたり、本公園の運営維持管理の基本方針のもとに民間事業者に協力する。

第26条 使用料等の帰属と徴収事務

使用料及び占用料は国の収入とする。民間事業者は国の収入の徴収事務を行う徴収事務受託者とする。なお、それを証する書面を別途交付する。

第27条 使用料の徴収等

1. 民間事業者は、本部棟1階エントランスホール受付カウンターにおいて、貸室の利用券を自動販売又は手売りにて発売し、所定の使用料を利用者から徴収し施設使用内訳書（別紙11「使用料の手続き」様式①）を発行する。施設使用内訳書には領収書番号を連番で記入する。
2. 民間事業者は、自動販売に係る利用券又は手売利用券を作成し、発注者の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管する。
3. 民間事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの使用料を集計し、徴収済み証する書類を添えて速やかに発注者に使用料収入報告書（別紙11「使用料の手続き」様式②・使用料内訳書（別紙11「使用料の手続き」様式③）により報告し、発注者の所属歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入する。
4. 使用料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は民間事業者にあるものとする。
5. 使用料は以下の通り予定している。（本業務の公告時点）

貸室名	使用料		
	3時間まで	3時間を超え 7時間まで	7時間を超え 10時間まで
●●室 (●m ²)	●円	●円	●円
●●室 (●m ²)	●円	●円	●円

第28条 申請書の受付

1. 民間事業者は、民間事業者以外からの都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に関する申請の受付を行う。（別紙12「申請書

の手続き」参照)

2. 民間事業者は、申請者からの事前の相談等も受付け、占用申請の内容と本業務内容との調整を行った上で申請書を受付け、発注者決済に回す。
3. 発注者決済後に発注者が発行する許可証を申請者に発送する。
4. 占用料は以下の通り予定している。(本業務の公告時点)

占用料
●円

第29条 体験学習施設の名称等

1. 体験学習施設の正式名称は、発注者が定めるものとする。
2. 民間事業者は、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、1. に定める正式名称のほか、民間事業者が提案する愛称を使用、掲示することができる。本業務の終了後には掲示物の撤去を行う。設置、管理、撤去の費用は民間事業者負担とする。
例：防災体験学習施設 (←正式名称) ○○○ (←愛称)
3. 表示内容については、本公園利用に相応しくない場合、その表示を認めない場合がある。このため民間事業者は、表示内容について事前に発注者と協議を行うこと。
4. 屋外表示の場合は東京都の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。
5. 看板設置等を行った際には本業務の履行期間終了時に現状復旧を行うこと。

第30条 発災時利用者避難誘導業務

東京臨海広域防災公園は、首都圏における大規模な地震災害等の発生時に緊急災害現地対策本部が設置される等防災拠点として使用される。

このため、大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、民間事業者は入園者を園外の一時的な避難場所に避難誘導するとともに、国の活動が円滑に実施されるように、備品及び展示装置等の移動を行う。

緊急災害現地対策本部設置期間及び再開準備については別紙「実施要領」による。

第31条 防災訓練

防災関連機関による防災訓練等の実施の際には施設の一般の利用者への利用制限を行う場合がある。実施の際には関連機関と事前の調整及び準備を行い、必要に応じて参加を行う。

第32条 保険の付保及び事故の補償

1. 民間事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 民間事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 民間事業者は、施設賠償責任保険及び必要に応じて各種保険に加入するこ

と。

第33条 消防計画作成・消防訓練の実施

1. 民間事業者は、本開園までに消防法に基づく消防計画を作成すること（所轄消防署所との調整を含む）。所轄消防署への消防計画の提出は防火管理者選任届書の提出と共に発注者において行う。
2. 民間事業者は消防計画に基づき、消防訓練を防火管理者と共に円滑に実施する。
3. 発注者が定める危険物予防規定を遵守する。

第34条 官公署への連絡、届出

官公署への連絡、届出手続きは発注者に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、民間事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは民間事業者において行う。

第35条 協議等

1. 民間事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、発注者に協議すると共に、協議の内容を記録して発注者に提出し、確認を得る。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、発注者の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して発注者に提出し、確認を得る。

第36条 情報公開

民間事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、発注者と協議すること。

第37条 本業務の再委託

1. 委託契約書の「仕様書において指定した部分」は下記のとおりとする。
 - (1) 本仕様書に基づく業務責任者に関する業務
 - (2) 本業務における総合的企画立案、業務全体の実施計画の策定、各業務の遂行管理、各業務手法の決定及び民間事業者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等
2. 民間事業者は、第1項に規定する業務以外の再委託にあたっては、別紙4「国土交通本省委託契約取扱要領」の別記様式第3「再委託承諾申請書」により発注者の承諾を得なければならない。
3. 民間事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

なお、協力者は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
4. 委託契約書で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等及び小規模な業務をいう。

第38条 本業務の引継

1. 民間事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度受託者から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、履行開始に備えなければならない（本業務は新規開園・開館のため不要）
2. 本業務の履行終了後には次の業務履行者に本業務の引継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。次の業務履行者が円滑に業務を実施できるように引継ぎは現地にて行うとともに、ホームページ、マニュアル、記録、関係団体情報、運営プログラム等のデータは全て引継ぎを行う。
3. 日程調整は民間事業者間で主体的に行う。
4. 参加者は総括業務責任者及び業務責任者のみではなく、必要に応じてスタッフも参加する。

第3章 個人情報取り扱いについて

第39条 基本的事項

民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第40条 秘密の保持

民間事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第41条 取得の制限

民間事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第42条 利用及び提供の制限

民間事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第43条 複写等の禁止

民間事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第44条 再委託の禁止

民間事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第45条 事案発生時における報告

民間事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第46条 資料等の返却等

民間事業者は、本業務における事務を処理するために発注者から貸与され、又は民間事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第47条 管理の確認等

発注者は、民間事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、民間事業者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第48条 管理体制の整備

民間事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第49条 従事者への周知

民間事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）

別紙2



整備イメージ

国営東京臨海広域防災公園の概要 H21.07

整備の経緯

都市再生プロジェクト第1次決定(平成13年6月)

「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備」の決定



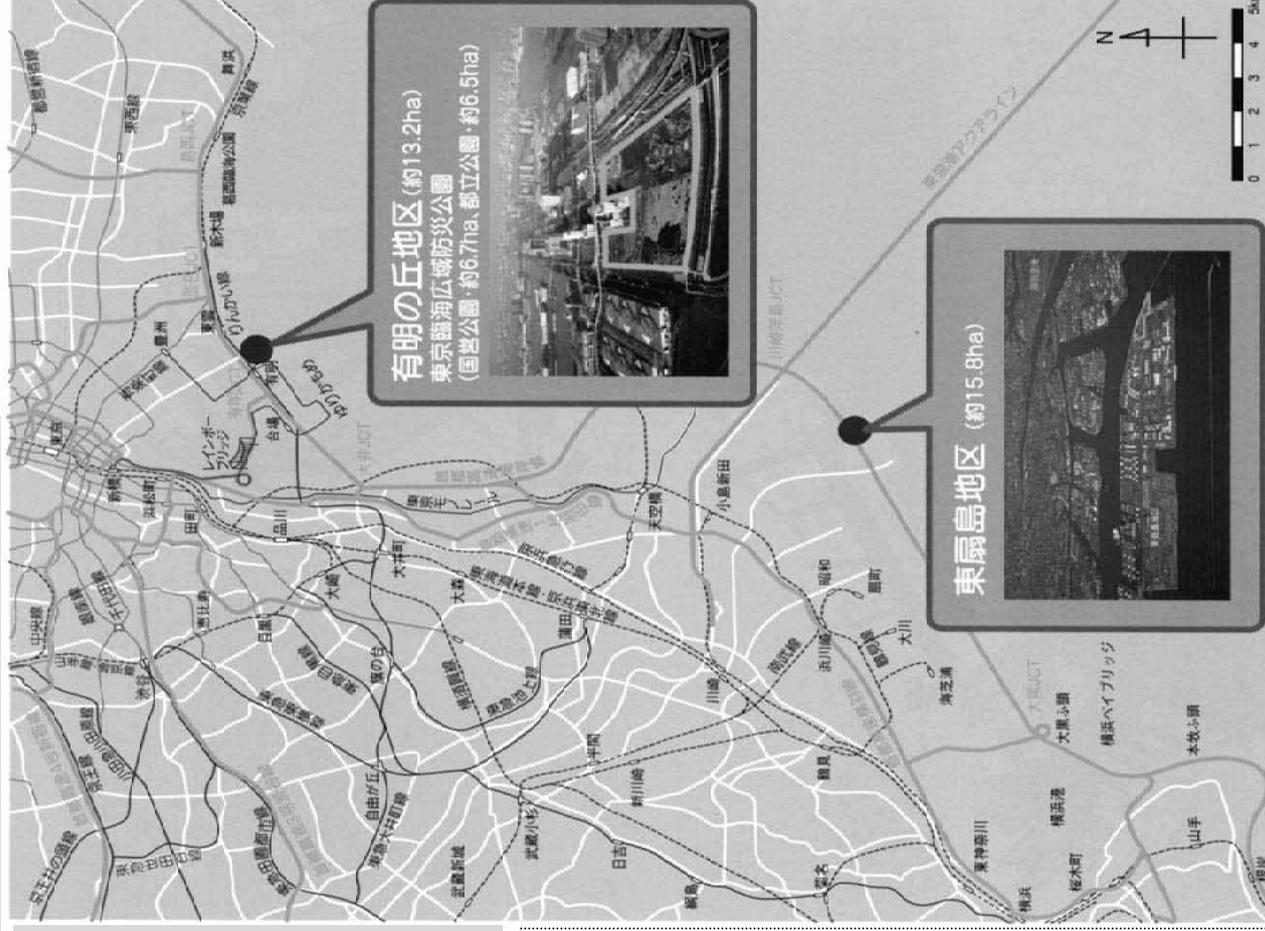
「首都圏広域防災拠点整備協議会」の設置

関係府省庁と関係都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、神奈川県、千葉市、横浜市、川崎市)による整備方策の検討



有明の丘地区(東京都江東区)、東扇島地区(神奈川県川崎市)に

「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点」の整備を決定



【経験(例)】

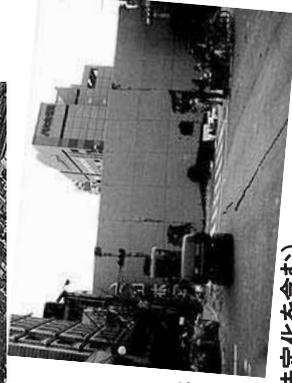
- 甚大な被害(戦後初の大都市直下型地震)
- 情報網の寸断、行政機能のマヒ状況の発生 等



【対応(例)】

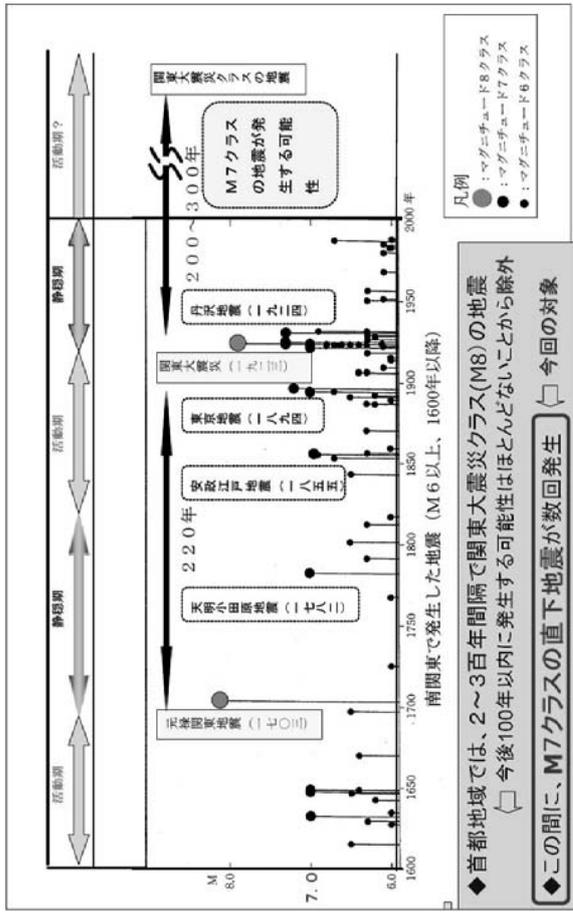
- 災害対策基本法の改正(現地災害対策本部の法定化を含む)
- 初動体制・情報システムの整備
- 消火・救出活動に係る連携体制の強化、災害医療
- 救援物資の受入体制の充実 等

阪神・波路大震災(平成7年1月17日発災)



首都直下地震の切迫性、被害想定（概要）

首都直下地震の切迫性



建物被害、人的被害 (東京湾北部地震M7.3)(1)

(1)冬夕方18時 風速15m/s

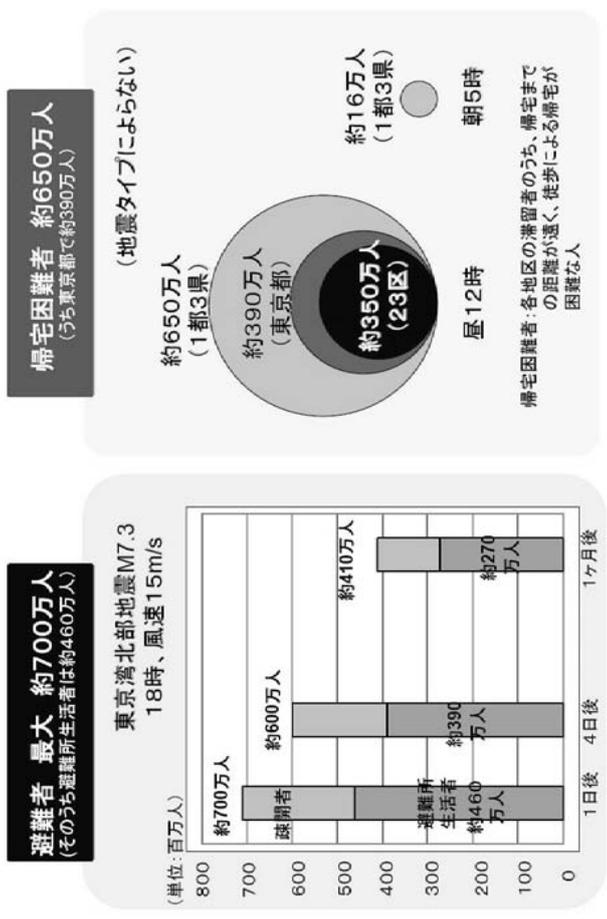
①建物全壊棟数・火災焼失棟数 約85万棟 ②死者数 約11,000人



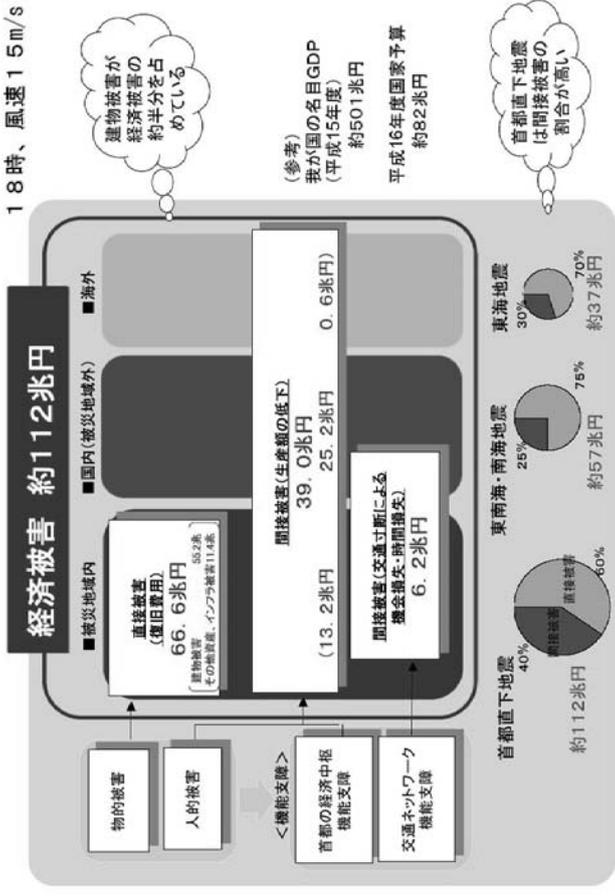
◇瓦礫発生量約9,600万トン
 ◇負傷者数(重傷者含む)210,000人
 重傷者数37,000人

※ 18タイプの地震動中、建物全壊棟数が最大となるのは東京湾北部地震(約85万棟)。死者数が最大となるのは都心西部地震(約13,000人)。

避難者数、帰宅困難者数



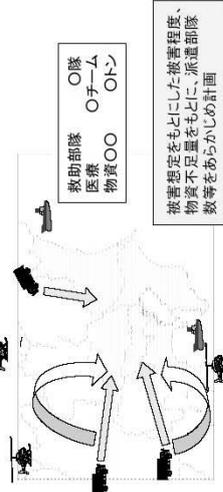
経済被害 (東京湾北部地震M7.3)



「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 (概要)

- 被害想定等をもとに、あらかじめ地域ごとの部隊派遣内容、物資調達内容、部隊や物資の緊急輸送ルート等を計画
- 地震発生後、被災状況等の情報がない段階から、直ちに計画に基づき部隊派遣や医療活動、物資調達を開始
- 救助、医療等の応急対策の緊急実施。被害状況等の情報に応じ活動内容を修正

〔活動のイメージ図〕



〔被害想定概要〕

全壊・焼失棟数	約85万棟
死者数	約1万1千人
重傷者数	約3万7千人
避難所生活者数	約460万人 (約1日後)

(冬夕方18時、風速15m/sのケース)

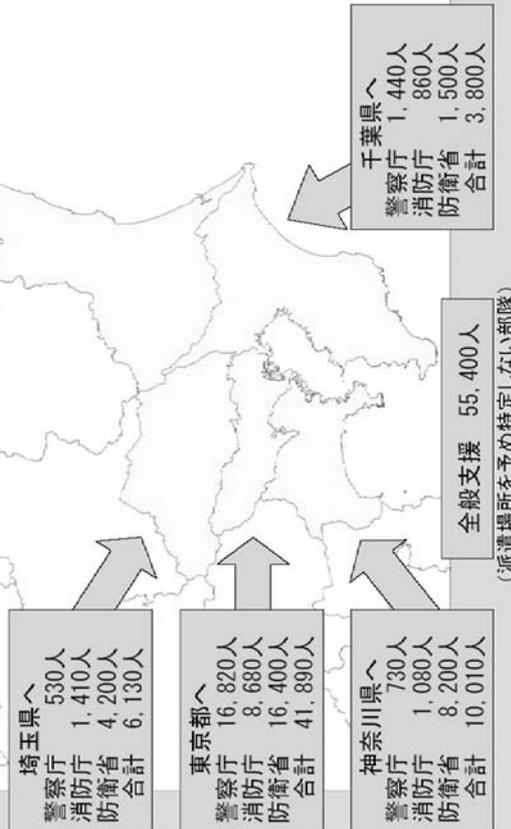
物資調達

※物資調達量は発災後1週間分



応援部隊の派遣

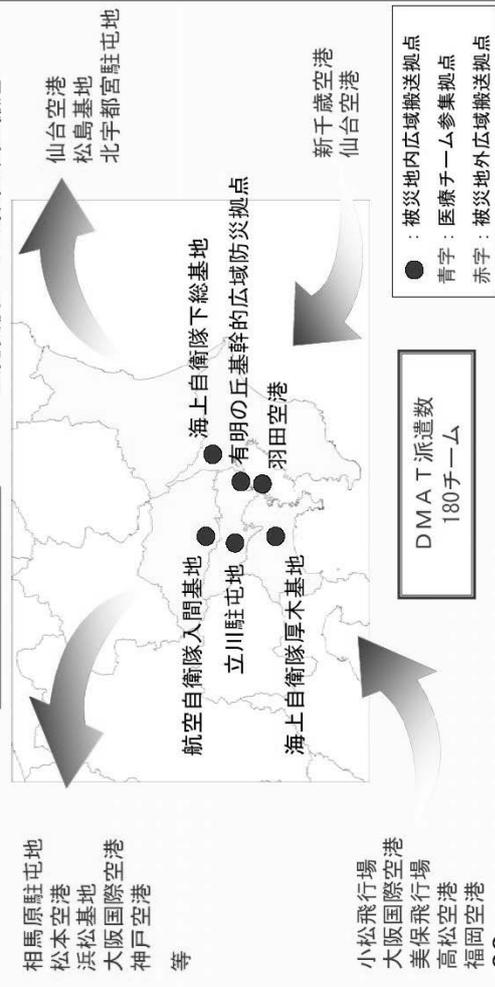
※応援部隊の派遣数は最大値



広域医療搬送

搬送目標患者数 423人

広域医療搬送は、関係都県内では対応が困難な重傷者でありかつ、広域後方医療施設へ搬送して治療することにより、救命が可能と判断される患者を対象とする。
※発災後8～72時間の間に搬送



基幹的広域防災拠点の災害時対応フロー

東京23区内で震度6強

著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められた場合
閣議を開催



緊急災害対策本部の設置

設置場所（使用不能の場合の設置順位）

- 首相官邸内
- ① 中央合同庁舎5号館内
- ② 防衛省内
- ③ 立川広域防災基地内

本部長：内閣府副大臣
副本部長：内閣府副大臣
委員：関係省庁の代表者及び広域防災拠点の設置が可能な民間事業者の代表者等
※ 設置場所が使用不能の場合、設置順位に基づき、次順の設置場所へ緊急災害対策本部を移転し、引き続き活動を行う。

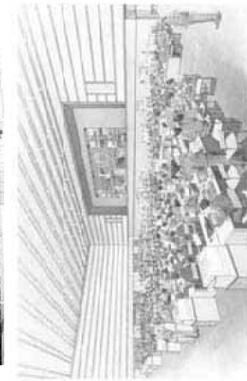


緊急災害現地対策本部を有明の丘地区に設置

設置場所：有明の丘基幹的広域防災拠点施設

本部長：内閣府副大臣

● 拠点に対する支援体制の中心となるため、川崎港東扇島地区の調整（現地対策本部の設置）は、調整として、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との調整。



機能分担

都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対し、国及び地方公共団体が協力して応急復旧活動を展開するための防災活動の拠点
（平時には人々が憩う都市空間として有効に利活用）

【有明の丘地区】

- 国・地方公共団体等の合同現地対策本部を設置（首都圏の広域防災のハブ・クォーター）
- 災害時医療の支援や広域支援部隊等のベースキャンプ

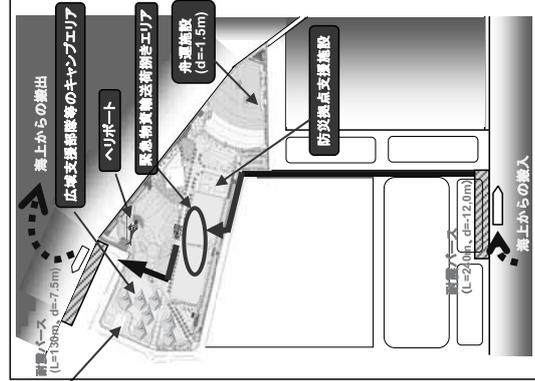
【東扇島地区】

- 海外からの物資を始めとした物流に関するコントロール
- 海上輸送、河川輸送、陸上輸送等への中継基地
- 広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプ

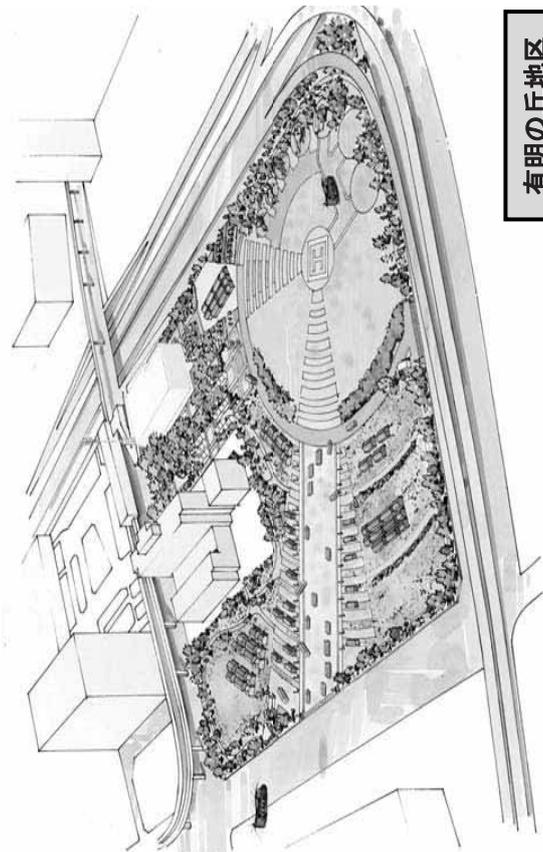
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点において緊急物資輸送活動開始

国内・海外からの資機材・支援物資の受け入れ
資機材・支援物資等の集積・仕分け
各被災箇所への物資等搬出

- 東京湾内各港湾の耐震ハース
- 荒川・江戸川・多摩川等の緊急用船着き場 等



東扇島地区

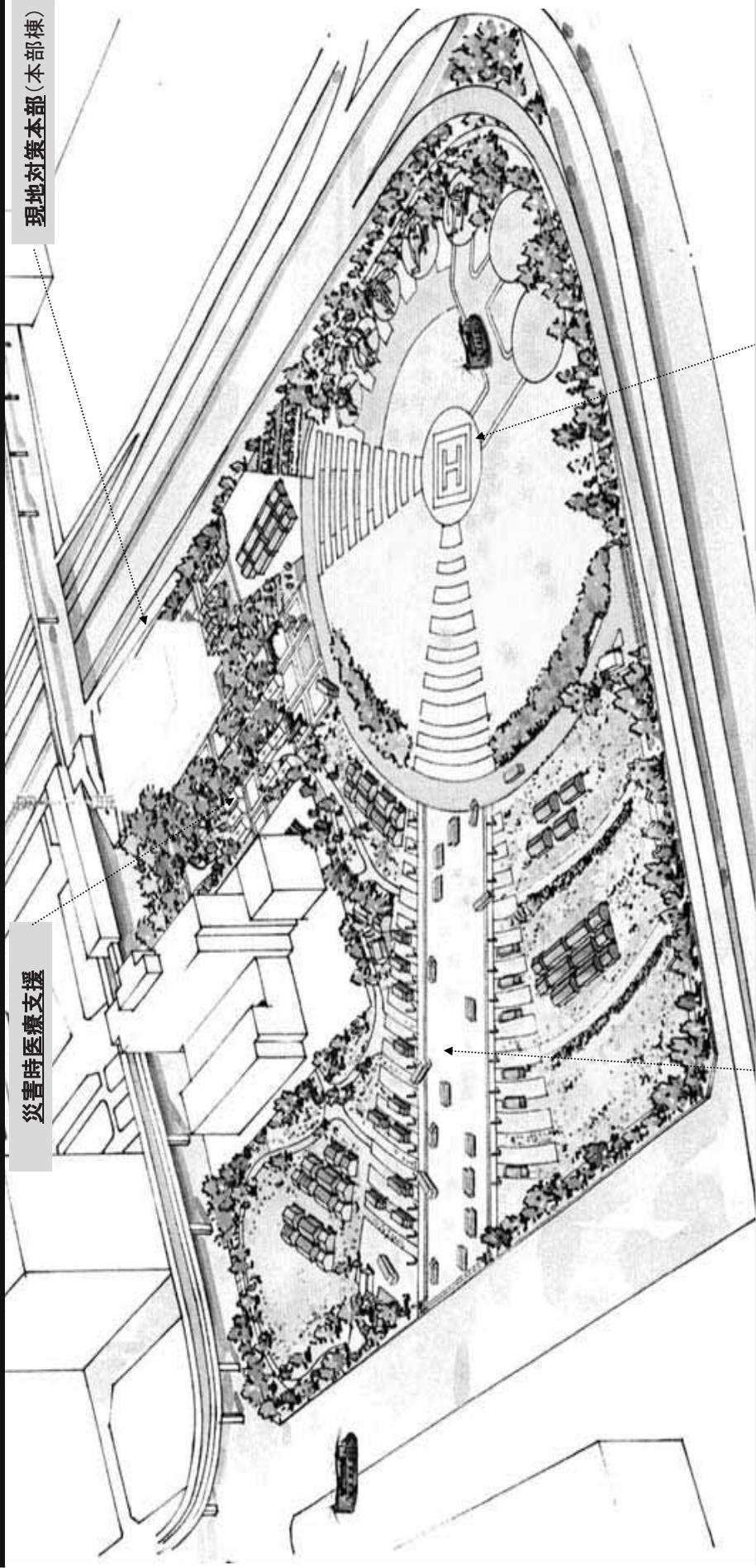


有明の丘地区

有明の丘地区 発災時の利用イメージ

災害時医療支援

現地对策本部(本部棟)



広域支援部隊ベースキャンプ等



多目的広場における広域支援部隊ベースキャンプ設置イメージ
(平成16年新潟県中越地震における活動状況より)

ヘリポート及び駐機場



発災時運用イメージ
(平成20年10月立川航空祭)

本部棟



【オペレーションルーム】
約1960㎡、座席数186(他に打合せスペース84席)
リアプロジェクションモニター(300インチ)



【本都会議室】
約170㎡、座席数52、リアプロジェクションモニター(100インチ)



【本部棟】

建築面積：約6,100㎡、延床面積：約9,500㎡、地上2階建て
屋内展示室(公園施設)面積：約2,100㎡(エントランスホール、資料室、控室等除く)

- 建物全体を免震装置の上に配置(通信専用アンテナ塔を含む)
- 中央防災無線(地上系及び衛星系)で全省庁及び全都道府県と接続
- 映像伝送(東京・埼玉・神奈川・千葉)、テレビ会議、ヘリテレ映像の取込みも可能
- 非常用電源(自家発電)
 - ・発電力1,000kVA×2基(灯油式、無停電装置により自動的に切替え)
 - ・燃料90,000^{リットル}貯蔵、3日間連続運転可能(燃料追加で7日間まで連続運転可能)
- 要員の休養スペース等
- ロッカースペース・シャワールーム・仮眠室を配置(発災時は公園施設の一部も仮眠室として利用可能)
- 備蓄食糧、飲用水(ペットボトル)等を、7日分を目標に備蓄を計画
- 他に飲用系6^{トン}、シャワー・散水系133^{トン}を貯水槽2系統に分置

有明の丘地区 位置図



事業の経緯

- 平成13年 6月 都市再生プロジェクト第1次決定
- 平成14年 7月 整備箇所及び整備手法の決定
(第5回首都圏広域防災拠点整備協議会)
- 平成15年11月 都市計画決定
- 平成16年 2月 都市計画事業承認

東京臨海広域防災公園の目的等

東京臨海広域防災公園 (有明の丘地区)

合同現地対策本部機能(国・八都県市)

- ・首都直下地震等の大規模災害時の首都圏広域防災のヘッドクォーター
- ・災害時医療の支援
- ・広域支援部隊ベースキャンプ 等

平常時における防災拠点機能

- ・関係機関による防災に関する各種訓練
- ・来園者への災害体験、学習、訓練

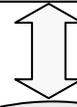
臨海副都心におけるアメニティ機能

- ・東京臨海部の緑の拠点
- ・情報発信、レクリエーションの提供

機能分担



連携



東扇島東公園

(東扇島地区)

- ・首都直下地震等の大規模災害時の緊急物資輸送拠点
- ・環境に配慮した、海と緑と人がふれあう緑地

癌研有明病院

- ・災害時後方医療施設
(仮設ベット:200床)
- ・4部門30診療科を有する総合病院

計画地の概要

位置: 東京都江東区有明二丁目及び三丁目各地内

面積: 13.2ha (国営公園6.7ha、都立公園6.5ha)

東京ビッグサイト

癌研有明病院

ゆりかもめ有明駅

りんかい線
国際展示場駅



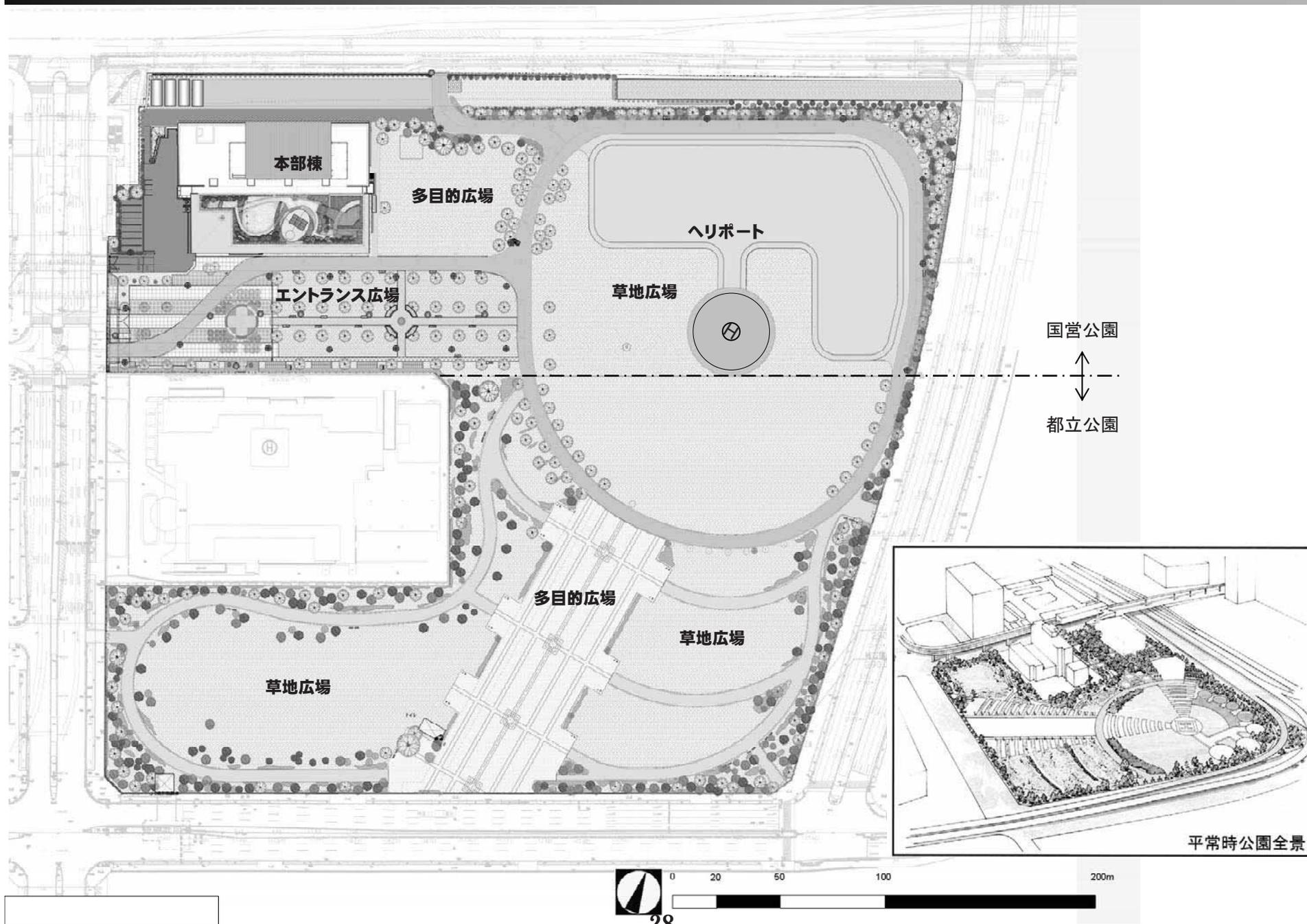
都立公園
(6.5ha)

国営東京臨海広域防災公園
(6.7ha)

本部棟

首都高速道路湾岸線
国道357号

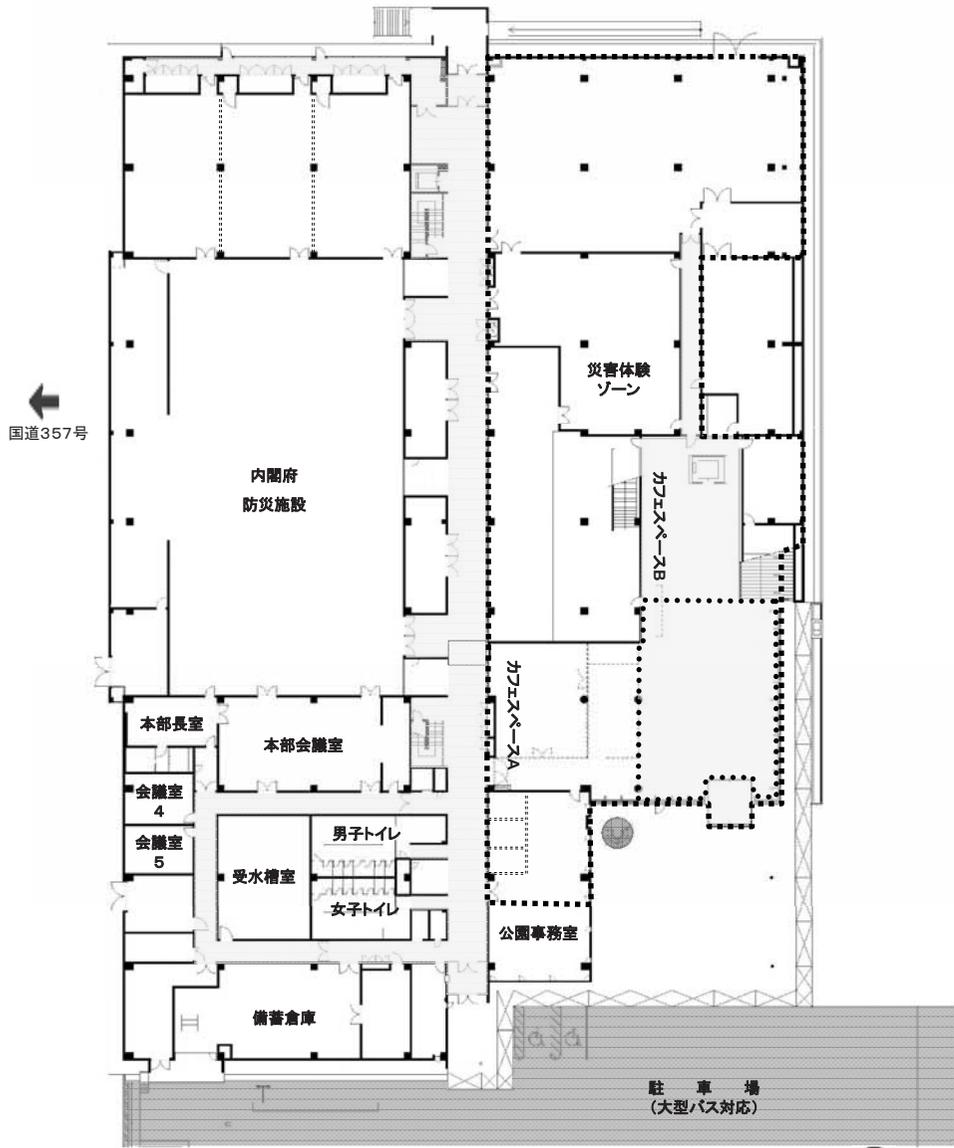
計画平面図



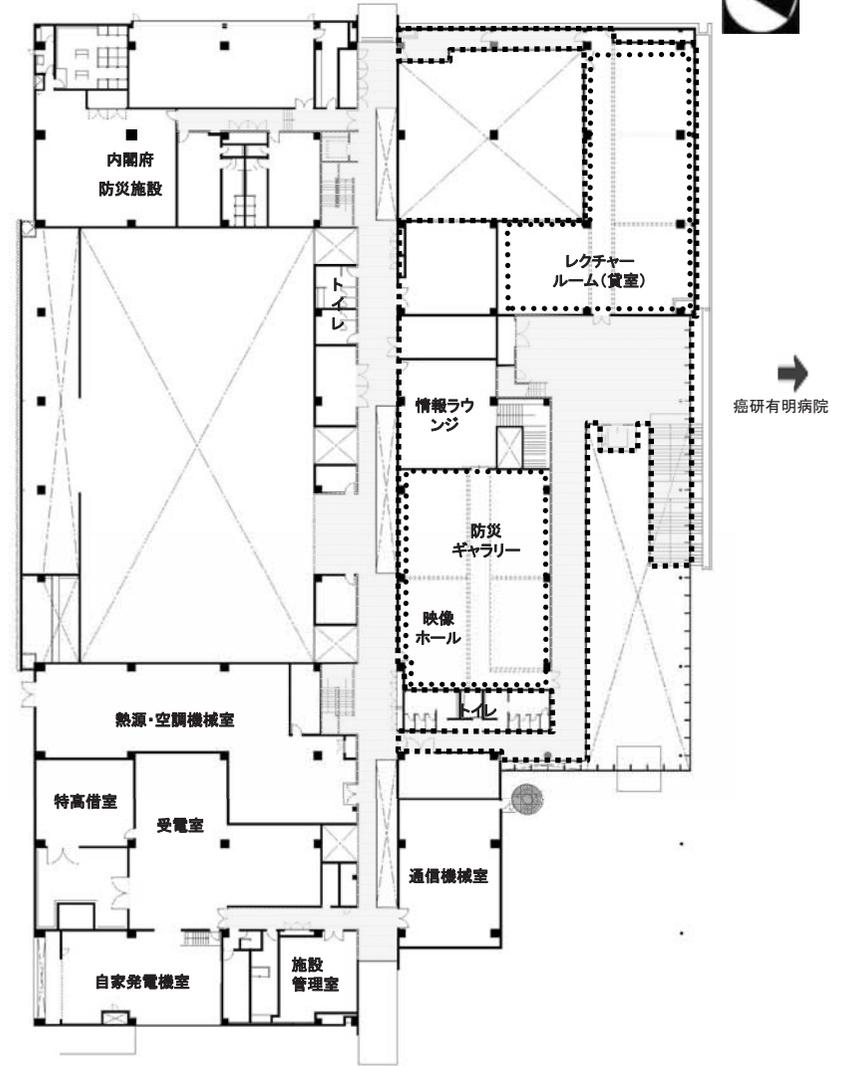
1階平面図

ヘリポート
↑

● 発災時防災用に転用
● 体験学習施設館内



ゆりかもめ 29



2階平面図

防災体験学習施設（案） ※平成21年度内は設計・工事中

整備の目的

体験学習施設は、大地震等の大規模災害発生時に市民各々が対処するための災害に関する知識、技術、自助・互助・共助の意識について、様々な年齢層の利用者一人ひとりが様々な体験・学習を通して習得できることを目的とする。

テーマ

- ・災害をイメージする力を身につけ、冷静な対応ができる能力を養う。
- ・過去の災害から学び、将来に備える。
- ・自助・互助・共助、公助の観点から防災を理解する。
- ・防災に関する基礎的な知識を身につける。

施設の特徴

- ・防災に関心の低い来園者にも首都直下地震等広域にわたる災害への対応が学習できる。
- ・1階部分は「災害体験ゾーン」とし、実体験に近い臨場感の高い体験学習。
- ・2階部分は「防災学習ゾーン」とし、様々なメディアを用いた防災学習、企業の防災技術開発も含めた情報発信の場。

施設の内容

1階「災害体験ゾーン」

- ①エレベーターホール
駅ビルEV内を例に、不特定多数の人がいる場所で発災した場合の対応を学習。
- ②脱出フロア
駅ビルの従業員通路からの脱出体験。
- ③再現被災地
15分間隔で余震が繰り返す再現被災地内で、PDAをガイド役として危険箇所や非常時の対応方法、日常の防災対策などについて学習の場。
- ④一時避難場所
組織的な救助が来るまでの自助、互助、共助や、緊急時を生き抜く知恵を体験するフレキシブルな学習ゾーン。

2階「防災学習ゾーン」

- ①映像ホール
大地震が起きた場合の大都市特有の危険性や、過去の災害からの教訓を映像によって学習するオリエンテーションゾーン。
- ②防災ギャラリー
防災用品や防災ゲームの展示と体験、災害に関する基礎知識の紹介、企画展やワークショップの開催などが可能な汎用性の高いギャラリー。
- ③情報ラウンジ
さらに詳しく知りたい人、防災に興味を抱いた人のためのPC・映像による情報ライブラリーゾーン。



施設イメージ（1階）



施設イメージ（2階）

防災体験学習施設（案） ※平成21年度内は設計・工事中

1F「災害体験ゾーン」の概要

2009.08.05

発災から一時避難場所までの一連の流れを疑似体験する「災害体験ツアー」

〈特長〉 首都直下型地震の疑似体験を通して「災害をイメージする力」を養い、危機回避力の向上、減災につなげる。
予約なしでも体験できることを基本に構成し、防災に関心の低い層（お台場観光客）を取り込む事で広く啓蒙を図る。

① エレベーターホール

駅ビルEV内を例に、不特定多数の人がいる場所で発災した場合の対応を学習

主な学習内容

EV内を例に「多くの人がいる場所では非常放送や誘導案内に従って冷静に安全な場所へ避難することが重要である」ことを一連の流れの中で体験

- ウェディングゾーン (EVホール)
- ・PDAのコース選択

- エレベータ内での発災体験
- ・緊急地震速報(音声)体験
- ・緊急停止、停電、暗闇

- 緊急時の心構え、冷静な対応
- ・非常放送/誘導放送体験

- 安全確保と脱出体験
- ・非常口・非常誘導灯確認

② 脱出フロア

駅ビルの従業員通路からの脱出体験

主な学習内容

- 非常口からの脱出体験
- ・非常口、非常誘導灯の確認
- ・暗闇体験 (アテンダントがいる場合)
- ・煙体験 (アテンダントがいる場合)

③ 再現被災地

15分間隔で余震が繰り返す再現被災地内で、PDAをガイド役として危険箇所や非常時の対応方法、日常の防災対策などについて学習

主な学習内容

- PDAによるマルチコース化
- ・小学生コース (4年生以上)
- ・中学生～一般コース
- ・遠距離通勤者コース
- ・地元在住者コース
- ・防災関係者コース

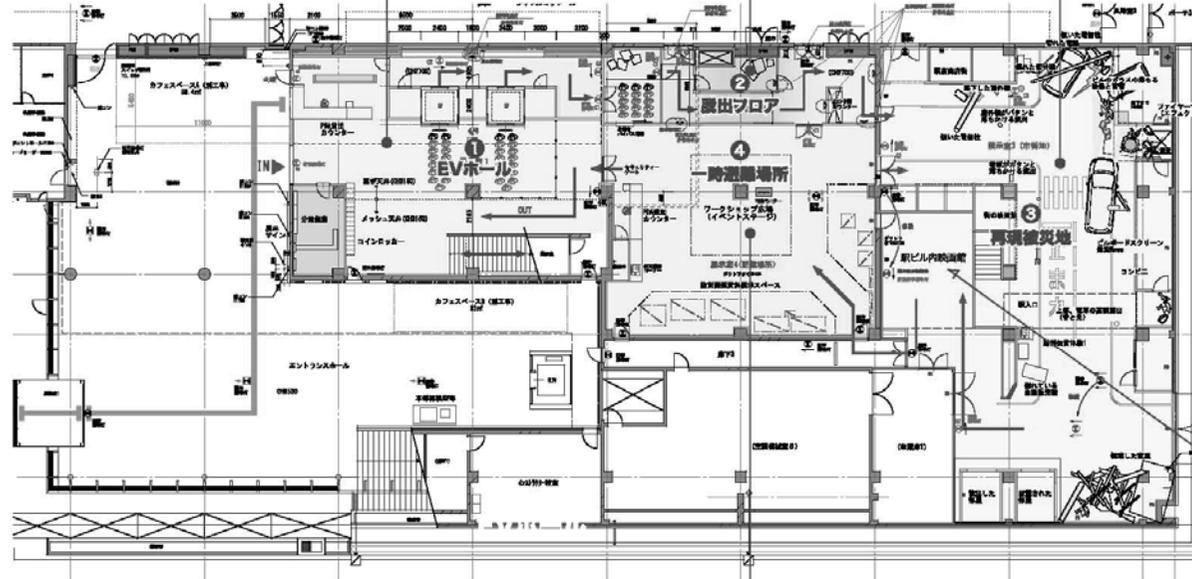
- 危険箇所の確認
- 防災対策セルフチェック



※NINTENDO DSを想定

- 伝言ダイヤル等の使い方

- 映像(街の映画館内)による確認
- ・家具の転倒、家屋倒壊の実験映像
- ・首都直下型地震の全体像 など



④ 一時避難場所

組織的な救助が来るまでの自助・互助・共助や、緊急時を生き抜く知恵を体験するフレキシブルな学習ゾーン

主な学習内容

- 緊急時の避難場所
- 情報収集・家族との連絡方法
- 備蓄品

〈展示ゾーン〉

- 防災倉庫コーナー
- 防災テント・シェルターゾーン
- 救急救護コーナー
- 避難所生活コーナー

〈体験イベント/ワークショップでの展開〉

- 防災機材使い方講習
- ブルーシートハウスづくり体験
- 心肺蘇生法、AED使用法、身近なものの活用方法
- 仮設トイレ組み立て体験、ロープワークショップなど

防災体験学習施設（案）

※平成21年度内は設計・工事中

2F学習ゾーンの構成

映像ホール、展示ギャラリー、情報ライブラリーで構成された防災学習ゾーン

① 映像ホール

首都直下型の大地震が起きた場合に何が起こるのかを伝える映像ホール

大地震が起きた場合の大都市特有の危険性や過去の災害からの教訓を映像によって学習するオリエンテーションゾーン

主な学習内容

- 予知される首都直下型地震の概要や、大都市特有の災害についての学習
- 東京湾北部地震の想定被害
- 想定される危険と対応の心構え

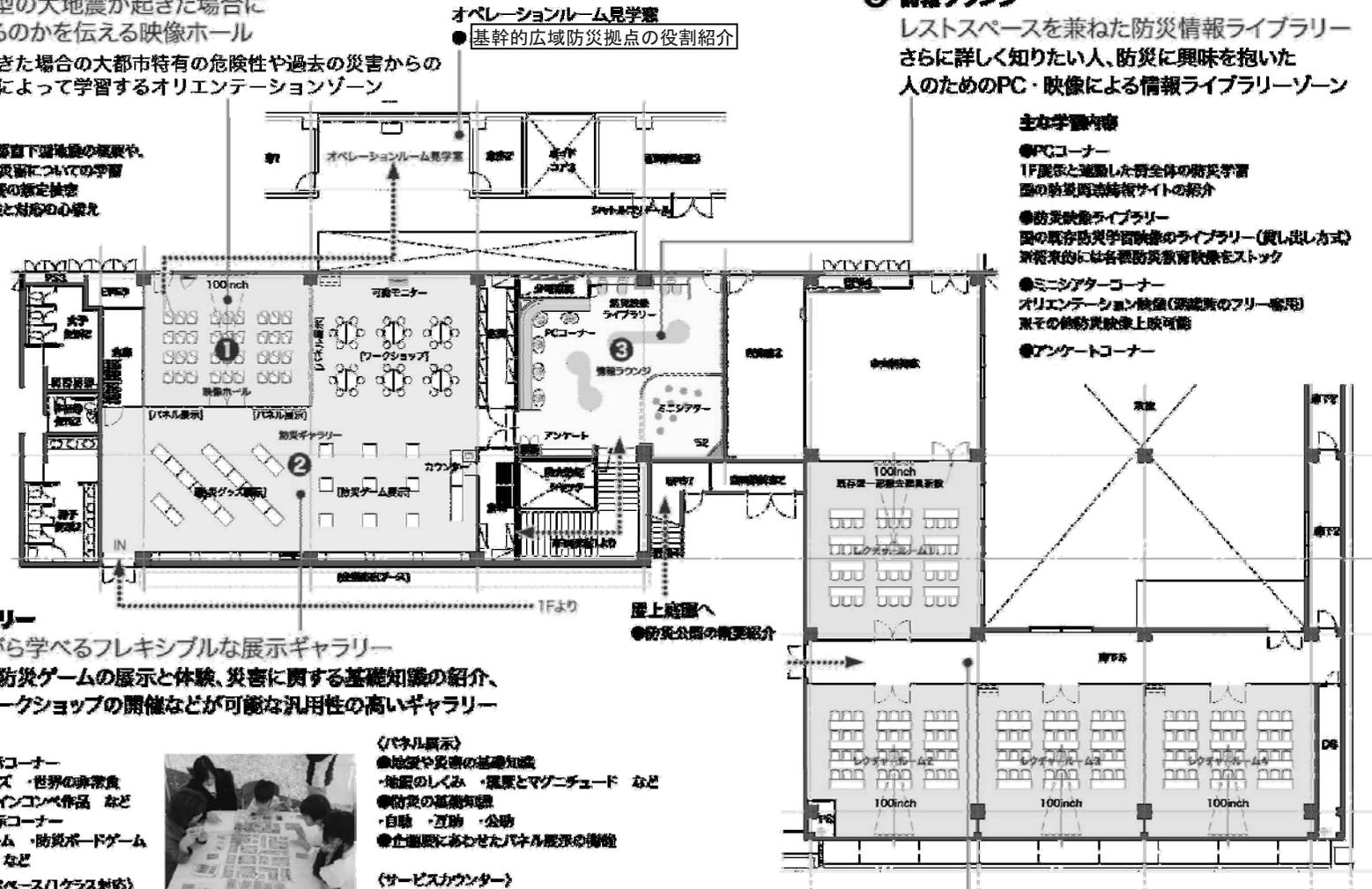
オペレーションルーム見学室
● 基幹的広域防災拠点の役割紹介

③ 情報ラウンジ

レストスペースを兼ねた防災情報ライブラリー
さらに詳しく知りたい人、防災に興味を抱いた人のためのPC・映像による情報ライブラリーゾーン

主な学習内容

- PCコーナー
1F展示と連動した資全体の防災学習用の防災関連情報サイトの紹介
- 防災映像ライブラリー
国の保存防災学習映像のライブラリー（貸し出し方式）
将来的には各種防災教育映像をストック
- ミニシアターコーナー
オリエンテーション映像（新設用のフリー活用）
※その他防災映像上映可能
- アンケートコーナー



② 防災ギャラリー

楽しみながら学べるフレキシブルな展示ギャラリー

防災用品や防災ゲームの展示と体験、災害に関する基礎知識の紹介、企画展やワークショップの開催などが可能な汎用性の高いギャラリー

〈展示ゾーン〉

- 防災グッズ展示コーナー
・世界の防災グッズ ・世界の非常食
・防災グッズデザインコンペ作品 など
- 防災ゲーム展示コーナー
・世界の防災ゲーム ・防災ボードゲーム
・防災体験教材 など

〈ワークショップスペース/クラス対応〉

- ・防災ゲーム体験
- ・ワークショップ展開 など



〈パネル展示〉

- 地震や災害の基礎知識
・地震のしくみ ・震度とマグニチュード など
- 防災の基礎知識
・自衛 ・互助 ・公助
- 企業業種にあわせたパネル展示の開催

〈サービスカウンター〉

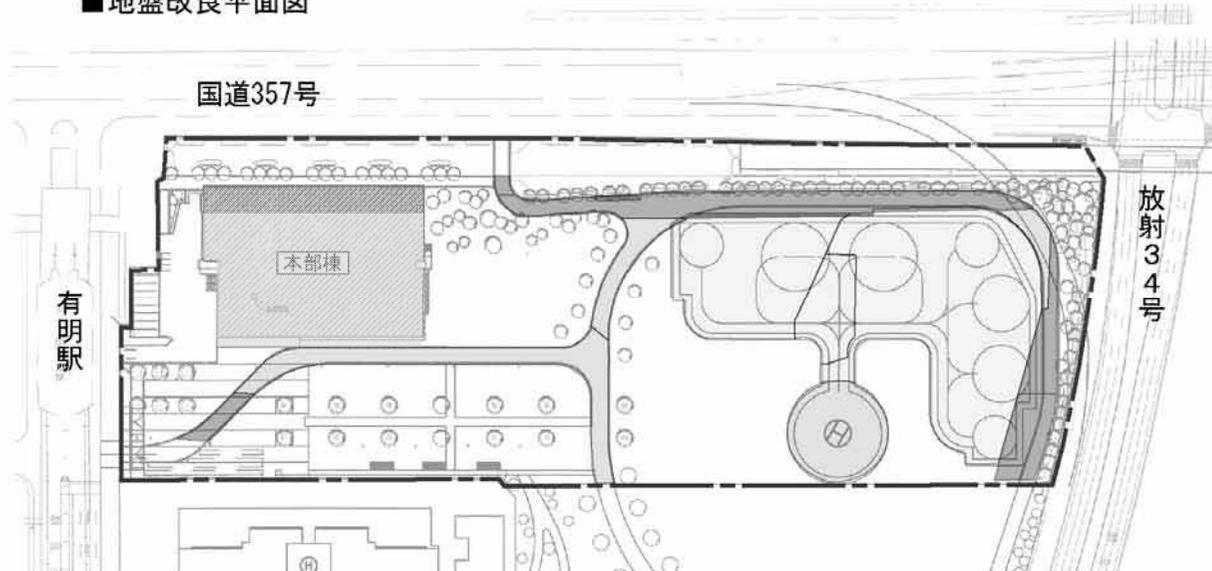
- ・防災教育に関する相談受付
- ・名鑑ゲーム、用品などの相談受付

レクチャーゾーン

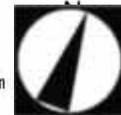
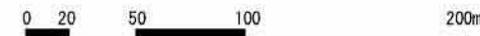
企業や団体への貸し出しゾーン

地盤改良工事概要

■地盤改良平面図



- コンパクションパイル工
- 変位低減型スラリー攪拌工
- スラリー攪拌工

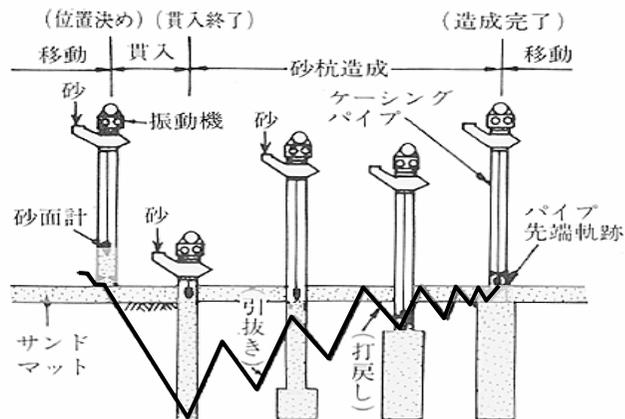


■地盤改良工法

○コンパクションパイル工

鋼製ケーシングを地中に貫入させ、所定の深さに達したところで、砂を投入し振動締め固めを行いながら、直径の大きい砂杭を地中に形成することによって、地盤を強化する工法。

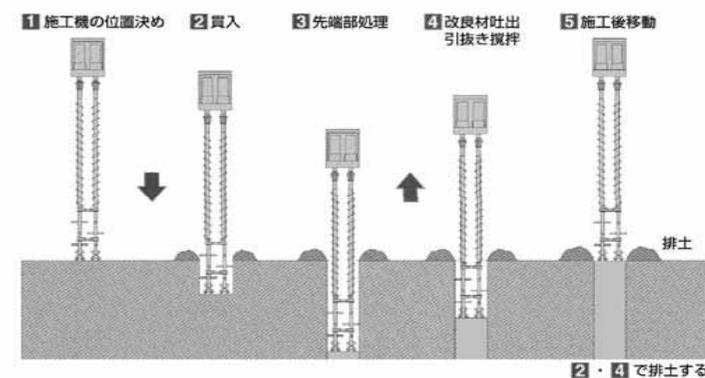
他の液状化対策工法に比べて、施工速度は速いが、振動・騒音は大きい。



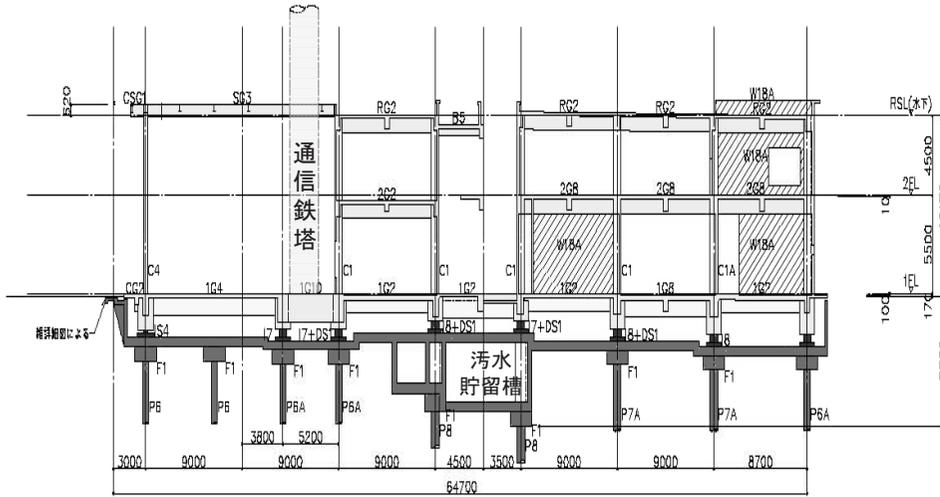
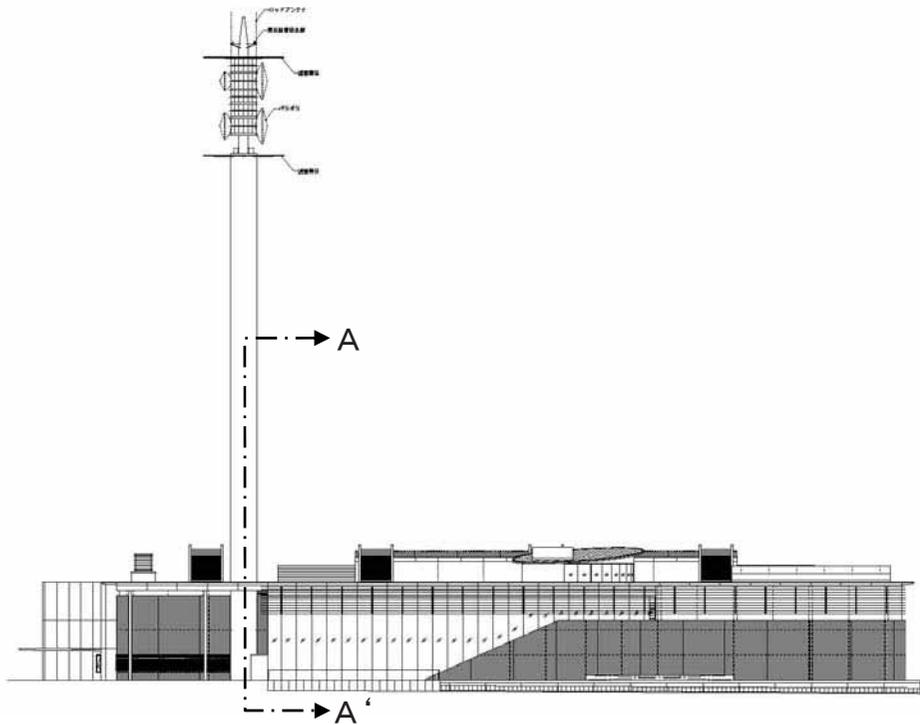
○変位低減型スラリー攪拌工

改良材（セメント）をスラリー状にして地盤に圧送し、攪拌翼により混合攪拌することにより、セメントパイルを形成し地盤を強化する工法。

攪拌翼の上部にスクリューを取り付け、セメントスラリーの投入量と同量の土を排土することにより、周辺への影響を極力低減している。



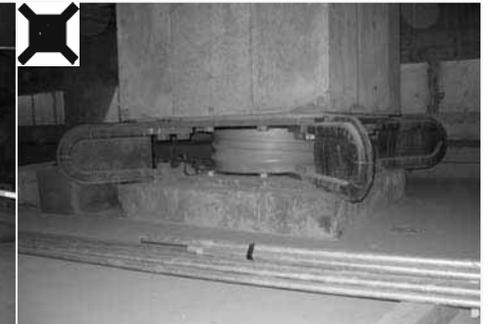
本部棟の免震構造



A~A'断面図



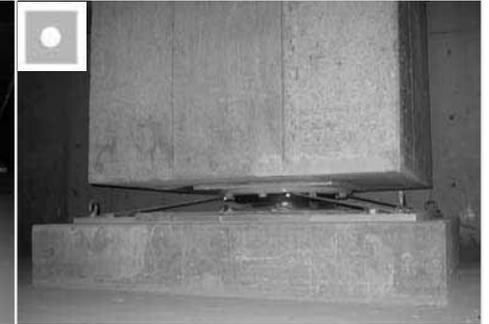
鉛ダンパー16体 (地震エネルギーを熱変換・吸収)



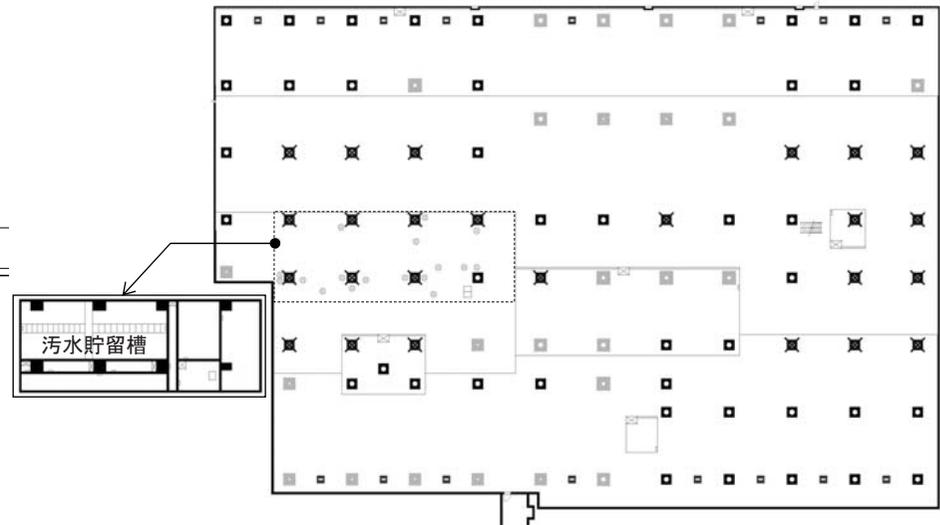
積層ゴム一体型U型ダンパー25体 (荷重支持+減衰)



積層ゴムアイソレータ41体 (荷重支持+長周期化)



弾性すべり支承25体 (荷重支持+摺動)



工事実施状況、今後のスケジュール



整備スケジュール	H19	H20	H21	H22	H23
本部棟	■				
地盤改良	■				
体験学習施設			■	■	
園地・植栽等	■	■	■	■	
内閣府機器整備	■	■			
都立公園	■	■	■	■	■
開園等			● 防災機能一部供用		● 全面開園

平成19年度 ...本部棟・地盤改良工事完成、園地整備
 平成20年度 ...園地整備、体験学習施設整備
 平成20年6月 ...防災機能一部供用開始
 平成23年 ...全面開園(国営・都立)

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 ●●● 殿

受注者

株式会社 ●●
代表取締役社長 ●●●

総括業務責任者届

業務名：●●業務

下記のもの、上記業務の総括業務責任者として定めました。なお、資格証の写しは別添のとおりです。

氏名	担当業務内容	年齢	資格

平成●年●月●日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 ●●● 殿

受注者

株式会社 ●●
代表取締役社長 ●●●

業務責任者届

業務名：●●業務

下記のもの、上記業務の業務責任者として定めました。なお、各業務担当者の資格証の写しは別添のとおりです。

氏名	担当業務内容	年齢	資格

国土交通本省委託契約取扱要領

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正 平成17年6月 2日 国官会第321-2号

改正 平成17年9月 1日 国官会第823号

(通 則)

第1 国土交通本省の所掌業務を国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 受託者が業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第3）
- 五 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行

体制に関する書面（別記様式第4）

六 その他担当官が必要とする書類

（契約の締結）

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

（報告書等の提出）

第6 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第5）
- 二 精算報告書（別記様式第6）
- 三 残存物件報告書（別記様式第7）

2 担当官は、受託者が第7第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第5に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

（検査等）

第7 担当官は、第6第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第32条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認められたときは、細則第33条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認められたとき、又は前項の検査調書を受領したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

4 第1項の規定は、第6第2項の成果物及び補正完了報告書等を受領した場合に準用する。

5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認められたときは、細則第33条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

第8 担当官は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

(概算払)

第9 担当官は、必要があると認めるときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

第10 担当官は、受託者から第6の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第11 担当官は、受託者から受理する請求書の宛名は官署支出官官職とし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月 2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月 1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

実 施 計 画 書

(受託の名称)

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
 3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
 4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
 5. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に（ ）書きすること。
 6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

別記様式第2（第4）

四半期別必要経費内訳書

(受託の名称)

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘要

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記入すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記入すること。
3. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に（ ）書きすること。

再委託 (変更等) 承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付けの「業務契約」
(契約金額 □□□□円、税込み) に関して、下記の通り申請するので、手続き
方お願いします。

記

1. 再委託の (変更等) 承諾を申請する業務及びその範囲 (具体的に記載すること)
2. 再委託の (変更等) 承諾を申請する必要性 (具体的に記載すること)
3. 再委託の (変更等) 承諾を申請する業務の契約 (予定) 金額 (総計)
4. 再委託の (変更等) 承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・業務の再委託に際し、当該業務の履行 (予定) 者から、入札書・見積書を徴収した結果 (この場合、その「写し」を添付)
 - ・継続的な履行関係が存在する (この場合、その証明書 (契約書、協定書) の「写し」を添付)
5. その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨
通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ①受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ②受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③受託者は、委託者 (支出負担行為担当官等) からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官 ○ ○ ○ ○ 印

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 必要に応じ、適宜加除して使用すること。

履行体制に関する書面
(実施計画書の別紙資料)

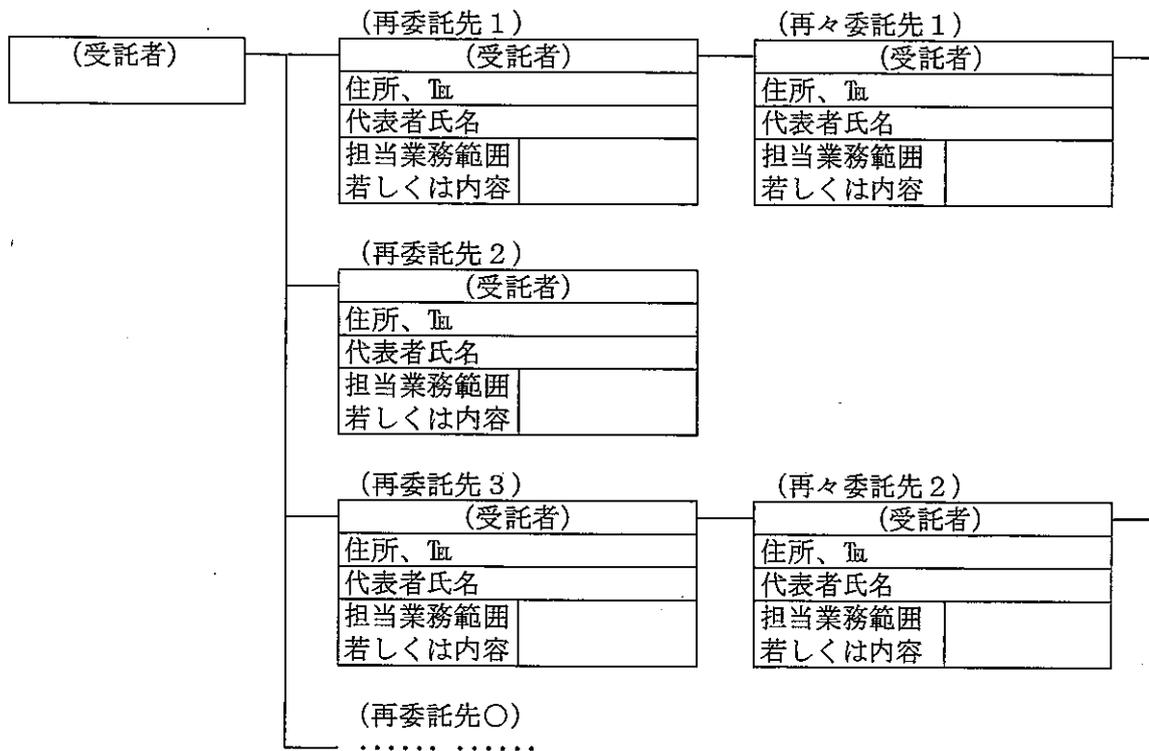
年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所

氏 名



(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名 (若しくは代表者氏名)
- ③再委託を行う業務の範囲

別記様式第5（第6）

完 了 報 告 書		
		年 月 日
支出負担行為担当官		
○ ○ ○ ○ 殿		
		受託者 住 所
		氏 名 印
年 月 日付け契約（契約金額 円）の○○○○が完了したので、成果物及び 下記の書類を添えて報告します。		
記		
1. 精 算 報 告 書		通
2. 残存物件報告書		通

（備 考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

精 算 報 告 書

（単位：円）

経 費 区 分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額	摘 要
			(A) - (B)	
計				

- （備 考）
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、別記様式第1備考4により記入すること。
 3. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

残存物件報告書

取得年月日	物件名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘要

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
2. 価格は、取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記入すること。
3. 経費区分は別記様式第1備考4の区分により記入し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記入すること。
4. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

利用実態調査実施計画書（案）

1. 目 的

国営東京臨海広域防災公園では、公園利用に対するニーズの多様化に伴い、公園利用者の実態を正しく把握し、かつそのニーズを汲み取り、ニーズに合った運営を行っていくことを目的として、国土交通省国営昭和記念公園事務所により、運営管理の基礎資料とするため、利用実態調査を実施するものとする。

調査方法・調査項目については、下記の通り設定するものである。

2. 調査内容及び方法

(1) 調査の種類

対象とする調査の種類は、最も一般的な調査で公園利用者の特性を把握できる「利用者アンケート調査」とする。

【参考】利用者アンケート調査とは

公園利用者に対して、アンケートにより利用者の属性、意識、意見等を把握する調査方法。聞き取り方法には、面接聴取、定位置による書き込み、配付・回収する方法等がある。

(2) 調査方法

1) 調査時期及び調査日

原則として、2ヶ月毎の休日（日曜・祝日）と平日に各1日ずつ、計12日行う。

2) 収集方法

効率よくデータを収集するために、本調査においては、「定位置による書き込み方法」により実施する。実施にあたっては、公園出入口において退場者のうち一定間隔ごと（5人おき程度）に回答を依頼し、無差別に回答者の選抜を行うようにする。

【参考】定位置による書き込み方法とは

アンケート回答場所を出口等に設定し、机・椅子などを設置して利用者から回答を得る方法。調査者が近くにいるため、不明な部分を回答者は質問して回答を書き込むことができる他、比較的少ない調査員数で回収量を確保できる。

3) 調査箇所

調査箇所は、公園の利用状況が偏りなく把握できるようにするとともに、経年的な比較・分析が可能なように考慮して、本公園の主な入園口となる有明駅前の門を調査箇所とする。

4) 目標回収数

回収数は、年間で1000票程度とする。

なお、1日で目標数を回収できない場合は、休日については直近の休日、平日については連続した2～3日で回収する。

(3) 調査体制

1) 調査監督員

調査の実施にあたり、調査監督員として1名あてる。

2) オリエンテーションの実施

調査実施にあたっては、調査員に対してオリエンテーションを実施し、調査方法、公園内情報等を事前に指導する。

3. アンケート調査票の作成について

(1) 調査項目の設定基準

調査項目及び設問内容の設定にあたっては、データの集計・分析及びその活用方法等を考慮し、下記の基準に基づき設定する。

- 運営維持管理状況の評価を行うための基礎データとなること。
- 全国都市公園利用者アンケート調査、市販の統計資料等と比較分析が行えるよう、可能な限り調査項目、設問内容を一致させる。
- データを蓄積することにより公園の経年変化が把握できること。
- 国営公園間の比較分析が行えること。
- 回答者へ負担をかけない設問数とする。(A3用紙1枚程度)

(2) 調査項目の分類

(1) の調査項目の設定基準をもとに、調査項目を次のとおり分類する。

名称	内容
①共通設問項目	1) 住所、性別、年齢等の基本事項 2) グループ構成 3) 交通機関 4) 所要時間 5) 入退園時間 6) 公園評価、満足度 7) 来園頻度
②必要項目	1) 認知媒体 (広報) 2) 来園理由 3) 利用 (予定) 施設 4) 周辺競合施設
③任意項目	1) ●● 2) ●● 3) 再来園の希望 4) ご意見

(3) 調査票 (案)

別添「公園の利用に関するアンケート調査票」参照

※上記のアンケートの他に、入館者数を有明の丘基幹的広域防災拠点施設のエントランスホール入り口に設置された入館者カウンターにより入館者数を常時収集する。

本日は本公園へご来園ありがとうございました。大変お手数ですが、今後のより良い公園づくりに反映させるためのアンケート調査へのご協力をお願いします。

- Q1. あなたの性別を教えてください。・・・ 男性 ・ 女性
- Q2. あなたの年齢を教えてください。
 A. 小学生 B. 中学生 C. 15～18歳 D. 19～29歳
 E. 30～39歳 F. 40～49歳 G. 50～59歳 H. 60～64歳
 I. 65～69歳 J. 70歳以上
- Q3. 本日はどなたといらっしゃいましたか？（1つお答えください）
 A. 一人で B. 友人・知人と C. カップルで D. 夫婦で
 E. 家族と F. 学校の団体 G. 地域の団体 H. 職場の団体
 I. その他（具体的に ）

- Q4. あなたの住所を教えてください。
 () 都・県 () 区・市・郡 () 区・町・村
- Q5. 主に利用した交通機関を教えてください。（1つお答えください）
 A. 鉄道（利用駅：①有明駅 ②国際展示場駅 ③国際展示場正門駅）
 B. 路線バス C. 貸切バス D. 自家用車 E. バイク F. 自転車
 G. タクシー H. 徒歩 I. その他（ ）
 ※D.またはE.とお答えの方は、高速道路を利用されましたか？
 またはする予定ですか？・・・ はい ・ いいえ

- Q6. ご来園までの所要時間を教えてください。
 A. 30分以内 B. 1時間以内 C. 1～1.5時間
 D. 1.5～2時間 E. 2時間以上
- Q7. 公園に入園された時間、お帰りになる予定時間を教えてください。
 ● 来園時間 時 分頃 ● お帰り予定時間 時 分頃

- Q8. この公園にはたびたびいらっしゃいますか？
 A. ほぼ毎日 B. 週に2～3回 C. 週に1回 D. 月に2～3回
 E. 月に1回 F. 年に数回（だいたい 回）
 G. 年に1回 H. 数年に1回程度 I. 今回が初めて

- Q9. 今日、この公園にきたきっかけを教えてください。
 （3つまでお答え下さい）
 A. イベントをしているから B. 景色がいいから C. 無料だから
 D. 広々しているから E. 長く中遊べるから F. 防災学習ができるから
 G. 近くに来たから H. 友人に誘われたから
 I. 子供を安心して遊ばせられるから
 J. その他（ ）

- Q10. 最近、この公園に関する情報について、何でお知りになりましたか？
 （3つまでお答え下さい）
 A. 新聞記事 B. テレビ C. ラジオ D. 雑誌・情報誌 E. チラシ
 F. ポスター G. ホームページ H. メールマガジン I. 道路の看板
 J. 駅の看板・情報版 K. 市町村の広報誌 L. 知人に聞いて
 M. キャンペーン（会場： ）
 N. その他（ ）

- Q11. Q10でチラシ・パンフレットとお答えになられた方にお聞きます。
 具体的にどちらでご覧になりましたか？
 A. 市区役所・町村役場 B. 観光案内所 C. ホテル・旅館
 D. 新聞折込 E. 公園で以前もらった F. 高速道路サービスエリア
 G. 有明駅 H. 国際展示場駅 I. 国際展示場正門駅
 J. その他（ ）

- Q12-1. 体験学習施設の整備内容には満足されましたか？
 A. 満足できる（満足な点： ）
 B. やや満足 C. 普通 D. やや不満
 E. 不満である（不満な点： ）

- Q12-2. 体験学習施設での受付・案内等のサービス面には満足されましたか？
 A. 満足できる（満足な点： ）
 B. やや満足 C. 普通 D. やや不満
 E. 不満である（不満な点： ）

- Q12-3. 本日の〈例：「防災フェア in 有明」〉の内容には満足されましたか？
 A. 満足できる（満足な点： ）
 B. やや満足 C. 普通 D. やや不満
 E. 不満である（不満な点： ）

- Q12-4. 本日の〈例：「防災講習会」〉について、理解しやすく、ご自分が災害に備える上で役立つ内容であったか評価をお聞かせ下さい。
 A. 満足できる（満足な点： ）
 B. やや満足 C. 普通 D. やや不満
 E. 不満である（不満な点： ）

- Q12-5. 防災に対する学習効果についてご意見等がありましたらご記入下さい。

()

- Q13. 本日、来園前に行った、または退園後に行く予定の場所を教えてください。
 A. 癌研有明病院 B. 有明パークビル C. ワシントンホテル
 D. 東京ビックサイト E. パナソニックセンター F. 日本科学未来館
 G. ガスの科学館がすてなーに H. お台場 I. ららぽーと豊洲
 J. その他（ ）

- Q14. 公園を利用されてお気づきの点がありましたら記入ください。
 ()

提供施設・貸付物品の取扱い

1. 提供施設（別添「提供施設一覧表」参照）

- (1) 善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
- (2) 提供施設の修繕、模様替え等の行為をしようとするときは、発注者の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
- (3) 本業務以外のために使用しないこと。
- (4) 受注者の責に帰すべき理由により滅失し又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

2. 貸付物品（別添「貸付物品一覧表」参照）

- (1) 受注者は、下記法令等を遵守しなければならない。
物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律
国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令
国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する事務取扱規則
- (2) 物品とは国の所有に属する動産であつて、国有財産法の適用を受けないものをいう。（物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律 第1条）
- (3) 受注者は、物品の貸付を受けたときは、別紙様式第1「借受書」を発注者に提出しなければならない。
（国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令 第7条）
- (4) 物品の貸付期間は特に必要と認める場合を除き、1年を超えることができない。
（国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令 第3条）
- (5) 「特に必要と認める場合」とは、1年を超える継続的な試験研究等又は長期に渡る災害復旧など、貸付を中止することで貸付目的の趣旨が損なわれる場合をいう。
（国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令の運用について 第3条関係）
- (6) 受注者は業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、別紙様式第2「返納書」により、直ちに発注者に返納しなければならない。受注者は、返納する場合、発注者の行う検査に合格しなければならない。
- (7) 発注者が、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、維持管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。
- (8) 本業務以外のために使用しないこと。
- (9) 受注者の責に帰すべき理由により滅失し又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
- (10) 使用場所は本公園内とする。

借 受 書

平成 年 月 日

分任物品管理官
国営昭和記念公園事務所長

借受人 住所
氏名 印

下記物品を正に借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第4条に定める貸付条件を遵守します。

借 受 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
借 受 場 所	防災公園課			
返 納 期 日	平成 年 3 月 3 1 日			
返 納 場 所	防災公園課			

国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 抜粋

第四条 国土交通大臣等は、第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

- 一 貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用(国土交通大臣等が貸付けの性質により、これらの費用を借受人に負担させることが適当でないときを除く。)は、借受人において負担すること。
- 二 貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
- 三 貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣等の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
- 四 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。
- 五 貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。
- 六 貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
- 七 貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
- 八 貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。
- 九 借受人が貸付条件に違反したときは、国土交通大臣等の指示に従って貸付物品を返納すること。
- 十 国土交通大臣等が特に必要があると認めて貸付期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って貸付物品を返納すること。
- 十一 貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を国土交通大臣等に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
- 十二 国土交通大臣等が、貸付物品について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。

2 国土交通大臣等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

返 納 書

平成 年 月 日

分任物品管理官
国営昭和記念公園事務所長 殿

返納者 住所
氏名 印

下記物品を返納します。

返 納 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
返 納 場 所	防災公園課			

業務委託費で取得した備品の取扱い

- (1) 備品とは機械及び器具その他原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品。
ただし、部品及び付属品に供するもの並びに所得価格（取得価格が明らかでない場合は、見積価格）が少額の物品を除く。（仮設物及び不要品の細分類に属する物品を除く）
「原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品」：1年以上にわたり反復使用に耐えると認められるもの。
「取得価格が少額の物品」：2万円未満の物品をいう。
(国土交通省所管物品管理事務取扱規則 第4条)
- (2) 善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
- (3) 修繕、改造その他備品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
- (4) 維持、修理及び返納に要する費用は、受注者において負担すること。
- (5) 転貸し、又は担保に供しないこと。
- (6) 受注者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、別紙様式第1「備品引渡書」により、発注者に引渡さなければならない。受注者は、引き渡す場合、発注者の行う検査に合格しなければならない。
ただし、完了後の翌年度において、当該委託契約が引続き締結され当該業務に継続して使用する備品で別紙様式第2「備品継続使用承認申請書」により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (7) 発注者が、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、維持管理及び引き渡しに関して必要な指示をするときは、これに応ずること。
- (8) 本業務以外のために使用しないこと。
- (9) 受注者の責に帰すべき理由により滅失し又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
- (10) 使用場所は本公園内とする。

備品継続使用承認申請書

平成 年 月 日

分任物品管理官
国営昭和記念公園事務所長 殿

申請者 住所

氏名

印

国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務委託にかかる下記備品について、平成●年●月●日まで継続して使用したく申請いたします。

業務委託費で取得した備品						
取得年月日	品目	規格	数量	単価	価格	備考

管理数量一覧(平成21年8月時点のものであり、変更がある。)

別紙8

1. 体験学習施設

項目	数量		仕様
特殊内装	1	式	
家具・什器・備品	1	式	
造形	1	式	
サイングラフィック	1	式	
演出システム機器	1	式	
演出映像	1	式	

2. 園地工作物

項目	数量	仕様
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その1)工事 施工		
給水設備		
仕切弁	1	式
仕切弁	1	個 50A
仕切弁	4	個 25A
仕切弁	4	個 20A
散水栓	6	個 20A 非常時取出口
給水管	119	m ホリパイプ 内径50
給水管	19	m ホリパイプ 内径40
給水管	96	m ホリパイプ 内径25
給水管	51	m ホリパイプ 内径20
変位吸収管(スリクッション)	1	個 内径25 想定沈下量:~1.0m 配管2.8m/個 エルボ5個/個
変位吸収管(スリクッション)	1	個 内径20 想定沈下量:~1.0m 配管2.8m/個 エルボ5個/個
変位吸収管(スリクッション)	1	個 内径25 想定沈下量:~0.6m 配管1.6m/個 エルボ5個/個
変位吸収管(スリクッション)	3	個 内径20 想定沈下量:~0.6m 配管1.6m/個 エルボ5個/個
雨水排水設備		
側溝		
U字側溝	50	m U-250 銅製グレチング蓋 細目
U字側溝	91	m U-300A 銅製グレチング蓋 細目
U字側溝	22	m U-3008 銅製グレチング蓋 細目
可変測溝	8	m 300×400 銅製グレチング蓋 細目 T-
可変測溝	20	m 300×500 銅製グレチング蓋 細目 T-
可変測溝	41	m 300×600 銅製グレチング蓋 細目 T-
可変測溝	29	m 300×700 銅製グレチング蓋 細目 T-
可変測溝	52	m 400×600 銅製グレチング蓋 細目 T-
可変測溝	71	m 400×500 銅製グレチング蓋 細目 T-
集水桝・マンホール		
集水桝	1	基 A(3) T-25 銅製グレチング蓋 細目
集水桝	2	基 A(4)・(5) T-14 銅製グレチング蓋
集水桝	2	基 C(1)・(2) T-14 銅製グレチング蓋
集水桝	1	基 D T-25 銅製グレチング蓋 細目
集水桝	1	基 (改) T-14 銅製グレチング蓋 細目
地下排水		
暗渠排水工	1.032	m φ100
浸透桝工	2	基
流出管	1.6	m VU-200 再生砂基礎
流出管	4.2	m VU-200 再生砂基礎 ヒューム管用支管
汚水排水設備		
仕切弁	1	基 200A
硬質塩化ビニル管	222	m VU-200 再生砂基礎
人孔用可動取付管	7	個 塩ビ管φ200用
汚水桝	7	基 0号マンホール H1143 蓋付 プレートサイン付
汚水人孔	6	基 1号マンホール H1329 蓋付
進入路		
縁石		
歩車道境界ブロック	41	m FK-1
歩車道境界ブロック	3	m FK-1 e-50
歩車道境界ブロック	0.6	m FK-1 f-50
ホースコン	2	基 H=650
チェーンゲート		
チェーンゲート	2	基 レール込
ICカード精算機	1	基 テンキー一体型 LED付
インターホン	1	式 屋外設置場所:侵入路部、IC精算機部 受装置屋内設置場所: 1階公園事務所、2階施設管理室
OUTBOX	1	基
ループコイル	4	箇所 舗装面下
警報灯	1	基

ICカード	50	枚	
柵			
手摺り	16.8	M	ステンレス製 点字シート付
転落防止柵、立入防止柵	1	式	
アスファルト舗装			
アスファルト舗装	212	m ²	t400 RC40-200・ RM40-150・RA②-50
区画線			
溶融式区画線	67	m	W=15cm
溶融式区画線	22	m	矢印 W=15cm
溶融式区画線	2	m	ゼブラW=30cm
溶融式区画線	7	m	停止線W=30cm
溶融式区画線	6	m	文字W=15cm

電気設備

照明設備			
ハットホル	2	基	600×600×600 T-14
ハットホル	3	基	600×600×900 T-14
ハットホル	2	基	600×600×900 T-25
ハットホル	3	基	1000×1000×1300 T-14
ハットホル	7	基	1000×1000×1300 T-25
電線管路			
電線管	55	m	FEP40 3条
電線管	15	m	FEP40 1条
電線管	40	m	FEP30 2条
電線管	8	m	FEP30 2条
電線管	157	m	FEP30 1条・FEP50 1条
電線管	75	m	FEP30 1条・FEP50 1条
電線管	30	m	FEP30 2条・FEP50 1条
電線管	11	m	FEP30 2条・FEP50 1条
電線管	9	m	FEP30 3条・FEP50 1条
電線管	13	m	FEP30 2条・FEP50 2条
電線管	25	m	FEP30 2条・FEP40 1条・FEP50 6条 FEP80 3条
電線管	6.5	m	PE36 2条・PE42 3条・PE54 4条 PE70 1条・PE82 2条
電線管	7	m	PE36 2条・PE42 2条・PE54 1条 PE70 1条・PE82 2条
電線管	40	m	FEP30 5条・FEP40 4条・FEP50 5条 FEP65 1条・FEP80 5条
電線管	26	m	FEP30 2条・FEP50 1条
電線管	26	m	FEP30 1条・FEP50 2条
電線管	56	m	FEP30 1条・FEP40 2条・FEP50 3条 FEP65 1条・FEP80 4条
電線管	8	m	FEP30 2条・FEP40 2条 FEP50 6条・FEP80 3条
電線管	63	m	FEP30 2条・FEP40 1条・FEP50 6条 FEP65 1条・FEP80 2条
電線管	35	m	FEP30 2条・FEP50 5条 FEP80 2条
電線管	15	m	FEP30 1条・FEP50 1条
電線管	4	m	FEP50 1条
電線管	37	m	FEP30 1条
電線管	35	m	FEP30 1条
電線管	15	m	FEP30 3条・FEP50 2条 FEP80 2条
電線管	32	m	FEP30 4条・FEP50 1条 FEP80 2条
ケーブル	2373	m	CVV2.0-2C

ケーブル	20	m	VCTF1.25-10C
ケーブル	16	m	VCTF2.0-2C
ケーブル	0.4	m	CVV2.0-4C
ケーブル	5	m	VVF2.0-3C
ケーブル	386	m	600V CV14-2C
ケーブル	182	m	600V CV38-3C
ケーブル	60	m	CVV2.0-20C
ケーブル	100	m	VCTF.0-4C
伸縮継手	12	本	地盤変位対応配管 φ30用
伸縮継手	7	本	地盤変位対応配管 φ40用
伸縮継手	17	本	地盤変位対応配管 φ50用
伸縮継手	2	本	地盤変位対応配管 φ65用
伸縮継手	10	本	地盤変位対応配管 φ80用
伸縮継手	8	本	地盤変位対応配管 φ30用
伸縮継手	3	本	地盤変位対応配管 φ40用
伸縮継手	6	本	地盤変位対応配管 φ50用
既設分電盤改修	0	箇所	
分電盤新設	0	箇所	
サービス施設			
パーゴラ	4	基	縁台、テント含む
管理施設			
門扉(2)	1	箇所	W8.4 両開き 縦格子
門扉(3)	1	箇所	W1.0 片開き 縦格子
水景施設			
水循環設備	1	式	
噴水ピット	1	箇所	
水景基礎(1)	1	箇所	中央噴水部 グレーチング
水景基礎(2)	2	箇所	壁泉部
水景基礎(3)	2	箇所	ベンチ部
水景ベンチ	2	基	桧材
水景石	1	式	御影石 ショットアラスト仕上
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その2)工事 施工			
雨水排水設備			
貯留施設	1	式	
管渠			
ヒューム管	12.3	m	φ700 1種
噴水ピット	22.4	m	φ700 2種
暗渠排水管	341	m	φ100 1m以下
集水枡・マンホール			
暗渠排水枡	1	箇所	
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その3)工事 施工			
水栓類			
仕切弁	9	個	20A
	2	個	25A
	1	個	40A
散水施設			
散水栓	12	個	20A
給水管路			
配水管(1)	349	m	ホリエイ管、内径40mm、 増設シート ②
配水管(2)	44	m	ホリエイ管、内径30mm、 増設シート ②
配水管(3)	75	m	ホリエイ管、内径25mm、 増設シート ②
配水管(4)	20	m	ホリエイ管、内径25mm、 増設シート ①
配水管(5)	180	m	ホリエイ管、内径20mm、 増設シート ②

配水管 (6)	53	m	ホリシリン管、内径20mm、増設シート ①
変位吸収管 (スリクッション)	1	個	ホリシリン管、内径40mm、再生砂、増設シート ①想定沈下量～1.0m・配管2.8m/個+エムホ5個/個
変位吸収管 (スリクッション)	2	個	ホリシリン管、内径25mm、再生砂、増設シート ②想定沈下量～0.6m・配管1.6m/個+エムホ5個/個
変位吸収管 (スリクッション)	5	個	ホリシリン管、内径20mm、再生砂、増設シート ③想定沈下量～0.6m・配管1.6m/個+エムホ5個/個
変位吸収管 (スリクッション)	4	個	ホリシリン管、内径20mm、再生砂、増設シート ④想定沈下量～0.3m・配管0.8m/個+エムホ5個/個

雨水排水設備

側溝			
縦断管渠 (1)	72	m	300×300×2000
縦断管渠 (2)	2	m	300×300×1000
縦断管渠 (3)	181	m	300×300×1135～1600
縦断管渠 (4)	110	m	300×300×2000 勾配自在
縦断管渠 (5)	3	m	300×300×1000 勾配自在
縦断管渠 (6)	23	m	300×300×1525～1610 勾配自在
縦断管渠 (7)	22	m	300×400×2000 勾配自在
縦断管渠 (8)	3	m	300×400×1000 勾配自在
縦断管渠 (9)	5	m	300×400×1356～1495 勾配自在
縦断管渠 (10)	18	m	300×500×2000 勾配自在
縦断管渠 (11)	16	m	300×600×2000 勾配自在
可変測溝 (1)	22	m	300×400コンクリート蓋 (歩道用) グレーチング 蓋細目 1箇所
可変測溝 (2)	24	m	300×600コンクリート蓋 (歩道用) グレーチング 蓋細目 1箇所
可変測溝 (3)	25	m	
可変測溝 (4)	18	m	300×700コンクリート蓋 (歩道用) グレーチング 蓋細目 1箇所
可変測溝 (5)	27	m	300×800コンクリート蓋 (歩道用) グレーチング 蓋細目 1箇所
可変測溝 (6)	30	m	300×900コンクリート蓋 (歩道用) グレーチング 蓋細目 1箇所
可変測溝 (7)	14	m	300×1000コンクリート蓋 (歩道用)
U型測溝	75	m	U300A (落蓋)
暗渠			
取付管 (1)	37	m	VC200 可とう継手管 4箇所
取付管 (2)	26	m	VC250 可とう継手管 2箇所
取付管 (3)	27	m	VC300 可とう継手管 1箇所
集水枡・マンホール			
集水枡 (A)	1	基	400×400 H=856鋼製グレーチング 蓋細目T-2
集水枡 (B)	1	基	400×400 H=1046鋼製グレーチング 蓋細目T-25
集水枡 (C)	1	基	600×600 H=857鋼製グレーチング 蓋細目T-2

集水柵 (C) - 2	1	基	600×600 H=959鋼製グレート
			蓋細目T-2
街渠柵 (1)	14	基	300×300×1000 グレート 蓋細目T-25
街渠柵 (2)	2	基	300×600×1000 グレート 蓋細目T-25
街渠柵 (3)	2	基	300×700×1000 グレート 蓋細目T-25
街渠柵 (4)	1	基	300×300×1000勾配自在 グレート
			蓋細目T-25
街渠柵 (5)	1	基	300×400×1000勾配自在 グレート
			蓋細目T-25
街渠柵 (6)	1	基	300×500×1000勾配自在 グレート
			蓋細目T-25
街渠柵 (7)	9	基	300×700×1000勾配自在 グレート
			蓋細目T-25
浸透柵	1	基	φ 600
暗渠集水柵	1	基	400×400 H=1000鋼製グレート
			蓋細目T-2
暗渠集水人孔	2	基	1号人孔
地下排水工	1	式	
暗渠排水管 (A)	815	m	φ 100 800以上
暗渠配水管 (B)	388	m	φ 100 1500以上
照明設備			
ハットポール (1)	基	1	600×600×1300 T-4
ハットポール (2)	基	5	600×600×1300 T-25
ハットポール (3)	基	4	1200×1200×1500 T-25
照明灯基礎 (1)	基	6	H=1300 φ 500
照明灯基礎 (2)	基	4	H=1600 φ 500
風向灯基礎	基	1	H=1100 □800
電線管路			
砂埋戻し	m3	195	再生砂電動管路用
伝導管 (1)	m	53	FEP30*1条 埋設シート
伝導管 (2)	m	24	FEP30*1条 埋設シート
伝導管 (3)	m	24	FEP30*1条 埋設シート
伝導管 (4)	m	95	FEP50*1条 埋設シート
伝導管 (5)	m	48	FEP65*1条 埋設シート
伝導管 (6)	m	21	FEP80 1条 埋設シート
伝導管 (7)	m	79	FEP80 2条 埋設シート
伝導管 (8)	m	79	FEP30 2条 埋設シート
伝導管 (9)	m	6	FEP30 3条 埋設シート
伝導管 (10)	m	61	FEP302条 FEP501条 埋設シート
伝導管 (11)	m	156	FEP301条 FEP502条 埋設シート
伝導管 (12)	m	127	FEP40 1条 FEP50 2条 FEP80 2条 埋設シート
伝導管 (13)	m	13	FEP30 1条 FEP50 2条 FEP80 2条 埋設シート
伝導管 (14)	m	10	FEP40 1条 FEP50 3条 FEP65 1条FEP80 4条 埋設シート
埋設標	基	11	表示板 100mm角
伸縮継手 (1)	本	3	地盤変位対応配管、φ 30用 ①想定沈下量~0.2m
伸縮継手 (2)	本	7	地盤変位対応配管、φ 30用 ②想定沈下量~0.2m
伸縮継手 (3)	本	2	地盤変位対応配管、φ 30用 ③想定沈下量~0.6m
伸縮継手 (4)	本	1	地盤変位対応配管、φ 50用 ③想定沈下量~1.0m
伸縮継手 (5)	本	2	地盤変位対応配管、φ 80用 ③想定沈下量~1.0m

アスファルト系舗装				
路盤工(1)	式		1	
路盤工(2)	m ²	5777		t=350 RM-40,RC-40
路盤工(3)	m ²	23		t=250 RM-40,RC-40
路盤工(4)	m ²	6717		t=600 RM-40,RC-40
路盤工(5)	m ²	1003		t=300 RM-40,RC-40
路盤工(6)	m ²	987		t=500 RM-40,RC-40
路盤工(6)	m ²	136		t=150 RC-40
園路縁石				
地先境界ブロック	m	894		120×120×600
サイン				
解説サイン基礎	基	1		
誘導サイン基礎	基	2		
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その4)工事 施工				
サービス施設				
ベンチ(1)	基	27		背無し、置き式、肘掛け付、PCコンクリート脚
ベンチ(2) かまどベンチ	基	6		背無し、置き式、肘掛け付、PCコンクリート脚
ベンチ(3) 収納ベンチ	基	2		背無し、置き式、肘掛け付、PCコンクリート脚
サークルベンチ(3)	基	2		
管理施設				
門扉	2		箇所	W13.0 両開き 縦格子
国営東京臨海広域防災公園屋上緑化工事 施工				
散水設備				
壁面緑化自動灌水設備(1)	式	1		地上部
壁面緑化自動灌水設備(2)	式	1		屋上部
自動灌水設備(1)	式	1		
樹名板				
樹名板(A)	基	10		幹巻き型
樹名板(B)	基	12		スチールボール型
散水施設				
自動灌水設備(1)	式	1		
雨水排水設備				
側溝				
グレーチング	m	6.9		細目ノンスリップ W150、1000
化粧砂利側溝(A)	m	106		大磯玉砂利φ30m程度
化粧砂利側溝(B)	m	102		大磯玉砂利φ30m程度
碎石側溝(A)	m	116		RC40
碎石側溝(B)	m	34		RC40
管渠				
通水管(A)	m	7		VP100(肉厚7.1mm) VP100半割(肉厚
通水管(B)	m	46		VP100半割(肉厚7.1mm)
排水金網(A)	箇所	20		半円sus304線径φ2mm 3.0メッシュ
排水金網(B)	箇所	2		全円sus304線径φ2mm 3.0メッシュ
電気設備				
照明設備工				
照明設備	式	1		
コンセント設備	式	1		
園路広場整備				
コンクリート舗装工				
コンクリート舗装	m ²	190		
着色コンクリート舗装	m ²	61		
踏石	箇所	2		コンクリート平板(450×600 t=60) 2枚/
点状ブロック	m ²	2.1		突起φ22@60
階段工				
階段	箇所	1		床板 イベ材
スロープ	箇所	1		床板 イベ材
デッキ	箇所	1		床板 イベ材
サービス施設				
ベンチ(A)	箇所	1		L30000 D400 桧材
ベンチ(B)	基	1		D800×W1366 桧材
ベンチ(C)	基	1		D800×W1272 桧材
ベンチ(D)	基	1		D400×W9000内外 イベ材
石スツール(A)	基	4		花崗岩φ300内外、H150
石スツール(B)	基	2		花崗岩φ300内外、H300
石スツール(C)	基	4		花崗岩φ450内外、H450
パーゴラ	基	1		柱:□-100×100×2.3 ル-ハ'-:□-100×
サイン施設				
案内板(A)	基	2		W900×H1500内外 案内シールは別途工事

案内板(B)	基	2	W400*H1200内外	案内シールは別途工事
制札板	基	5	アルミコートPL-1.5	600*200
管理施設				
人止め柵(A)	m	19	スチール製	H745
人止め柵(B)	m	57	スチール製	H1095
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その5)工事 施工				
プレキャスト擁壁				
緑化ブロック擁壁(1)	m	57	1段積	既設擁壁部
緑化ブロック擁壁(2)	m	85	2段積	一般部
緑化ブロック擁壁(3)	m	84	3段積	一般部
既設フェンス撤去(1)	m	212	H=1800	メッシュフェンス
既設フェンス撤去(2)	m	420	H=1200	ネットフェンス
フェンス設置	m	212		
散水施設				
散水栓	1	個	20A	
給水管路				
配水管(1)	7	m	ホリパイプ管、内径25mm	
雨水排水設備				
側溝				
プレキャストU型側溝	m	21	U-180	
可変側溝(1)	m	39	300×300×2000	
可変側溝(2)	m	40	300×400×2000	
可変側溝(3)	m	30	300×500×2000	
管渠				
ヒューム管	7	m	φ1200	2種
暗渠排水管	570	m	φ100	600以上
污水排水設備				
硬質塩化ビニール管	31	m	VU-200	再生砂基礎
人孔用可動取付管	7	個	塩ビ管φ200用	
污水人孔	2	基	1号人孔	
污水枳	4	基	0号人孔	
アスファルト系舗装				
管理用道路	m ²	949	下層路盤RC-40 t=200mm、上層路盤RM-40 t=150mm、RA② t=50mm	
コンクリート系舗装				
下層路盤	m ²	2544	RC-40 t=300mm	
上層路盤	m ²	2544	RM-40 t=200mm	
表層	m ²	2544	t=200mm	
石材系舗装工				
平石張舗装	m ²	23	300×300×60	御影石
園路縁石				
縁石(1)	m	101	120×120×60	擬石ブロック(1面)
縁石(2)	m	126	FK-1	化粧砂利含
縁石(3)	m	30	FK-1e-20	
縁石(4)	m	70	120×120×60	
区画線				
溶融式区画線(1)	m	94	白実線 W=100	(駐輪場)
溶融式区画線(2)	m	1053	白実線 W=150	(駐機場)
溶融式区画線(3)	m	1011	黄実線 W=150	(誘導路線)
溶融式区画線(4)	m	38	白実線 W=300	(接地帯)
溶融式区画線(5)	m	140	白実線 W=450	(接地帯)
溶融式区画線(6)	m	155	白破線 W=150	(駐機場)
溶融式区画線(7)	m	273	白実線 W=150	(園路・駐機場境界)
溶融式区画線(8)	m	463	白実線 W=150	(エプロン標識)
溶融式区画線(9)	m	13	白実線 W=400	(風向指示標識)
道路附属施設				
埋設標	本	10	□180×450	
埋設鋌	本	10	φ25 H70	
境界杭	本	9	120×120×8.5	
建築施設				
テント倉庫	棟	3	B8000×L11000×H4600	蛇腹開閉式
国営東京臨海広域防災公園電気施設整備工事 施工				
公園照明設備				
巡回式単板カメラ	基	3		
スピーカー	基	6		
L2SW(GBIC)	台	13		
L3SW	台	1		
エンコーダ	台	3		
照明灯(1)	基	9	H=5000 φ500	
照明灯(2)	基	3	H=5000 φ500	スピーカー添架

照明灯(3)	基	1	H=5000 φ500 カメラ添架
照明灯(4)	基	1	H=5000 φ500 スピーカー・カメ
照明灯(5)	基	9	H=5000 φ500 コンセント・LA
照明灯(6)	基	1	H=5000 φ500 コンセント・LAN・スピー
照明灯(7)	基	1	H=5000 φ500 コンセント・LAN・S
ソーラーウインドライト	基	9	
風向灯	基	1	
コンセント柱	基	2	
LED灯(1)	基	24	
LED灯(2)	基	134	
境界灯	基	12	
境界誘導灯	基	8	
照明灯基礎設置	個所	22	φ500 1.3m
照明灯基礎設置	個所	3	φ500 1.5m
照明灯基礎設置	個所	9	φ800 1.4m
屋外分電盤設置	面	1	
地中配線	m	187	IVケーブル(600Vビニル絶縁電線)3.5mm ²
地中配線	m	8494	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル)2心 600V
地中配線	m	606	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル)3心 600V
地中配線	m	959	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル)2心 600V
地中配線	m	197	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル)3心 600V
地中配線	m	422	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル)2心 600V
地中配線	m	710	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル)3心 600V
地中配線	m	200	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル)3心 600V
地中配線 SM8C	m	1562	配線各種
地中配線 CVV2-2c	m	1394	配線各種
光試験	対向	13	
埋設標設置	基	13	打ち込み式
埋設標設置	基	13	コンクリート製

※地下の埋設物等で直接の点検対象となっていない工作物も記載している。点検内容に記載されていない事項であっても設備の機能構造上当然必要となるものについては、これを充足するものとする。

3. 園地植栽（高木）

項目	数量		仕様	
国営東京臨海広域防災公園園地整備（その1）工事 施工				
ケヤキ（株立）	1	本	H=10.0 C=2.35 W=7.0	地下支柱
ケヤキ(1)	11	本	H=8.0 C=0.80 W=4.5	地下支柱
ケヤキ(2)	16	本	H=8.0 C=0.85 W=5.0	地下支柱
ケヤキ(3)	8	本	H=9 C=0.9 W=5.5	地下支柱
トチノキ(1)	1	本	H=10.0 C=0.9 W=7.0	地下支柱
トチノキ(2)	2	本	H=11.0 C=1.0	地下支柱
アメリカカフウ	9	本	H=8.5 C=0.60	地下支柱
サルスベリ	1	本	H=6.5 C=0.70（5本立）	W=3.5 地下支柱
サルスベリ	2	本	H=6.5 C=0.85（5本立）	W=3.5 地下支柱
国営東京臨海広域防災公園園地整備（その2）工事 施工				
アキニレ	1	本	H=5.0 C=0.30 W=2.0	八つ掛け支柱 ヤ-4
エゴノキ	2	本	H=3.5 C=0.21	八つ掛け支柱 ヤ-2
オオシマザクラ	13	本	H=4.0 C=0.21 W=1.8	八つ掛け支柱 ヤ-3
クスノキ	1	本	H=6.0 C=0.70 W=2.5	八つ掛け支柱 ヤ-5
ケヤキ	1	本	H=7.0 C=0.60 W=4.0	八つ掛け支柱 ヤ-5
コブシ	2	本	H=4.0 C=0.21 W=1.5	八つ掛け支柱 ヤ-3
シラカシ	8	本	H=5.0 C=0.30 W=1.5	八つ掛け支柱 ヤ-4:4本 鳥居支柱ト-5:4本
タブノキ	6	本	H=4.0 C=0.30 W=1.5	八つ掛け支柱 ヤ-3:3本 鳥居支柱ト-5:3本
マテバシイ	1	本	H=4.0 C=0.21 W=1.2	鳥居支柱ト-4
国営東京臨海広域防災公園園地整備（その3）工事 施工				
エゴノキ	10	本	H=3.5 C=0.21	二脚鳥居支柱 ト-4
オオシマザクラ	22	本	H=4.0 C=0.21 W=1.8	二脚鳥居支柱 ト-4
クスノキ	3	本	H=6.0 C=0.70 W=2.5	二脚鳥居支柱 ト-6
クロガネモチ	9	本	H=3.5 C=0.21 W=1.0	二脚鳥居支柱 ト-4
ケヤキ	3	本	H=7.0 C=0.60 W=4.0	二脚鳥居支柱 ト-6
コブシ	5	本	H=4.0 C=0.21 W=1.5	二脚鳥居支柱 ト-4
シラカシ	18	本	H=5.0 C=0.30 W=1.5	十字鳥居支柱 ト-5
タブノキ	9	本	H=4.0 C=0.30 W=1.5	十字鳥居支柱 ト-5
トチノキ	2	本	H=4.5 C=0.25 W=1.0	二脚鳥居支柱 ト-4
マテバシイ	11	本	H=4.0 C=0.21 W=1.2	二脚鳥居支柱 ト-4
ヤマモモ	1	本	H=3.5 C=0.25 W=1.0	二脚鳥居支柱 ト-4
モッコク	5	本	H=3.5 W=1.2	二脚鳥居支柱 ト-4
国営東京臨海広域防災公園園地整備（その4）工事 施工				
キンモクセイ	3	本	H=4.0 W=2.0	八つ掛け支柱ヤ-3 土壌改良済

4. 園地植栽（中低木）

項目	数量		仕様	
国営東京臨海広域防災公園園地整備（その2）工事 施工				
キンモクセイ	3	本	H=2.5 W=0.8	竹八つ掛け
サンゴジュ	27	本	H=2.5 W=0.8	生垣
シラカシ	15	本	H=2.5 W=0.6	生垣
セイヨウベニカナメ	64	本	H=1.2 W=0.3	生垣
マサキ	11	本	H=1.8 W=0.5	鳥居支柱ト-4
ネズミモチ	18	本	H=2.0 W=0.6	竹八つ掛け:11本、生垣
オオムラサキツツジ	1377	株	H=0.5 W=0.5	
国営東京臨海広域防災公園園地整備（その3）工事 施工				
キンモクセイ	18	本	H=2.5 W=0.8	二脚鳥居支柱 ト-3
セイヨウベニカナメ	38	本	H=1.2 W=0.3	生垣
マサキ	52	本	H=1.8 W=0.5	添え柱支柱 ト-2
ネズミモチ	83	本	H=2.0 W=0.6	添え柱支柱 ト-2、生垣
イヌツゲ	550	株	H=0.5 W=0.2	
オオムラサキツツジ	1921	株	H=0.5 W=0.5	
ガクアジサイ	39	株	H=0.5	3本立
コクチナシ	552	株	H=0.2 W=0.3	
ジンチョウゲ	840	株	H=0.5 W=0.4	
ハマヒサカキ	759	株	H=0.5 W=0.4	
マルハシリンハイ	1537	株	H=0.4 W=0.4	
ヒヨウガミズキ	105	株	H=0.5 W=0.3	

ビョウヤナギ	234	株	H=0.5 W=0.4
ユキヤナギ	98	株	H=0.5 3本立
ヤマブキ	24	株	H=0.5 3本立
レンギョウ	120	株	H=0.5 2本立
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その4)工事 施工			
キンボウジュ	2	本	H=2.5 W=1.8 八つ掛け支柱ヤ-1
カラタネオガタマ	1	本	H=2.5 W=1.5 八つ掛け支柱ヤ-1
フェイジョア	2	本	H=2.0 W=1.5 八つ掛け支柱ヤ-1
ブッドレア	2	本	H=2.0 八つ掛け支柱ヤ-1
セイヨウカナメモチ	8	本	H=1.8 W=0.6 生垣支柱
チャイニーズホーリー	4	本	H=1.8 W=0.6 生垣支柱
トウネズミモチ 'トリカラー'	25	本	H=1.5 生垣支柱
トキワマンサク(緑葉・白花)	52	本	H=1.5 W=0.3 生垣支柱
アカバトキワマンサク(緑葉・赤花)	25	本	H=1.5 W=0.3 生垣支柱
ムクゲ	7	本	H=1.5 W=0.4 (青花:白花=4:3) 八つ掛け支柱ヤ-1
アカバトキワマンサク(銅葉・赤花)	54	本	H=1.5 W=0.3 生垣支柱
タチカンツバキ	60	本	H=1.2 W=0.3 生垣支柱
シルバープリペット	275	本	H=0.8
オオヤエクチナシ	2	本	H=0.8
カシワバアジサイ	14	本	H=0.8 3本立ち
ヒペリカム 'ヒデコート'	715	本	H=0.5 W=0.3
シャリンバイ(赤花)	210	本	H=0.5 W=0.4
シャリンバイ(白花)	90	本	H=0.5 W=0.4
ヤマブキ	75	本	H=0.5 3本立ち
コデマリ	75	本	H=0.5 3本立ち
シモツケ	50	本	H=0.5 3本立ち
国営東京臨海広域防災公園屋上緑化工事 施工			
ヒイラギ	31	本	2.0 - 0.6
ゲッケイジュ	28	本	2.0 - 0.3
コブシ	7	本	2.5 0.1 0.8
サルスベリ	9	本	2.5 0.12 1.0
カンツバキ	15	本	0.3 - 0.3
イヌツゲ	218	本	1.2 - 0.4
イヌツゲ 'ゴールデン'	465	本	H0.3
ボックスウッド	1366	本	0.5 - 0.25
クチナシ	280	本	0.5 - 0.3
コクチナシ	275	本	0.2 - 0.2
ハイビヤクシン	430	本	15.0cmVP L0.3
アベリア	15	本	0.5 - 0.3

5. 園地植栽(芝・地被類)

項目	数量		仕様
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その2)工事 施工			
野芝	10.198	m ²	ハタ張り
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その3)工事 施工			
ヒバカリカシム	124	本	10.5cmpot 3芽立
野芝	13361	m ²	ハタ張り
国営東京臨海広域防災公園園地整備(その4)工事 施工			
フィリフェラ・オーレア	165	株	H=0.4 ホット径15.0 9P/m ²
アベリア 'ホーブレイズ'	1,885	株	H=0.2 ホット径12.0 9P/m ²
ブルー・パシフィック	1,442	株	ホット径12.0 9P/m ²
ブルー・チップ	690	株	ホット径10.5 25P/m ²
メギ 'アトロブルブレア'	270	株	ホット径10.5 16P/m ²
アカンサス	2	株	ホット径18.0
アガパンサス	455	株	ホット径12.0 25P/m ²
アガパンサス 'ブラエコクス'	170	株	ホット径10.5 25P/m ² 耐陰性
タマシダ	220	株	ホット径15.0 16P/m ²
ガザニア	104	株	ホット径10.5 25P/m ²
ファイリヤブラン	450	株	ホット径10.5 25P/m ²
ヘメロカリス	96	株	ホット径10.5 16P/m ²
国営東京臨海広域防災公園屋上緑化工事 施工			

スイカズラ	515	株	9.0cmVP L0.3 16P/m ²
オカメザサ	3456	株	12.0cmVP 5芽立 25P/m ²
Juni.com. 'フルー	1104	株	H0.3 16P/m ²
タマリユウ	6399	株	7.5cmVP 5芽立 49P/m ²
ハデラ・カリソス	77	株	10.5cmVP L0.3 3芽立 9P/m ²
テイカカズラ	20	株	9.0cmVP L0.3 16P/箇所
コウライシバ	329	m ²	
ハデラ・ハリックス	216	株	9.0cmVP L0.3 3芽立 壁面緑化：156株6P/m 屋上壁面緑化部：60株6P/m
ハデラ・h・コールド	216	株	9.0cmVP L0.3 3芽立 壁面緑化部6P/m
ハデラ・h・ヒツハ	216	株	9.0cmVP L0.3 3芽立 壁面緑化部6P/m
国営東京臨海広域防災公園園地整備（その5）工事 施工			
ノウゼンカズラ	498	株	

運転方法

壁泉及びミストは、それぞれのポンプ（P2、MIS）で運転。

1 台のポンプ運転を切換え、スプリングラー・直上噴水・シンボル噴水を演出する。

60 分間のタイムスケジュールを繰り返して運転。下記のタイムスケジュールは入力済み。

タイムスケジュール

	0分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
スプリングラー																															
直上噴水																															
シンボル噴水																															
ミスト噴水																															
壁泉																															

	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59		
スプリングラー																																
直上噴水																																
シンボル噴水																																
ミスト噴水																																
壁泉																																

保守点検内容（参考）

始業点検（3月）、中間点検（6・8月）、終了点検（10月）

水質検査（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則による）

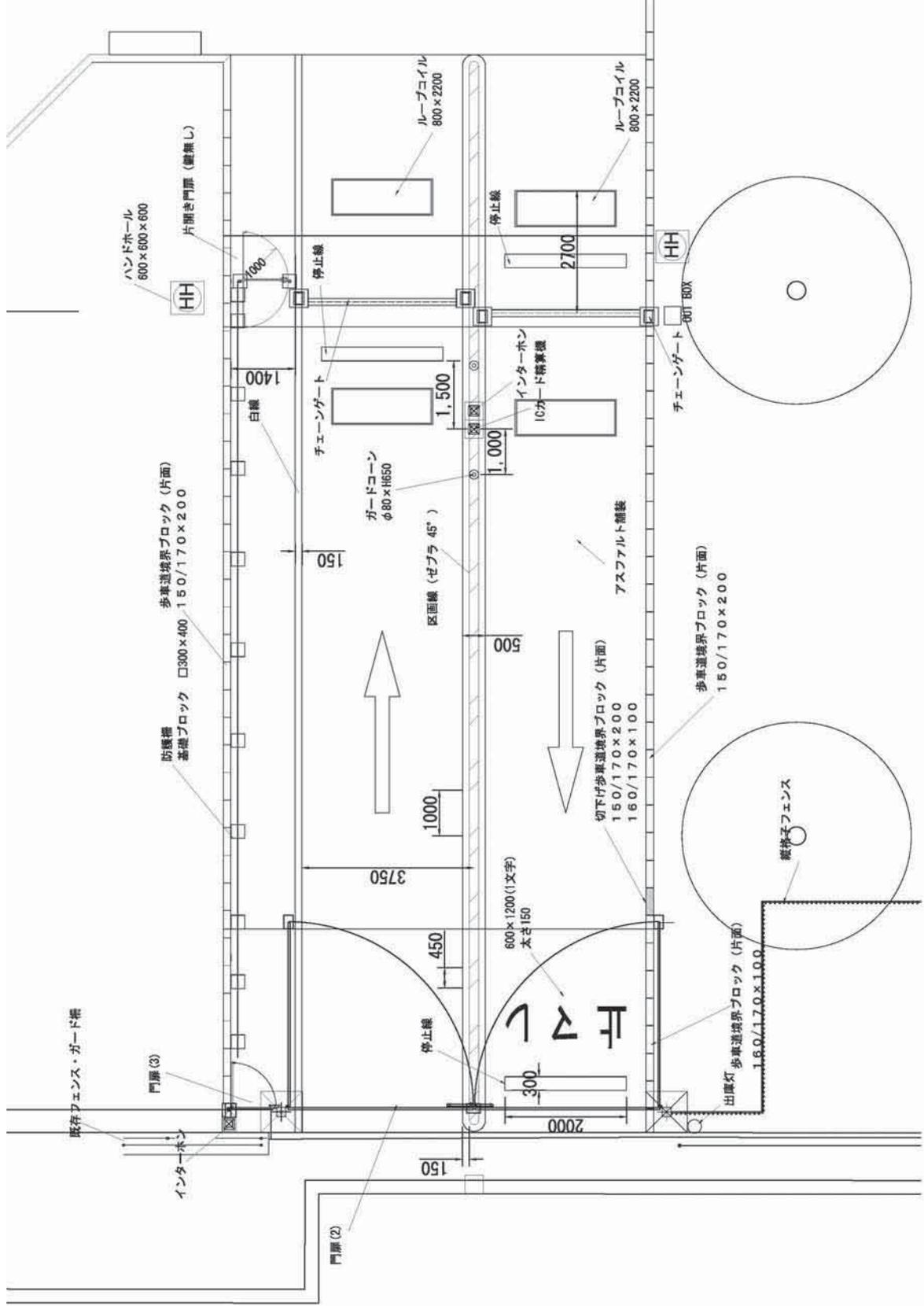
消耗品

銅イオン殺藻装置銅イオンカートリッジ交換 1回／1年（3月）

塩素薬液補充 2回／年（6・8月）

ろ過機ろ材交換 1回／5年

○ 進入路部平面図



実施要領

I. 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

運営維持管理全般について企画立案を行い、業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行う。

II. 運営維持管理業務

1. 工作物管理

日常、適宜巡回点検し、破損の原因となる箇所の小規模な修繕を適切に行う。

体験学習施設	
項目	内容
日常・定期点検及び保守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示装置等が正常な状況にあるかどうか測定、視覚、聴覚、臭覚及び触覚等により展示装置等の状態を確認し、その良否を判定のうえ点検表に記録するとともに展示装置等の各部位を常に最良な状態に保つ。 ・ 展示装置等が正常な状態にあり、漏電、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく完全に作動すること。 ・ 機器の稼働状況が表示ランプ等により識別が必要な機器については、常に識別可能な状態にあること。 ・ 運営サービスの提供に支障を及ぼすことなく、かつ、利用者が安全、快適に施設を利用できるような状態が維持されていること。 ・ 劣化等による危険・障害の未然防止に努め、展示装置等が有する性能を保つ。 ・ ライフサイクルコストの削減、環境負荷の低減及び環境汚染物質の発生防止に努める。 ・ 故障によるサービスの中断に係る対応を定め迅速な回復に努める。 ・ 苦情、要望、情報提供に対して、必要な現場調査、初期対応、処置を迅速に行う。 ・ 交換部品の交換、補充品の補充を行い、必要に応じて調整及び注油等を行う。 ・ 各機器の仕様を事前に確認し、契約電力量及び契約熱容量を超過しないように機器を稼働させる。
園地・屋上庭園	
項目	内容
工作物	水景施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気点検、動作点検、機器点検、試運転調整、水質検査、清掃を行う。 ・ 水質検査は関連法令に基づき実施する。 ・ 交換部品の交換、補充品の補充を行い、必要に応じて調整及び注油等を行う。
	ベンチ <ul style="list-style-type: none"> ・ ぐらつき、汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。
	パーゴラ <ul style="list-style-type: none"> ・ ぐらつき、汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。
外構	舗装 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無を点検する。 ・ 歩行部の排水状況(水溜りの有無)を点検する。 ・ 駐車場内の区分(白線等)は見えにくくなっていないか点検する。

その他の付属物	<ul style="list-style-type: none"> 案内表示等の敷地内に設置されている付属物のぐらつき、汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。
塀	<ul style="list-style-type: none"> 塀と周辺地盤との相対的な沈下及び浮上の有無を点検する。 塀の傾斜の状態の良否を点検する。 ひび割れ、エフロレッセンス、浮き、はらみ、剥離及び剥落の有無を点検する。 異常なたわみ及びそりの有無を点検する。 付属物のがたつき、破損及び腐食の有無並びに落下の恐れがないことを点検する。
門	<ul style="list-style-type: none"> 作動状態の良否及び損傷の有無を点検する。 さび及び腐食の有無を点検する。 取付け状態の良否を点検する。
手摺り・柵	<ul style="list-style-type: none"> 本体、支持部材及び支柱埋設部に著しい損傷、変形、腐食、ぐらつきがないか確認を行う。
排水桝、マンホール、側溝、街きよ	<ul style="list-style-type: none"> 排水状態の良否を点検する。 側溝及び街きよの破損の有無を点検する。 排水桝と建物及び周辺地盤との相対的な沈下並びに浮上の有無を点検する。 排水桝と排水管との接続部分のずれ及び損傷の有無を点検する。 排水桝及びマンホールの蓋の破損の有無を点検する。 端水桝、マンホール及び蓋に付属する金物の取付け状態の良否、さび及び腐食の有無を点検する。
公園灯	<ul style="list-style-type: none"> ランプ等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換を行う。 照明のタイムスケジュールの変更の際には民間事業者において作業を行う。
水道水栓	<ul style="list-style-type: none"> 水道水栓パッキン等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換を行う。 散水栓ボックス開閉器、水栓用キー式ハンドルは適切に行う。

- 建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律による点検(東京都建築基準法施行細則第10条八、官公庁施設の建設等に関する法律施行規則第1条)は別業務において行う予定。
- 必要に応じて補修を行う。

2. 清掃

(1) 業務内容

公園利用の動向、塵芥の発生量、天候等に応じて適切な措置をとり、常時、清潔に保つ。

項目	内容
体験学習施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が快適に展示装置等を利用できるよう、清潔かつ快適な施設環境を保つ。 ・ 目に見える埃、ごみ、汚れ、シミ、落書きがないように努める その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部棟は建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物である。 ・ 別業務において、害虫・ねずみ防除作業、タイルカーペット洗浄、窓ガラス清掃を実施する時には、実施時期の調整、什器類の移動等を行う。 ・ 園内のごみの発生量や分別作業を抑制するため、利用者動向に配慮してごみ箱の設置方法、箇所数や設置場所を決定し、必要に応じて見直しを行う。
項目	内容
園地、工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、常時公園内・屋上庭園を清潔に保つ。 ・ 舗装面のガム等の汚れは早めに除去し、美観を保つ。 ・ 汚れの除去は工作物の腐食防止の観点からも行う。 ・ 園内にごみ箱が設置された場合はごみの回収を行う。

- ・ 業務において発生した廃棄物は所定の場所に運搬し、堆積すること。堆積場所は本部棟内の塵芥室を予定している。都立公園内のごみ管路投入施設への投入作業を本業務において実施する場合がある。

3. 運営管理

(1) 業務内容

利用者指導及び利用者サービス、広報・行催事等に関する業務を行う。

使用料の徴収等、利用者指導及び利用者サービス、救急、広報・行催事等、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

利用者の安全・安心を確保し、管理を行う。体験学習施設の設計工事において作成する「体験学習施設運営マニュアル」及び「施設保全マニュアル」を参考にして実施する。

項目	内容
受付・案内	<ul style="list-style-type: none">・ 園内・体験学習施設の受付・案内・園内放送業務を行う。必要に応じて、放送内容の制作・設定、案内表示の設置を行う。放送用マイク設備は1階民間事業者執務室及び2階施設管理室に設置してある。放送内容の設定と更新を必要に応じて行う。・ 受付・案内を行う場所は主として1階エントランスホールのカウンター又は1階民間事業者執務室を想定している。常時、対応ができる体制とする。・ 利用者に対して分かりやすく親切丁寧な受付・案内を行う。・ 利用者に対して施設、設備、備品等の利用方法について分かりやすく説明する。・ 利用に供さない場所については、柵・案内表示による安全対策を行う。・ 発注者が受けた視察者への案内対応については、可能な範囲で協力する。
駐車場利用者対応	<ul style="list-style-type: none">・ 団体用大型バス(8台)及び施設関係者用駐車場(中型3台)の利用者への対応を行う(インターホン対応及びチェーンゲート開閉)。・ インターホン受話器及びチェーンゲート操作機は1階民間事業者執務室に設置してある。・ チェーンゲートの開閉は IC カード、暗証番号及び遠隔操作により可能である。チェーンゲートの開閉にあたっては、安全を確認してから行う。・ 駐車場の一般来園者の利用については緊急災害現地対策本部設置時の円滑な利用転換のために原則として禁止する。・ 出庫灯の音量は必要に応じて調整する。ランプ切れの際には交換を行う。・ 進入路部を含む駐車場の清掃は別業務において実施する清掃他業務において行う。必要に応じて調整を行う。

<p>使用料の徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第20条にもとづく使用料の徴収を行う。 使用料を徴収する際には、領収書を発行する。 徴収済みの使用料は、発注者が指定する方法に従って国庫に納入する。 						
<p>体験学習施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者誘導、PDA の貸出、返却作業を行う。 防災ギャラリー、情報ラウンジ、映像ホール、レクチャールームにおいて、機器の使用方法、展示内容の説明、防災に関する情報提供を行う。 学習プログラム、教材類の作成、更新を行う。 展示内容の更新を行う。(簡易なものに限る。) 展示装置の操作・点検保守を行う。 展示装置は、毎日、開館前までに安全に動作することを点検する。また、誘導灯や避難通路等が正常に利用できるか点検する。 閉館時については、利用者が全て施設外へ退出したことを民間事業者が確認した後に、維持管理上必要なもの以外の全ての電源を切る。 開館時間中、利用者の安全管理を行う。安全管理を行うにあたり、発注者が設置した室内管理カメラを利用することができる。 運営内容に応じて、免震装置及び内閣府施設の案内を行う。 体験学習施設内の想定ポスト数は以下の通り。 <table border="1" data-bbox="368 1384 1342 1507"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>想定ポスト数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階展示施設</td> <td>4ポスト</td> </tr> <tr> <td>2階展示施設</td> <td>1ポスト</td> </tr> </tbody> </table>	配置場所	想定ポスト数	1階展示施設	4ポスト	2階展示施設	1ポスト
配置場所	想定ポスト数						
1階展示施設	4ポスト						
2階展示施設	1ポスト						
<p>広報・行催事 (自主事業除く) 利用者誘致</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者は、広報・行催事の実施にあたっては地域の活性化等に寄与するように、地元公共団体、各種団体、企業、市民等との連携を、積極的に推進する。民間事業者は、学校等団体利用や持込みの行催事の積極的な誘致を図るとともに、これらの利用が他の来園者の利用や安全に支障が生じないように十分に調整を図って対応する。 民間事業者は、本公園の利用促進のために、利用者の動向を把握しながら、その費用及び効果を分析・検討し、効率的かつ効果的な広報・行催事を計画的に実施する。 民間事業者は、以下の行催事を本業務の範囲内で実施すること。 以下の行催事は最低限の開催頻度であり、規模や頻度等の具体的な行催事の内容については、提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、年間行事 						

	<p>計画書に反映する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的・テーマ</th> <th>参加者</th> <th>開催頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災関連の普及啓発(大規模)</td> <td>100人程度以上</td> <td>2回/年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">防災関連の普及啓発(中規模)</td> </tr> <tr> <td>近隣施設との連携によるもの</td> <td>50人程度以上</td> <td>12回/年以上</td> </tr> <tr> <td>市民との協働によるもの</td> <td>50人程度以上</td> <td>12回/年以上</td> </tr> <tr> <td>防災関連の普及啓発以外の行催事</td> <td>50人程度以上</td> <td>12回/年以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上記の行催事は非収益事業とし、参加者からの料金徴収は実費相当額のみ認める。 実施場所は屋内・屋外どちらでも構わない。 民間事業者の収益事業として実施する場合は、自主事業として実施する。 	目的・テーマ	参加者	開催頻度	防災関連の普及啓発(大規模)	100人程度以上	2回/年以上	防災関連の普及啓発(中規模)			近隣施設との連携によるもの	50人程度以上	12回/年以上	市民との協働によるもの	50人程度以上	12回/年以上	防災関連の普及啓発以外の行催事	50人程度以上	12回/年以上
目的・テーマ	参加者	開催頻度																	
防災関連の普及啓発(大規模)	100人程度以上	2回/年以上																	
防災関連の普及啓発(中規模)																			
近隣施設との連携によるもの	50人程度以上	12回/年以上																	
市民との協働によるもの	50人程度以上	12回/年以上																	
防災関連の普及啓発以外の行催事	50人程度以上	12回/年以上																	
許可申請 受付・調整	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者は、第三者によるイベント・工事等に伴う許可申請等について、受付を行い、申請内容および申請に伴う行為に関する調整を申請者との間で行う。 民間事業者は、事前の相談も受け、ボランティア団体やその他の協力団体が本公園で実施するイベント等が継続・発展するよう調整・協力する。 																		
非常時・緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> 災害等発生や事故発生などの非常時・緊急時の対応は、以下のとおりとする。 事故等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、関係者に速やかに通報する。 事故等が発生した場合、民間事業者は発注者と協力して事故等の原因調査に当たる。 災害発生時等の緊急時には、安全に留意しながら、利用者を安全な場所に避難誘導する。 地震・火災の場合は、本部棟の消防計画に基づき、速やかに利用者を安全な場所に避難するよう誘導する。必要に応じて広域避難場所(「有明テニスの森公園」)への利用者の誘導を行う。 火災、地震などの災害発生時や運営中にけが人が出た場合、本部棟内、園内、消防、行政など、必要とされる連絡先への情報伝達や応急処置など適切な対応を行う。 民間事業者は、前項の措置をとった場合は、その結果を速やかに調査職員に報告する。 																		
巡視	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者は、安全・快適かつ適切な公園利用ができるよう園内を巡視し、利用者への指導及び利用者サービスを行うとともに施設を点検確認する。 民間事業者は、常に利用者の動向を把握し、適切に利用者指導及び利用者サービスを行う。 民間事業者は、定期的に園内巡視を行い、防犯、防火その他の安全確認を行う。 																		

	<p>閉園期間中は必要に応じて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者は、不適切な公園利用を行っている者及びその恐れがあると認められる者を確認した時は、速やかにこれを制止もしくは適切な利用指導を行う。 ・ 民間事業者は、利用者が利用者指導に応じないで他の利用者に危害を及ぼしたり、施設に損傷を与えるなどの迷惑行為を行った場合、またはその恐れがある場合は、臨機の措置を取り、かつ、速やかに発注者に報告し、その指示を受けなければならない ・ 民間事業者は、施設の損傷及び消防、救急活動等緊急を要する事態を認めたときは臨機の措置をとり、速やかに発注者に報告するものとする。 ・ 巡視の際に不具合を確認した際には適切な対応をその都度行う。 ・ 「東京臨海広域防災公園における行為の禁止等に関する取扱い要領」を理解し、巡視にあたる。
<p>パンフレット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本公園・体験学習施設に関するパンフレットを作成、配布する。 ・ パンフレットの内容には、貸室等の施設貸出案内を含める。 ・ パンフレットの記載内容について、配布・公表前にあらかじめ発注者に確認を受ける。 ・ パンフレットは、A4版、4ページ、カラー、年間 10,000 部程度とする。 ・ 内容の修正に対応するために、作成部数は年間で分割して作成する。 ・ 在庫管理を行い、不足が予想される場合には速やかに作成を行う。

公園事務所ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> • 下記の規定類に準拠して業務の履行にあたる。(貸与する。) 国土交通省情報セキュリティポリシー 関東地方整備局情報セキュリティ実施手順書 関東地方整備局ウェブデザインガイドライン ホームページ作成ルール • 過年度のデータは貸与する。(ホームページは平成21年度内に公開予定。)本業務を実施するためのデータの修正作業・維持管理を民間事業者において行う。 • 園内・体験学習施設に関する以下の業務を行う。 運営維持管理内容に応じたウェブサイトデータの作成 ウェブサイト維持管理 携帯版ウェブサイト維持管理 検索エンジン対策 • 内容は、本業務の趣旨等の観点から適切なものとし、事前に発注者の確認を受ける。 • ホームページの情報量は、A4版の文書に換算して10ページ程度を想定する。 • 内容の主要な部分は4カ国以上の多言語に対応する。 • アクセスカウンタを維持し、アクセス解析を行う。 • サーバーは国土交通省関東地方整備局が利用しているものを無償で利用することができる。 • データの更新は運営維持管理内容に応じて、可能な限り最新ものとし、3回/月以上行う。 • アップロード作業等の局内LANを介して行う作業については、外部から行うことはできない。 1階公園事務所内の関東地方整備局所有のパソコン室の管理パソコンにおいて行う。 パソコン室への入退室は限られた必要最低限の者のみとし、入退室の際には入退室管理簿に記録を行う。入退室管理簿の様式は「関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書」の別紙様式-1による。 • 開園時間、利用料金、利用制限、注意事項、広報・行催事(自主事業を含む)等の情報更新について臨機の対応を行う。 • 本業務の履行終了後には最終のウェブサイトデータ、取扱説明書類を発注者に提出する。
-------------	---

<p>問合せ対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公園及び体験学習施設に関する問合せがあった場合は、適切に対応する。国の事業に関する事等、民間事業者では対応できないものについては、適切に発注者に引き継ぐ。 • 想定される問合せ内容と適切な対処についてマニュアル化し、業務関係者に配布するとともに理解の徹底を図る。 • マニュアル化されたものについては、契約期間中、適宜内容更新を行い、その都度運営スタッフに理解の徹底を図る。 • 問合せ内容と対処について記録を残し、必要に応じて発注者に提出する。
<p>拾得物対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理する。 • 拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届け出る。 • 園内に放置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては、一定期間保管した後、処分する。 • 廃棄されたものか疑わしい場合は、一定期間撤去要請の掲示(張り紙)をした後所有者が不明の場合は処分する。 • 民間事業者と契約した者及び運営スタッフ等が、公園内で他人の紛失した物件を拾得した時には、速やかに民間事業者に届け出るように指導する。 • 民間事業者と契約した者及び運営スタッフ等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。

4. 発災時利用者避難誘導業務

(1) 業務内容

大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する場合は下記の業務を行う。

項目	内容
管理移行	<ul style="list-style-type: none">・ 入園者を園外の一時的な避難場所（有明テニスの森公園）に避難誘導する。・ 緊急災害現地対策本部活動用の場所の確保のために、2階防災ギャラリー、展示室（レクチャールーム）、1階エントランスホール、屋外の園地に設置されている備品及び展示装置等の移動を行う。・ 開館時間外等、民間事業者が不在の場合において対応が必要な場合、発注者が備品及び展示装置等の移動を行うことがある。・ 閉園に関して利用者への告知をホームページ、園内看板、施設入り口等において行う。
被災点検	<ul style="list-style-type: none">・ 園内、体験学習施設の現場確認・ 応急措置・ 危険箇所の明示・ 自己の安全を図りながら被災箇所を現場確認する。・ 二次災害を防止するため、必要に応じて危険箇所を明示し、施設の応急措置を施す。・ 発注者に被災状況、対応方策を報告する。
再開準備	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急災害現地対策本部設置期間中及び撤収後には体験学習施設及び園地の状況を調査・確認する・ 確認された状況にもとづき運営再開計画を立案し発注者と協議する。・ 運営再開に向けて、必要に応じて備品及び展示装置等の移動、修復、その他の諸準備等を行なう。・ 運営再開準備完了を発注者に報告する。・ 運営再開に関して利用者への告知をホームページ、園内看板、施設入口等において行う。
マニュアル作成	<ul style="list-style-type: none">・ 一連の作業手順を記載したマニュアルを発注者と協議の上作成し、運営スタッフに徹底を図る。

5. 自主事業

(1) 業務内容

民間事業者は、本公園の設置目的達成や利用促進の一環として、自主事業を行うことが出来る。本公園の利用促進のために積極的な実施を進めること。

Ⅲ. 植物管理業務

1. 植物管理

(1) 業務内容

利用状況、景観、及び生物の生育環境等に応じ、植物の特性にあった年間業務理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行う。

項目	内容	
植栽の活力度	<ul style="list-style-type: none"> 生育不良、枯損及び病害虫の兆候の有無を点検する。 植栽以外の雑草の生育の有無を点検する。 	
芝生管理	<ul style="list-style-type: none"> 均一に刈り払い、ツル性雑草は除去する。仮り跡はきれいに清掃する。 必要に応じて刈草を所定の場所に堆積し、適正に処分する。 必要に応じて補植、病害虫防除を行う(エントランス広場、多目的広場、屋上庭園)。 ノシバ: 芝刈6回/年程度(集草無し)、施肥1回/年程度(1年毎に全体の1/3を実施する)を想定。 コウライシバ: 芝刈4回/年程度(集草有り)、施肥1回/年程度を想定。 	
灌水	<ul style="list-style-type: none"> 植物の正常な生育のために、必要に応じて灌水を行う。園内及び屋上庭園には散水栓が設置されている。屋上には自動灌水設備が設置されている。 多目的広場の雨水貯留槽の水を灌水に利用ができる。消火訓練で雨水貯留槽の水を使用する場合があるので利用調整を行うこと。 	
樹木管理 ・ 草花管理	樹木剪定(高木)	<ul style="list-style-type: none"> 基本剪定および軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行う。 公園樹木の剪定は、通常、自然系仕立てとし、原則としてぶつ切りは行わない。 花木類の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意する。 平均して、1回/2年程度(1年毎に全体の1/2を実施する)を想定。
	低木管理 草花管理	<ul style="list-style-type: none"> 生垣は樹木の特性に応じて切詰め、中透かし等を適切に行う。1回/年程度を想定。 単木、寄植の低木は、密生箇所を刈り透かし、刈地原形を考慮しつつ適切に刈り込む。1回/年程度を想定。 植栽地の除草を適切な時期に行う。2回/年程度を想定。
	施肥	<ul style="list-style-type: none"> 施肥を行う際は、樹木特性や施肥の種類(寒肥、追肥等)を配慮し、最も効果的な方法で行う。 1回/年程度(高木は除く)を想定。
	病害虫防除	<ul style="list-style-type: none"> 病害虫発生の早期発見に努め、極力、薬剤を使用しない方法(剪定防除、補栽等)により防除を行う。 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、使用量を最小限にとどめるよう努める。 薬剤散布に際しては近隣や公園利用者に事前周知を行うとともに、健康被害の防止に充分配慮する。

樹木管理 ・ 低木管理 ・ 草地管理	枯損木撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として地上部のみを撤去する。 ・ 支障樹木は原則的に移植により対処する。 ・ 生育不良樹木については、樹勢回復や延命措置を総合的に考えあわせ、真にやむを得ない場合に限り伐採を行う。また、伐採にあたっては来園者等に事前周知を行う。 ・ 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去を行う。
	支柱管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、支柱取り替え、結束直しを行う。 ・ 不要になった支柱は速やかに撤去する。
屋上庭園管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防水層に植物根の侵入等による損傷の兆候の有無を点検するとともに未然に防止の措置を行う。 ・ 排水溝、ドレンに植栽土、枯葉等の堆積等がないか点検するとともに常に最良な状態を保つ。 ・ 自動灌水設備及び散水設備の損傷の有無及び作動状態を点検するとともに装置等の各部位を常に最良な状態を保つ。 ・ 自動灌水設備のタイマー設定の変更を必要に応じて行う。 	
壁面緑化管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動灌水設備及び散水設備の損傷の有無及び作動状態を点検するとともに装置等の各部位を常に最良な状態を保つ。 ・ 自動灌水設備のタイマー設定の変更を必要に応じて行う。 	

- ・ 各植栽他の管理に当たっては、来園者の利用や安全性に支障が生じないように、必要な作業を適切な時期や方法を選び実施する。

事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 〔地面の状態、 遊具の構造、 利用者の行 動、服装・持 ち物 等〕			
保護者等の見守 り状況			

当該施設の写真・図面

別紙添付あり 別紙添付なし

事故発生後の対応

負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省	

備考

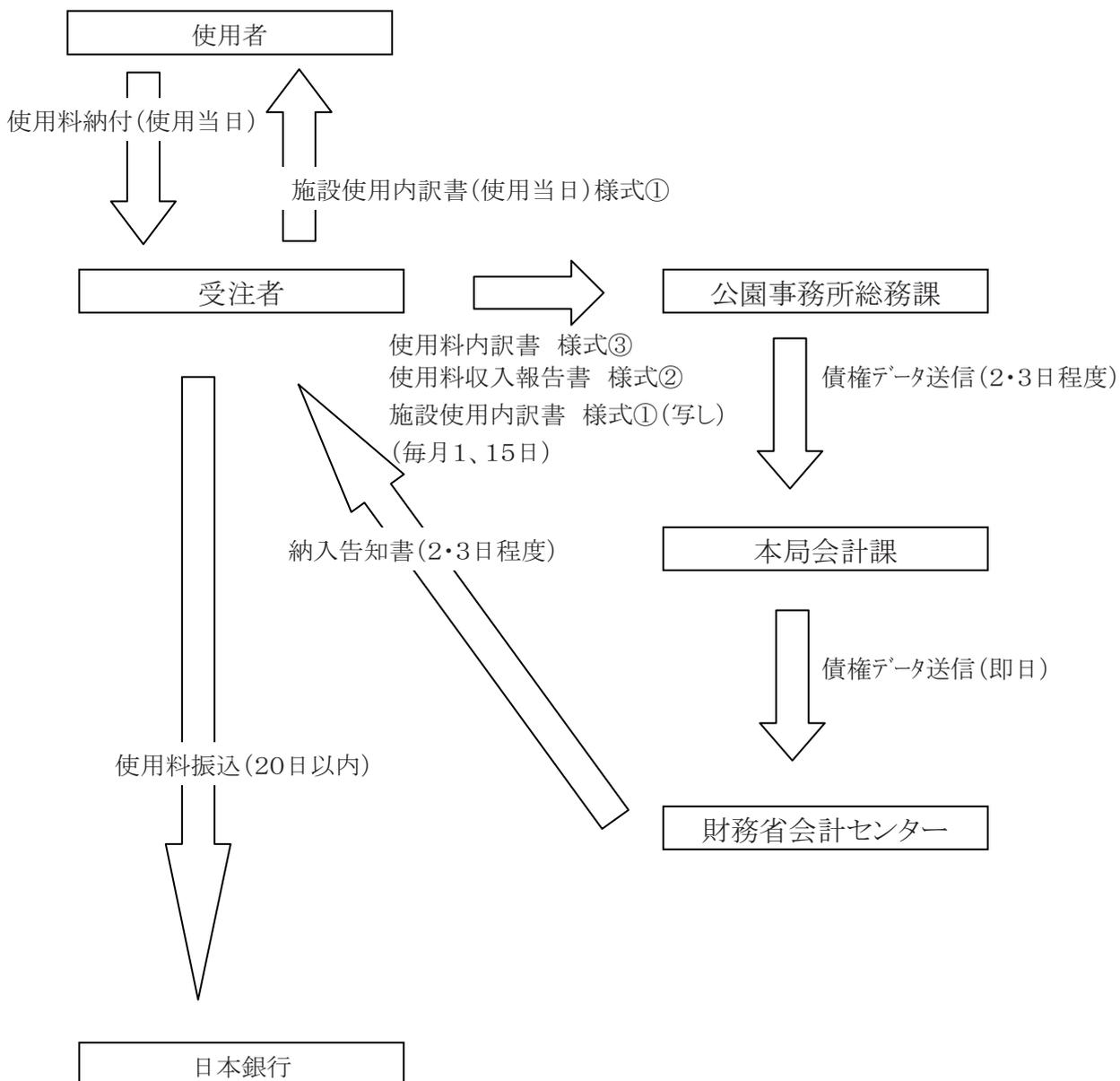
記録者

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)

使用料手続

使用料の徴収の流れ



※ 受注者は窓口となり、申請の補助業務を行う。

※ 各様式は受注者において用意する。

施設使用内訳書 例

領収書No. _____

様

平成 年 月 日

貸出場所	使用日	使用時間	使用料
〇〇1	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
〇〇2	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
〇〇3	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
〇〇4	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
〇〇5	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
	H 年 月 日	時 分 ~ 時 分	円
			円
		合計	円

担当者

受注者名

使用料収入報告書 例

国営昭和記念公園事務所所長
●●● 殿

平成 年 月 日から
1、期間

平成 年 月 日まで

2、金額 ￥

別紙内訳のとおり

上記のとおり収入があったので報告します

平成 年 月 日
受注者名 印

使用料内訳書 例

平成 年 月

貸出場所	〇〇1			〇〇2			〇〇3			〇〇4			〇〇5			合計	
	午前	午後	全日		金額												
日 曜																	〇〇
1	1	1	〇〇														
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	

	〇〇1	〇〇2	〇〇3	〇〇4	〇〇5
午前	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
午後	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
終日	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

受注者名

印

申請書手続

各種申請書

設置・管理許可申請書 様式ア

公園管理者以外の方が、公園内に売店等の公園施設を設け、又はその公園施設を管理しようとするときは、申請書（別紙）を公園管理者に提出してその許可を受ける必要があります。

許可を受けた事項を変更しようとするときも同様です。

公園管理者との協議が成立することをもって許可します。その際には許可証の発送を行います。 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条

行為の許可申請書 様式イ

公園管理者以外の方が、公園内において物品販売、頒布、ロケーション、コンサートや展示会等の行為をしようとするときは、申請書を実施日の2週間前までに公園管理者に提出してその許可を受ける必要があります。

許可を受けた事項を変更しようとするときも同様です。

公園管理者との協議が成立することをもって許可します。その際には許可証の発送を行います。

申請書、使用箇所図の他に目的・内容等の確認ができる具体的な企画書などを添付して下さい。

車両入園許可申請・占用申請がある場合は一緒に提出して下さい。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条

車輛入園許可申請書 様式ウ

公園内は原則的に車輛の乗り入れは禁止です（駐車場を除く）。機材搬入等で車輛を乗り入れる必要がある場合に提出して下さい。駐車料は不要です。

占用申請書 様式エ

設置・管理許可申請書又は行為の許可申請書の申請の際に、公園を独占的に使用する場合に申請が必要です。

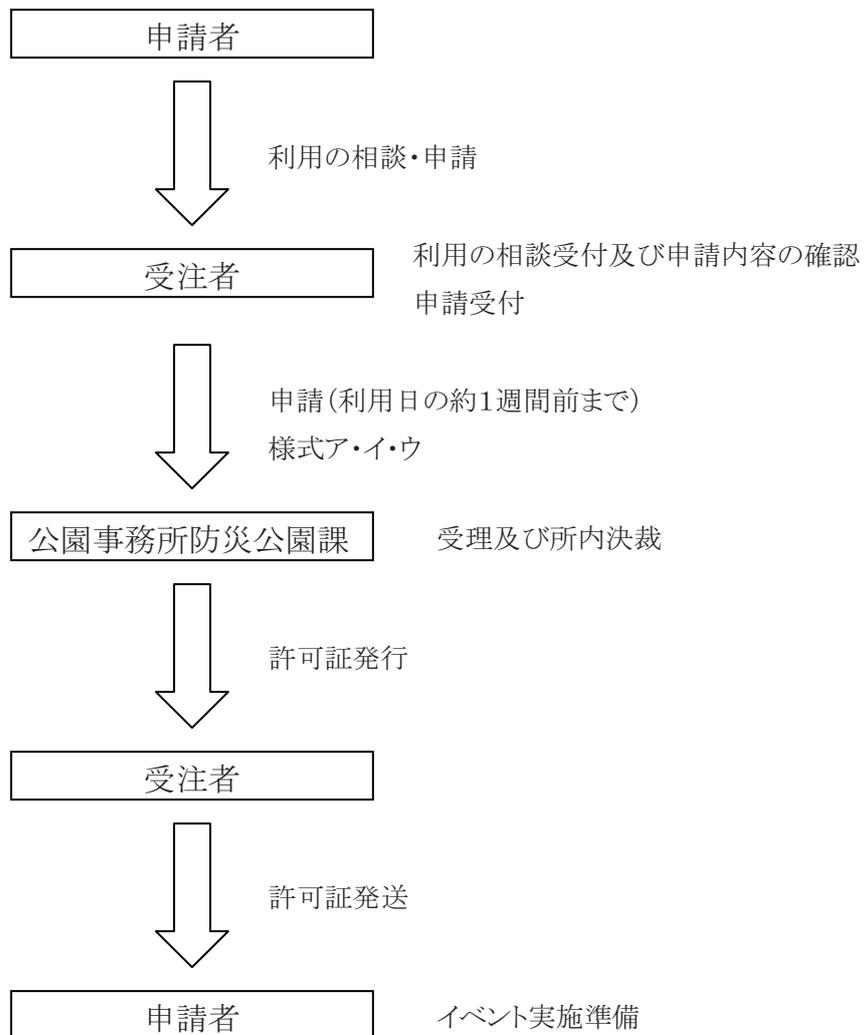
大型の機材（レール、イントレなど）やテントなどを設置する場合や、コーンやロープなどで場所を仕切って独占的に使用する場合に申請が必要です。

占用料が必要となります。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条

申請手続きの流れ

(都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条、第12条)

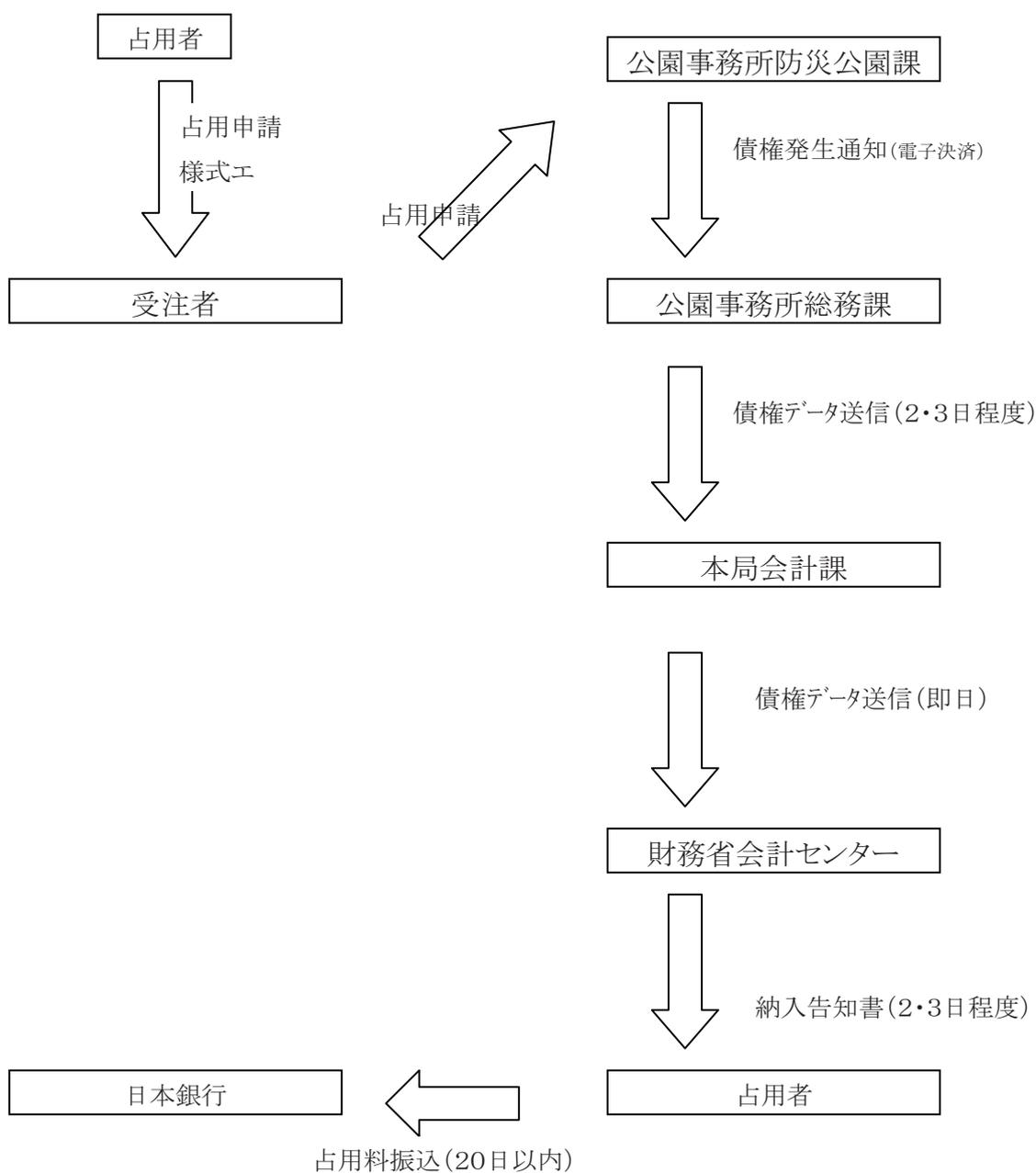


※ 受注者は申請窓口となり、申請の補助業務を行う。

※ 各様式は受注者において用意する。

占用申請手続きの流れ

(都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条）



※ 受注者は申請窓口となり、申請の補助業務を行う。

※ 各様式は受注者において用意する。

(記載例)

平成 年 月 日

公園管理者
 国土交通省関東地方整備局長
 ● ● ● 殿

申請者 住所
 氏名 印

都市公園法第5条第二項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

設置目的	公園内●●に●●及び●●を設置し、来園者の便宜を図る。
設置期間	平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで
設置場所	東京臨海広域防災公園内 (別添図面参照)
施設の構造	別添図面のとおり。
施設の外観	別添図面のとおり。
施設の管理方法	●●●が責任を持って管理する。 管理者：
復旧方法	原形復旧します。

(記載例)

平成 年 月 日

公園管理者
 国土交通省関東地方整備局長
 ● ● ● 殿

申請者 住所
 氏名 印

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

行為の種別	
日時又は期間	平成 年 月 日 () : ~ :
場所	
目的	
内容	
その他参考となるべき事項	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
 - (1) 工作物の設置を伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間、その他必要な事項
 - (2) 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日

行為の許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
2. 「平成 年 月 日」は提出日を記入して下さい。
3. 「申請者住所」は、東京都内の場合は市町村名から、それ以外は都道府県名から記入して下さい。
4. 「申請者氏名」は、法人等の組織名称及び代表者肩書・氏名を記入し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印して下さい。
5. 「行為の種別」は、「展示会」、「競技会」「集会」「ロケーション」等記入し、大会名等ある場合は（ ）書きで記入して下さい。
6. 「日時又は期間」は、準備・撤去等の時間も含めて（予備日は「その他参考となるべき事項」へ）記入して下さい。
7. 「場所」は、園内施設名、広場名等を記入して下さい。なお、有明の丘基幹的広域防災拠点施設（本部棟）の利用に当たっては、室名等を記入して下さい。複数の室を利用する場合も全ての室名等を記入して下さい。
8. 「目的」は申請行為を行う目的、「内容」は申請行為の具体的内容を記入して下さい。
9. 申請行為の詳細事項・タイムスケジュール・担当者連絡先等を記入した企画書及び申請行為を行う範囲を図示した使用箇所図を添付して下さい。
10. 競技会の場合はスタート・ゴール・進行方向（→で図示）・給水箇所・救護テント等を記入したコース図及び緊急連絡体制図（電話番号を記入）を添付して下さい。
11. 模擬店を出す場合は、別途占用申請書を提出して下さい。

※園内の樹木、その他の公園施設を損傷した場合、他の利用者の方に不快感を与える行為をした場合、許可内容と異なる行為をした場合には許可を取り消し、即刻退園して頂く事があります。

車両入園許可申請書 (新規・追加)

平成 年 月 日

国営昭和記念公園事務所長 殿

申請者

(会社名) _____ 印

住 所 _____

TEL _____

内 容		期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
台 数	台	責 任 者	
運営維持管理業務 担当者			㊟

車両入園許可書

平成 年 月 日

_____ 殿

国営昭和記念公園事務所長

上記の申請について、下記入園規則を付して許可します。

車両入園規則

運転者は常に安全運転に心掛け、事故防止に万全を期するとともに下記事項を厳守すること。

1. 入退園方法及び時間
 - イ) 原則として、環状2号線側駐車場門扉から入退園すること。
 - ロ) 時間は開園時間内とする。但し、特別の事由により時間外に入退園する場合は事前に許可を受け指示に従うこと。
2. 指定園路以外の立入禁止
 - イ) 舗装された車両用園経路のみを走行すること。
3. 交通制限
 - イ) 車両の前面に本許可証を掲示し、園内標識に従うこと。
 - ロ) 制限速度は10km/h以下を厳守し、左側を走行すること。一般入園者も通行するので、運行には十分に注意すること。又、特定行事、日曜・祝祭日等の混雑時については、走行を禁止することがある。
 - ハ) 園内は歩行者優先であり、クラクションの使用は禁止する。
 - ニ) 駐停車する場合は車両の前後にセフティコーン（原則、青色）を置くこと。
4. その他
 - イ) 園内においては、担当者、警備員の指示に従うこと。
 - ロ) 園内において第三者に被害を与えた場合、又、公園施設に損害を与えた場合は速やかに担当者、警備員に報告するとともに応急処置をとること。又、理由の如何を問わず損害賠償の責を負うこと。
 - ハ) 上記許可条件を厳守しない時は、許可を取消すことがある。
 - ニ) この許可証は使用後に速やかに返却すること。

占用場所		園路	占用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)	申請者		占用分類		受付番号			
	その他	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)	申請者	平成 年 月 日	申請番号	第 号	平成 年 月 日	受付番号	第 号	平成 年 月 日		
申請者	許可申請 新規、更新、変更 (第 号) 申請番号 第 号 備 議 年 月 日 平成 年 月 日 公園管理者 関東地方整備局長 殿 住所 _____ 氏名 _____ 担当者 _____ 都市公園法第 6 条の規定により 許可を申請 する。 TEL _____ 郵便番号 <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> - <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/>											
	記入欄	(占有目的)					(復旧方法)					
						原形復旧						
	(占有物件の名称、規模及び数量)					(占有場所)						
						(占有期間) 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)						
	(占有物件の外観)					工事方法				工事期間		
	別添のとおり					平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)				平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)		
	(占有物件の管理の方法)					掘削面積						
	当方で責任を持って管理します。											
	面積計			面積計			面積計					

許 可 答 復 平成 年 月 日	昭 公 調 設 第 号 平成 年 月 日
住所 _____ 氏名 _____ 殿	公園管理者 関東地方整備局長 ㊟
平成 年 月 日付けで申請のあった都市公園占用については、下記のとおり 許 可 する。 答 復	
(占有物件の名称、規模及び数量)	(占有期間) 平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで (日間)
	(工事期間) 平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで (日間)
	掘削面積
	園路
	その他
	長 幅 面積 長 幅 面積 長 幅 面積
(占有物件の管理の方法)	
申請者が責任を持って管理する。	
	面積計 面積計 面積計
(復旧方法)	(占用料)
原形復旧	総 額 ¥ _____ 年 額 ¥ _____ 初年度 ¥ _____ 最終年度 ¥ _____
(許可条件) 下記のほか別紙のとおり	(履行期限) 納入通知書により指定する期限
記入要領	
1. 申請者は最上段太く内は記載しないこと。 2. (新規、更新、変更(第 号)) については、該当するものを○で囲み、更新及び変更の年月日 場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。 3. 申請者が法人である場合には、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載するとともに、担当者の所属、氏名及び電話番号を記載すること。 4. 「占有目的」の欄には、占有物件を設置する理由を具体的に記載すること。 5. 「占有物件の名称、規模及び数量」の欄には、工作物、物件又は施設の名称、規模(縦、横、高さ等についての寸法)、数量を記載すること。 6. 「占有場所」の欄には、地番まで記載すること。又広場名も記載すること。 7. 「占有物件の外観」の欄には、地下埋設の場合は、「地下埋設」と記載すること。 8. 「占有物件の管理の方法」の欄には、管理方法及び方法を記載すること。 9. 「復旧方法」の欄には、占有を停止した時の復旧方法について記載すること。 10. 「工事方法」の欄には、工事を伴うものについて工事の方法(掘削の場合は「開削」、「シールド」、添加で足場を組む場合は「足場」等)を記載すること。 11. 「工事期間」の欄には、工事の方法を記載したものについて、その工期を記載すること。 12. 「掘削面積」の欄には、掘削を伴うものについてのみ記載すること。 13. 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の上部に変更後のものを、下部に変更前のものを() 書すること。	

占用許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
「 第 号」
 2. 新規、更新、変更（ ）欄については、該当するものを○で囲み、更新及び
年 月 日」
変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記入して下さい。
 3. 「氏名」は、法人等の組織名称及び代表者名・担当者名を記入し、代表者印を押印して下さい。
 4. 「占用目的」の欄には、「○○工事の現場事務所」「○○競技会の本部」等、具体的に記入して下さい。
 5. 「占用物件の名称、規模及び数量」の欄は、「詰所 ○㎡」「仮設テント○張 ○㎡」等記入し、数量の端数処理は不要です。
 6. 「占用物件の外観」がわかる様な寸法・占用面積計算を記入した図面を添付して下さい。
 7. 「占用場所」の欄には、「○○広場」等、具体的に記入し、位置図及び詳細図を添付して下さい。
 8. 「占用期間」は、事前設置の期間（工事期間）も含めて記入して下さい。
 9. 許可書は、納入告知書（＝使用料請求書）と一緒に申請書記載の住所へ送付します。
- ※申請書は、添付図と共に物件を設置する2週間前までに提出して下さい。

占用許可条件

1. 占用期間の更新を行うときは、占用期間の満了2週間前までに書面をもって公園管理者に協議して下さい。
2. 占用料は、有償・無償 とします。
3. 占有者は、善良なる管理者の注意をもって当該占用物件を管理して下さい。
4. 占有者は、占用期間中に当該占用物件を当該目的以外に供してはいけません。
5. 占有者は、当該占用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはいけません。
6. 公園管理者は、次の各号の一に該当するときは、占有者に協議の上、当該占用物件に係る協議内容の取消、又は変更を行う事ができます。
 - (1) 占有者が本許可、回答書に示す条件に違反したとき。
 - (2) 公園施設に支障が生じたとき、又は生じる恐れのあるとき。
 - (3) 公園計画上、占用物件の構造を変更する必要性のあるとき。
7. 占用期間が満了し、又は占用物件に係る協議を前条により取消し、当該占用物件の撤去を行ったときは、速やかに原状回復しなければなりません。ただし、占用期間の更新がなされるとき、又は公園管理者が承認したときはこの限りではありません。
8. 本件に関し疑義のあるとき、その他占用物件についての疑義を生じたときは公園管理者及び占有者が協議の上決定します。
9. 大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する際に、占有者が不在の場合に発注者が占用物の移動を行うことがあります。

東京臨海広域防災公園における行為の禁止等に関する取扱要領（案）

（目 的）

第1条 この要領は、東京臨海広域防災公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等について、法令で定めるもののほか、その運営維持管理方針に基づき、行為の内容に応じた方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要領において「公園内」とは、都市公園法（以下「法」という。）の定めるところにより公告された区域及び一般に公開されている区域をいう。

2 この要領において「職員等」とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一. 国営昭和記念公園事務所（以下「公園事務所」という。）の職員。
- 二. 国から施設の警備、清掃、施設保全、運営維持管理、植物管理、安全管理等を委託された事業者の職員。

3 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入る全ての者をいう。

（場所の指定等）

第3条 都市公園法施行令第18条に定める指定する場所は次の各号に定める場所とする。

- 一. 第3号関係 屋外多目的広場のほか公園事務所長が指定する場所。
- 二. 第4号関係 管理用施設及び必要に応じ公園事務所長が指定する「立入禁止」区域で標識等により明示される区域。
- 三. 第5号関係 駐車場及びその進入路及び車両用園路。

（禁止行為）

第4条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。

- 一. 花卉又は果実種子等を採取する行為。ただし、調査研究等を目的として許可を得た者を除く。
- 二. 前条第1号に定める指定場所以外の場所でガスコンロ、石油コンロ並びに花火等の火気を使用する行為。

- 三. 灰皿のある場所以外での喫煙。
- 四. 他の利用者及び近隣の快適性を明らかに損なう音響の発生。
- 五. 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為。
- 六. 公園事務所長の許可なく、洗濯、寝泊まり等をする行為。
- 七. 自転車の利用に関し次の各号に掲げる行為。
 - イ 自転車進入禁止区域が設定された場所への乗り入れ、ただし許可車は除く。
 - ロ 定められた駐輪場以外の区域の自転車の駐輪。
 - ハ 過度なスピード走行。

(許可申請)

第5条 公園内における行為のうち次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ公園事務所長の許可を受けるものとする。

- 一. 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事。
- 二. 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事。
- 三. ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うもの。
- 四. 写真又は映画等を営利目的で撮影するもの。

(許可基準)

第6条 法第12条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- 一. 本公園の設置目的に直接関係のない集会。
- 二. 著しく公共性に欠け、又は排他的な催し。
- 三. 営利のみを目的とした集会。
- 四. 公共性に欠ける募金又は署名活動。
- 五. 公園利用又は公園管理に関係のない調査（国土交通省関係は可）。
- 六. 休園日又は開園時間外の利用、ただし公園の宣伝効果が高いと認められるものを除く。
- 七. 次の各号の一に該当し明らかに公園利用の快適性を損なうもの。
- 八. 公園施設の損傷又は汚損。
- 九. 公園の風致又は美観の侵害。
- 十. 他の利用者に危害を与え又は不便を生じさせること。
- 十一. 災害対応の活動に支障となる固定物の設置。
- 十二. 前各号に定めるもののほか、公園事務所長が公園の利用又は管理上から不都合と認めるもの。

- 2 第一項の規定にかかわらず、職員等が、公園利用の促進又は利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とする。

(許可条件)

第7条 公園内の行為について許可をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一. 一般利用者に迷惑をかけないように留意すること。
 - イ 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - ロ 公園を損傷したり汚損するなど公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
 - ハ 公園の風致及び美観、その他の公園としての機能を害しないこと。
- 二. 許可を受けた事項を変更するときは、簡易なものを除き公園事務所長の許可を受けること。
- 三. 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに公園事務所又は公園管理所の職員に報告するとともに、公園利用者の安全を図り、申請者の責任において速やかに処理すること。
- 四. 次に示すような場合、許可を取り消したり必要な措置を命ずる場合がある。
 - イ 申請内容に偽りがあつたり、不正な手段により許可を受けた場合。
 - ロ この許可条件を守らない場合。
 - ハ 公園の保全又は、公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合。
 - ニ 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
 - ホ 許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なう場合。
- 五. 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、公園事務所又は公園管理所の職員の指示に従うこと。
- 六. 学校関係者は当日前に生徒の健康管理を充分におこない、当日は校医又は保健担当員を必ず来園させること。
- 七. ポスター、チラシ、チケット、撮影時には努めて「東京臨海広域防災公園」の名称又は音声を入れること。
- 八. 休園、閉園時間内に機材等を園内に置く場合は、申請者において管理責任を負うこと。
- 九. 日程・使用箇所が必要最低限であり、公園内の工事や行催事等に支障がないこと。
- 十. 許可の期間が満了したときは公園を直ちに現状に回復すること。
ただし現状に回復することが不適當な場合は、公園事務所又は公園管理所の職員の指示に従い必要な措置を講ずること。

- 十一. 公園施設を損傷し、汚損し又は滅失した場合は、これを修理し、もしくは現状に回復又は賠償すること。
- 十二. 大規模コンサートの実施にあたっては、下記の許可条件を遵守すること。
- イ 都市公園法第12条第1項にもとづく行為の許可申請書に添付された企画書において下記事項の記載を行い、運営維持管理業務を行う事業者と調整が計られていること。
- 概要
組織表
設営計画
安全管理計画
近隣対応計画
損傷復旧計画
交通計画
販売計画 他必要事項
- ロ 設営から撤去までの期間を最短にすること。
- ハ 警察・消防・交通機関との調整は申請者が行うこと。
- ニ 近隣への事前の説明及び苦情処理は申請者が行うこと。
- ホ 終演時間は原則として、閉園時間内より前に設定すること。ただし、近隣との調整の上、決定すること。
- へ 設営、本番、撤去時に責任者を常駐させること。休園、閉園時間内に機材等を園内に置く場合は、警備担当者を常駐させること。
- ト 入退場時には誘導担当者を配置させ、観客の誘導を速やかに行うこと。
- チ 実施当日は医師又は看護担当者を常駐させること。
- リ 車両の走行は原則、閉園時間内とすること。
- ヌ コンサート終了後5日以内に運営維持管理業務を行う事業者と現地立会いを行い、復旧内容の確認を行い、指示に従った復旧をすること。
- ル 企画書を変更する場合は、運営維持管理業務を行う事業者の許可を得ること。
- ヲ 都市公園法の許可を受けるまでは周知活動、チケット販売等を行わないこと。
- ワ イベント保険に加入すること。
- カ 実施、中止に関わる費用と責任については、すべて申請者にて負うこと。

(持ち込み禁止物件、制限物件)

第8条 法第11条に準じ、公園内への持ち込み禁止物件、制限物件を次のとおり2ランクに分け、公園の安全かつ快適な利用に対処する。

一. 公園内への持ち込みを禁止する物件

- イ 刀剣類 (モデルガン、木刀、竹刀を含む)
- ロ ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン模型類等
- ハ 捕鳥網、植物採集道具、釣り道具類
- ニ 爆発性、引火性の高い花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類 (定められた場所で使用する家庭用のガス器具類、イベントを除く)
- ホ テント (個人利用)
- ヘ その他、公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの

二. 指定場所における使用等の条件付きで持ち込みを認める物件

- イ 一輪車、ローラースケート、インラインスケート、キックボード、スケートボード
- ロ タープ、パラソル、デッキチェア
- ハ 凧、カイト類
- ニ その他、場所の特定が必要と思われるもの

(利用指導)

第9条 職員等はその職務に応じ、法令及びこの要領に定める禁止行為又は許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限又は適切な利用指導を行う。

附則 この要領は平成22年4月1日から適用する。

体験学習施設の設計時の年間利用者想定（設計・工事受注者技術提案書より）

集客推計

集客のポテンシャル検証

運営維持管理の技術提案を行う上で、「体験学習施設」の集客のポテンシャル（潜在需要）がどの程度あり、どのような運営が行えるか検証を行う。

[検証方法]

既存類似施設の年間集客数、展示延べ床面積、展示初期投資額、有料／無料区分のデータから重回帰分析を行い、「体験学習施設」のポテンシャル（潜在需要）を検証する。

集客のモデル式を下記のように設定し重回帰分析を行う。

[モデル式]

$$\text{年間集客 } Y = aX1 + bX2 + cX3 + d$$

(年間集客数：Y 延べ床面積：X1 初期投資：X2 有料・無料：X3 係数：a,b,c,d)

[類似施設データ]

	年間集客 (人/年)	延べ床面積 (m ²)	展示初期投資 (百万円)	無料/有料
埼玉防災センター	11,416	543	197	1 無料
横浜こども科学館	284,104	6,484	1,102	0 有料
横浜市民防災センター	49,536	3,406	290	1 無料
京都市青少年科学センター	183,981	9,675	220	0 有料
札幌市青少年科学館	351,901	10,017	687	0 有料
札幌市民防災センター	46,758	1,870	452	1 無料
赤穂市立海洋科学館	53,523	1,248	126	0 有料
仙台市科学館	187,490	12,208	1,330	0 有料
大阪市阿倍野防災センター	99,580	2,404	1,200	1 無料
大阪府立大型児童館ビッグバン	286,353	10,234	1,390	0 有料
地下鉄博物館	130,735	3,535	931	0 有料
琵琶湖博物館	972,890	23,987	4,563	0 有料
品川区防災センター	21,103	2,110	580	1 無料
福岡市民防災センター	94,501	2,373	341	1 無料
北区防災センター	40,462	2,791	89	1 無料

[重回帰分析結果]

重回帰分析の結果、年間集客数は下記の式から算定できる。

(展示面積) (初期投資) (無料)

$$\begin{aligned} \text{年間集客 } Y &= 17.8 \times 3232 \square + 111.3 \times 720 \text{百万円} - 27620.6 \times 1 - 9985.9 \\ &= 100,114 \text{人/年} \end{aligned}$$

[検証結果]

当計画の「体験学習施設」の展示延床面積（3232□）、展示初期投資額（500～720百万円）

入場（無料）のデータをモデル式に当てはめると、

年間集客は、77,860人（500百万円投資）～100,114人（720百万円投資）となる。

従って、当計画の「学習体験施設」は7.5～10万人の集客ポテンシャルがあると言える。

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

業務の名称 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務の企画書に基づく選定の参加について関心がありますので、技術資料を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長
菊川 滋 殿

提出者) 住 所
電話番号
FAX
会社名 ○○○○(株)
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
FAX
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号: 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
△△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札による場合は代表者印を押印して下さい。

(提出様式1-2)
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
社名:○○				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1 2 3 4				
内容種別 1 2 3 4				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入)				平成22年4月1日時点○名

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出する。
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。
 注6:内容種別欄は募集要項の「表1 企業の業務実績等に関する要件」のa)～d)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
 注7:「表1 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。

(提出様式1-3)

○業務責任者の業務実績

担当する分担業務：○○業務

ふりがな 氏名		生年月日 年 月 日				
所属・役職						
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間
○○○○○○○○○○業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1 2 3 4						
○○○○○○○○○○業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1 2 3 4						
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月	
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月
保有資格(植物管理業務責任者のみ記入)						
1級造園施工管理技士 (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)						

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出する。
- 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
- 注5:記載する業務件数による評価は行わない。
- 注6:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあることを約束する念書等(任意書式)及び業務経歴証明書(提出様式1-8)を添付する。
- 注7:内容種別欄は募集要項の「表2 配置予定者の業務実績に関する要件」のa)～d)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
- 注8:「表2 配置予定者の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。

(提出様式1-4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社則等(守秘義務が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1:守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

(提出様式 1 - 5) 業務実施体制

提案する職務区分名	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等（業務内容に対する適切性について記載）	1週間の勤務時間	備考
		常勤	非常勤	委託	その他（具体的に）			
		○	—	—				

- ※ 組織図（業務実施のための管理機構）を添付する（任意様式）。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
- ※ 備考欄には、履行期間中の常駐場所、共同企業体の場合は所属企業名を記載する。
- ※ 発災時利用者避難誘導業務を行うことに留意して業務実施体制を提案すること。
- ※ 加点項目の「ウ）基幹的広域防災拠点としての役割」は様式 2 - 2 - 3 とあわせ、本様式の記載内容も勘案して評価する。

(提出様式1-6)実施方針

- ※ 別紙1 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務仕様書の「第1条 公園の目的」、「第17条 運営維持管理方針」に留意すること。
- ※ 加点項目の「ウ) 基幹的広域防災拠点としての役割」は様式2-2-3とあわせ、本様式の記載内容も勘案して評価する。

※A4版2枚以内以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※年間業務計画書を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

(提出様式1-7)再委託の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託の予定がある場合に記入する。

(提出様式1-8)業務経験証明書

氏名 <small>ふりがな</small>	(年 月 日生)
会社名	
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

年 月 日

住 所

電話番号

FAX

会社名 〇〇〇〇(株)

代表者 役職名 氏名 印

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長
菊川 滋 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号: 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
 △△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

ア) 体験学習施設の利用者数の確保について

※数値目標の設定とともにどのような取り組みによってそれを実現するか具体的に記述する。

※各項目毎にA4版2枚以内にまとめる。(図表を含む)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※添付資料は認めない。

(提出様式 2 - 2 - 2)

イ) 利用者満足度の向上について

※数値目標の設定とともにどのような取り組みによってそれを実現するか具体的に記述する。

※各項目毎にA4版2枚以内にまとめる。(図表を含む)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※添付資料は認めない。

(提出様式 2 - 2 - 3)

ウ) 基幹的広域防災拠点としての役割

※基幹的広域防災拠点としての本公園の役割の理解、発災時に向けた体制、訓練、利用者への本公園の役割についての理解促進のための取り組みについて記載する。

※各項目毎にA4版2枚以内にまとめる。(図表を含む)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※添付資料は認めない。

(提出様式 2 - 2 - 4)

エ) 多様な利用プログラムの提供

※災害に関する知識、技術、自助互助共助の意識の習得の観点から、屋外多目的広場を含めた体験学習施設の運営プログラムの実施内容について記載する。

※各項目毎にA4版2枚以内にまとめる。(図表を含む)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※添付資料は認めない。

(提出様式 2 - 2 - 5)

○)○○について

※各項目毎にA4版2枚以内にまとめる。(図表を含む)
※文字寸法は10.5ポイント以上。
※添付資料は認めない。